請負工事施工管理基準

令和 2 年 10 月

名古屋市緑政土木局

目　　次

出来形管理基準の索引
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・準―１～44
請負工事施工管理基準
１　目　　的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　適　　用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　施工管理の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４　施工管理の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
５　施工管理の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
６　規格値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
７　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

出来形管理基準及び規格値
第３編　工事共通編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
第１章　　土工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
第２章　　無筋・鉄筋コンクリート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第３章　　一般施工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第４章　　共通施工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
第４編　河川編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
第１章　　築堤・護岸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
第２章　　浚渫（川）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・98
第３章　　樋門・樋管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
第４章　　水門・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
第５章　　堰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
第６章　　排水機場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102
第７章　　床止め・床固め・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
第８章　　河川維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
第９章　　河川修繕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
第５編　砂防編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
第１章　　砂防堰堤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
第２章　　流路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
第３章　　斜面対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
第６編　道路編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
第１章　　道路改良・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
第２章　　舗装・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
第３章　　道路付属物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111
第４章　　橋梁下部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114
第５章　　橋梁上部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119

第６章　　コンクリート橋上部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119
第 11 章　共同溝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119
第 12 章　電線共同溝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
第 13 章　道路維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・123
第 14 章　雪寒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・―
第 15 章　道路修繕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125
第７編　公園緑地編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・126
第１章　　基盤整備工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・126
第２章　　植栽・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
第３章　　施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・129
第４章　　グランド・コート整備工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136
第８編　下水道編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・137
第１章　　管路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・137
第２章　　処理場・ポンプ場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・148

品質管理基準及び規格値

別に定める請負工事品質管理基準（名古屋市緑政土木局）による

様式

（様式　１）　　出来形成果総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（様式　２）　　出来形管理図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（様式　２－２）　出来形管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（様式　２－３）　出来形管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（様式　２－４）　出来形管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（様式　２－５）　出来形管理図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（様式　２－６）　出来形管理図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

別紙１

整備書類（データ）一覧表（参考）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

出来形管理基準の索引

【第３編　工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　土工				
第３節　河川土工・砂防土工	１．３．２掘削工	掘削工		4
		掘削工（面管理の場合）		4
		掘削工（水中部）（面管理の場合）		5
	１．３．３盛土工	盛土工		6
		盛土工（面管理の場合）		6
	１．３．４盛土補強工	補強工（テールアルメ）壁工法		7
		多数アンカー式補強土工法		7
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		7
	１．３．５法面整形工	盛土部		8
	１．３．６堤防天端工			8
第４節　道路土工	１．４．２掘削工	掘削工		9
		掘削工（面管理の場合）		9
	１．４．３路体盛土工	路体盛土工		10
		路体盛土工（面管理の場合）		10
	１．４．４路床盛土工	路床盛土工		10
		路床盛土工（面管理の場合）		10
	１．４．６盛土補強工		第３編１．３．４盛土補強工	7
	１．４．７法面整形工	盛土部	第３編１．３．５法面整形工	8
第２章　無筋・鉄筋鉄筋コンクリート				
第７節　鉄筋工	２．７．４鉄筋の組立			11
第３章　一般施工				
第３節　共通的工種	３．３．４矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		11
		軽量鋼矢板		11
		コンクリート矢板		11
		広幅鋼矢板		11
		可とう鋼矢板		11
	３．３．６縁石工	縁石・アスカーブ		11

【第3編　工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節　共通的工種	3．3．7桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		12
		ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ仮組立検査を実施する場合		12
		仮組立検査を実施しない場合		14
		鋼製堰堤製作工（仮組立時）		15
	3．3．8工場塗装工			15
第3節　共通的工種	3．3．9コンクリート面塗装工			16
第4節　基礎工	3．4．1一般事項	切込砂利		16
		砕石基礎工		16
		割ぐり石基礎		16
		均しコンクリート		16
	3．4．3基礎工（護岸）	場所打		16
		プレキャスト		16
	3．4．4既製杭工	既製コンクリート杭		17
		鋼管杭		17
		H鋼杭		17
		鋼管ソイルセメント杭		17
	3．4．5場所打杭工			17
	3．4．6深礎工			17
	3．4．7オープンケーソン基礎工			18
	3．4．8ニューマチックケーソン基礎工			18
	3．4．9鋼管矢板基礎工			18
第5節　法面工	3．5．2法面整形工	盛土部	第3編1．3．5法面整形工	8
	3．5．3法枠工	現場打法枠工		19
		現場吹付法枠工		19
		プレキャスト法枠工		19
	3．5．6吹付工	コンクリート		20
		モルタル		20

【第３編　工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節　法面工	３．５．７植生工	種子散布工		21
		張芝工		21
		筋芝工		21
		市松芝工		21
		植生シート・マット工		21
		種子帯工		21
		人工張芝工		21
		植生穴工		21
		植生基材吹付工		21
		客土吹付工		21
第6節　石・ブロック積（張）工	３．６．３コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		22
		コンクリートブロック張り		22
		連節ブロック張り		22
		天端保護ブロック		23
	３．６．４緑化ブロック工			23
	３．６．５石積（張）工			24
第8節　一般舗装工	３．８．７橋面防水工			—
	３．８．８アスファルト舗装工	下層路盤工	下層路盤工	25
			面管理の場合	25
		上層路盤工（粒度調整路盤工、改良路盤工）	上層路盤工（粒度調整路盤工、改良路盤工）	26
			面管理の場合	26
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	27
			面管理の場合	27
		加熱アスファルト安定処理工	加熱アスファルト安定処理工	28
			面管理の場合	28

【第３編　工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節　一般舗装工	３．８．８アスファルト舗装工	基層工	基層工	29
			面管理の場合	29
		表層工	表層工	30
			面管理の場合	30
	３．８．９半たわみ性舗装工	下層路盤工	下層路盤工	31
			面管理の場合	31
		上層路盤工（粒度調整路盤工、改良路盤工）	上層路盤工（粒度調整路盤工、改良路盤工）	32
			面管理の場合	32
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	33
			面管理の場合	33
		加熱アスファルト安定処理工	加熱アスファルト安定処理工	34
			面管理の場合	34
		基層工	基層工	35
			面管理の場合	35
		表層工	表層工	36
			面管理の場合	36
	３．８．10排水性舗装工	下層路盤工	下層路盤工	37
			面管理の場合	37
		上層路盤工（粒度調整路盤工、改良路盤工）	上層路盤工（粒度調整路盤工、改良路盤工）	38
			面管理の場合	38
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	39
			面管理の場合	39
		加熱アスファルト安定処理工	加熱アスファルト安定処理工	40
			面管理の場合	40
		基層工	基層工	41
			面管理の場合	41

【第３編　工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第８節　一般舗装工	３．８．10 排水性舗装工	表層工	表層工	42
			面管理の場合	42
	３．８．11 透水性舗装工	路盤工	路盤工	43
			面管理の場合	43
		表層工	表層工	44
			面管理の場合	44
	３．８．12 グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工	加熱アスファルト安定処理工	45
			面管理の場合	45
		基層工	基層工	46
			面管理の場合	46
		表層工	表層工	47
			面管理の場合	47
	３．８．13 改質アスファルト舗装工	下層路盤工	下層路盤工	48
			面管理の場合	48
		上層路盤工（粒度調整路盤工、改良路盤工）	上層路盤工（粒度調整路盤工、改良路盤工）	49
			面管理の場合	49
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	50
			面管理の場合	50
		加熱アスファルト安定処理工	加熱アスファルト安定処理工	51
			面管理の場合	51
		基層工	基層工	52
			面管理の場合	52
		表層工	表層工	53
			面管理の場合	53
	３．８．15 脱色アスファルト舗装工	路盤工	路盤工	54
			面管理の場合	54

【第３編　工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節　一般舗装工	３．８．15 脱色アスファルト舗装工	表層工	表層工	55
			面管理の場合	55
	３．８．17 コンクリート舗装工	下層路盤工	下層路盤工	56
			面管理の場合	56
		改良路盤工、粒度調整路盤工	改良路盤工、粒度調整路盤工	57
			面管理の場合	57
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工	58
			面管理の場合	58
		アスファルト中間層	アスファルト中間層	59
			面管理の場合	59
		コンクリート舗装版工	コンクリート舗装版工	60
			面管理の場合	61
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）	転圧コンクリート版工（下層路盤工）	62
			面管理の場合	62
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤、改良路盤工）	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤、改良路盤工）	63
			面管理の場合	63
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	64
			面管理の場合	64
	３．８．17 コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）	65
			面管理の場合	65
		転圧コンクリート版工	転圧コンクリート版工	66
			面管理の場合	67
		連続鉄筋コンクリート舗装工		—
	３．８．18 ブロック舗装工	路盤工		68
		基礎工		68

【第３編　工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第9節　地盤改良工	３．９．２路床安定処理工			69
	３．９．３置換工			69
	３．９．４表層安定処理工	サンドマット（海上）		69
	３．９．４表層安定処理工	サンドマット（ＩＣＴ施工）		69
	３．９．５パイルネット工			70
	３．９．６サンドマット工			70
	３．９．７バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		70
		ペーパードレーン工		70
		袋詰式サンドドレーン工		70
	３．９．８締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		70
	３．９．９固結工	粉末噴射撹拌工		71
		高圧噴射撹拌工		71
		スラリー撹拌工		71
		生石灰パイル工		71
		スラリー撹拌工		71
		スラリー撹拌工	施工履歴データを利用する場合	71
		中層混合処理		72
第12節　仮設工	３．12．５土留・仮締切工	H鋼杭		70
		鋼矢板		72
		アンカー工		73
		連節ブロック張り工		73
		締切盛土		73
		中詰盛土		74
	３．12．９地中連続壁工（壁式）			74
	３．12．10地中連続壁工（柱列式）			74
第12節　仮設工	３．12．21法面吹付工			74
第13節　軽量盛土工	３．13．２軽量盛土工		第３編１．４．３路体盛土工	10
第４章　共通施工（第４編～第８編）				
第１節　共通関係	４．１．１現場塗装工			75
	４．１．２場所打擁壁工			76
	４．１．３プレキャスト擁壁工			76

【第３編　工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1節　共通関係	４．１．４井桁ブロック工			77
	４．１．５アンカー工			77
	４．１．６側溝工	プレキャストU形側溝		77
		Ｌ形側溝		77
		自由勾配側溝		77
		管渠		77
	４．１．７場所打水路工			78
	４．１．８集水桝工			78
	４．１．９暗渠工			78
	４．１．10 刃口金物製作工			78
	４．１．11 階段工			79
第2節　河川関係	４．２．１巨石張り、巨石積み	多自然川づくり関連工		79
	４．２．２かごマット			79
	４．２．３じゃかご			79
	４．２．４ふとんかご、かご枠			80
	４．２．５根固めブロック工			80
	４．２．６沈床工			80
	４．２．７捨石工			81
	４．２．８護岸付属物工			81
第3節　道路関係	４．３．１プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		81
	４．３．１プレキャストカルバート工	プレキャストパイプ工		81
	４．３．２落石防護柵工			81
	４．３．３検査路製作工			82
	４．３．４鋼製伸縮継手製作工			82
	４．３．５落橋防止装置製作工			82
	４．３．６鋼製排水管製作工			82
	４．３．７プレビーム用桁製作工			83

【第３編　工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節　道路関係	４．３．８橋梁用防護柵製作工			83
	４．３．９鋳造費	金属支承工		84
		大型ゴム支承工		85
	４．３．10 アンカーフレーム製作工			86
	４．３．11 仮設材製作工			86
	４．３．12 床版・横組工			86
	４．３．13 伸縮装置工	ゴムジョイント		86
		鋼製フィンガージョイント		87
		埋設型ジョイント		87
	４．３．14 地覆工			87
	４．３．15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工			87
	４．３．16 検査路工			88
	４．３．17 支承工	鋼製支承		88
		ゴム支承		88
	４．３．18 架設工（鋼橋）	クレーン架設		89
		ケーブルクレーン架設		89
		ケーブルエレクション架設		89
		架設桁架設		89
		送出し架設		89
		トラベラークレーン架設		89
	４．３．19 プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		90
		スラブ桁		90
	４．３．20 ポステンション桁製作工			90
	４．３．21 プレキャストセグメント製作工（購入工）			91
	４．３．22 プレキャストセグメント主桁組立工			91

【第３編　工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節　道路関係	４．３．23ＰＣホロースラブ製作工			91
	４．３．24ＰＣ箱桁製作工			92
	４．３．25ＰＣ押出し箱桁製作工			92
	４．３．26 架設工（コンクリート橋）	架設工（クレーン架設）		93
		架設工（架設桁架設）		93
		架設工支保工（固定）		93
		架設工支保工（移動）		93
		架設桁架設（片持架設）		93
		架設桁架設（押出し架設）		93
	４．３．27 路面切削工			94
		（面管理の場合）		94
	４．３．28 舗装打換え工			95
	４．３．29 オーバーレイ工			95
	４．３．30 オーバーレイ工	（面管理の場合）		96
	４．３．31 落橋防止装置工			96

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　築堤・護岸				
第３節　護岸基礎工	１．３．３基礎工		第３編３．４．３基礎工（護岸）	16
	１．３．４矢板工		第３編３．３．４矢板工	11
第４節　矢板護岸工	１．４．３笠コンクリート工		第３編３．４．３基礎工（護岸）	16
	１．４．４矢板工		第３編３．３．４矢板工	11
第５節　法覆護岸工	１．５．３コンクリートブロック工		第３編３．６．３コンクリートブロック工	22
	１．５．４護岸付属物工		第３編４．２．８護岸付属物工	81
	１．５．５石積（張）工		第３編３．６．５石積（張）工	24
	１．５．６法枠工		第３編３．５．３法枠工	19
	１．５．７かごマット工	かごマット	第３編４．２．２かごマット工	79
	１．５．８多自然川づくり関連工	巨石張り	第３編４．２．１巨石張り、巨石積み	79
		巨石積み	第３編４．２．１巨石張り、巨石積み	79
	１．５．９吹付工		第３編３．５．６吹付工	20
	１．５．10植生工		第３編３．５．７植生工	21
	１．５．11覆土工		第３編第１章第３節河川土工・砂防土工に準じる	準−1
	１．５．12羽口工		第３編４．２．３じゃかご	79
			第３編４．２．４ふとんかご、かご枠	80
			第３編４．２．４ふとんかご、かご枠	80
			第３編３．６．３コンクリート工（連節ブロック張り）	22
第６節　擁壁護岸工	１．６．３場所打擁壁工		第３編４．１．２場所打擁壁工	76
	１．６．４プレキャスト擁壁工		第３編４．１．３プレキャスト擁壁工	76
第７節　根固め工	１．７．３根固めブロック工		第３編４．２．５根固めブロック工	80
	１．７．５沈床工		第３編４．２．６沈床工	80
	１．７．６捨石工		第３編４．２．７捨石工	81
	１．７．７かご工	じゃかご	第３編４．２．３じゃかご	79
		ふとんかご	第３編４．２．４ふとんかご、かご枠	80

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節　水制工	１．８．３沈床工		第3編４．２．６沈床工	80
	１．８．４捨石工		第3編４．２．７捨石工	81
	１．８．５かご工	じゃかご	第3編４．２．３じゃかご	79
		ふとんかご	第3編４．２．４ふとんかご、かご枠	80
	１．８．８杭出し水制工			95
第9節　付帯道路工	１．９．３防護柵工		第6節編３．３．３防護柵工	111
	１．９．５アスファルト舗装工		第3編３．８．８アスファルト舗装工	25
	１．９．６コンクリート舗装工		第3編３．８．17 コンクリート舗装工	56
	１．９．７ブロック舗装工		第3編３．８．18 ブロック舗装工	68
	１．９．８側溝工		第3編４．１．６側溝工	77
	１．９．９集水桝工		第3編４．１．８集水桝工	78
	１．９．10 縁石工		第3編３．３．６縁石工	11
	１．９．11 区画線工		第6編３．５．２区画線工	112
第10節　付帯道路施設工	１．10．３道路付属物工	視線誘導標	第6編３．４．５視線誘導標	112
		距離標	第6編３．４．６距離標の設置	112
	１．10．４標識工		第6編３．４．３小型標識工	112
第11節　光ケーブル配管工	１．11．３配管工			97
	１．11．４ハンドホール工			97
第２章　浚渫（川）				
第3節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	２．３．２浚渫船運転工（民船・官船）			98
第4節　浚渫工（グラブ船）	２．４．２浚渫船運転工	２．４．２浚渫船運転工		98
		面管理の場合		99
第5節　浚渫工（バックホウ浚渫船）	２．５．２浚渫船運転工	２．５．２浚渫船運転工		98
		面管理の場合		99
第３章　樋門・樋管				
第3節　樋門・樋管本体工	３．３．３既製杭工		第3編３．４．４既製杭工	17
	３．３．４場所打杭工		第3編３．４．５場所打杭工	17

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節　樋門・樋管本体工	３．３．５矢板工		第3編3．3．４矢板工	11
	３．３．６函渠工	本体工		100
		ヒューム管		100
		ＰＣ管		100
		コルゲートパイプ		100
		ダクタイル鋳鉄管		100
		ＰＣ函渠	第3編4．3．１プレキャストカルバート工	81
	３．３．７翼壁工			100
	３．３．８水叩工			100
第4節　護床工	３．４．３根固めブロック工		第3編4．2．５根固めブロック工	80
	３．４．５沈床工		第3編4．2．６沈床工	80
	３．４．６捨石工		第3編4．2．７捨石工	81
	３．４．７かご工	じゃかご	第3編4．2．３じゃかご	79
		ふとんかご	第3編4．2．４ふとんかご、かご枠	80
第5節　水路工	３．５．３側溝工		第3編4．1．７場所打水路工	78
	３．５．４集水桝工		第3編4．1．８集水桝工	78
	３．５．５暗渠工		第3編4．1．９暗渠工	78
	３．５．６樋門接続暗渠工		第3編4．3．１プレキャストカルバート工	81
第6節　付属物設置工	３．６．３防止柵工		第6編3．3．４防止柵工	111
	３．６．７階段工		第3編4．1．11階段工	79
第４章　水門				
第3節　工場製作工	４．３．３桁製作工		第3編3．3．７桁製作工	12
	４．３．４鋼製伸縮継手製作工		第3編4．3．４鋼製伸縮継手製作工	82
	４．３．５落橋防止装置製作工		第3編4．3．５落橋防止装置製作工	82
	４．３．６鋼製排水管製作工		第3編4．3．６鋼製排水管製作工	82
	４．３．７橋梁用防護柵製作工		第3編4．3．８橋梁用防護柵製作工	83

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節　工場製作工	４．３．８鋳造費		第3編４．３．９鋳造費	84
	４．３．９仮設材製作工		第3編４．３．11 仮設材製作工	86
	４．３．10 工場塗装工		第3編３．３．８工場塗装工	15
第4節　水門本体工	４．４．４既製杭工		第3編３．４．４既製杭工	17
	４．４．５場所打杭工		第3編３．４．５場所打杭工	17
	４．４．６矢板工（遮水矢板）		第3編３．３．４矢板工	11
	４．４．７床版工			100
	４．４．８堰柱工			100
	４．４．９門柱工			100
	４．４．10 ゲート操作台工			100
	４．４．11 胸壁工			100
	４．４．12 翼壁工		第4編３．３．７翼壁工	100
	４．４．13 水叩工		第4編３．３．８水叩工	100
第5節　護床工	４．５．３根固めブロック工		第3編４．２．５根固めブロック工	80
	４．５．５沈床工		第3編４．２．６沈床工	80
	４．５．６捨石工		第3編４．２．７捨石工	81
	４．５．７かご工	じゃかご	第3編４．２．３じゃかご	79
		ふとんかご	第3編４．２．４ふとんかご、かご枠	80
第6節　付属物設置工	４．６．３防止柵工		第6編３．３．４防止柵工	111
	４．６．８階段工		第3編４．１．11 階段工	79
第7節　鋼管理橋上部工	４．７．４架設工（クレーン架設）		第3編４．３．18 架設工（鋼橋）	89
	４．７．５架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編４．３．18 架設工（鋼橋）	89
	４．７．６架設工（ケーブルエレクション架設）		第3編４．３．18 架設工（鋼橋）	89
	４．７．７架設工（架設桁架設）		第3編４．３．18 架設工（鋼橋）	89
	４．７．８架設工（送出し架設）		第3編４．３．18 架設工（鋼橋）	89
	４．７．９架設工（トラベラークレーン架設）		第3編４．３．18 架設工（鋼橋）	89
	４．７．10 支承工		第3編４．３．17 支承工	88

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第８節　橋梁現場塗装工	４．８．２現場塗装工		第３編４．１．１現場塗装工	75
第９節　床版工	４．９．２床版工		第３編４．３．12 床版・横組工	86
第 10 節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	４．10．２伸縮装置工		第３編４．３．13 伸縮装置工	86
	４．10．４地覆工		第３編４．３．14 地覆工	87
	４．10．５橋梁用防護柵工		第３編４．３．15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	87
	４．10．６橋梁用高欄工		第３編４．３．15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	87
	４．10．７検査路工		第３編４．３．16 検査路工	88
第 12 節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋）	４．12．２プレテンション桁製作工（購入工）		第３編４．３．19 プレテンション桁製作工（購入工）	90
	４．12．３ポステンション桁製作工		第３編４．３．20 ポステンション桁製作工	90
	４．12．４プレキャストセグメント製作工（購入工）		第３編４．３．21 プレキャストセグメント製作工（購入工）	91
	４．12．５プレキャストセグメント主桁組立工		第３編４．３．22 プレキャストセグメント主桁組立工	91
	４．12．６支承工		第３編４．３．17 支承工	88
	４．12．７架設工（クレーン架設）		第３編４．３．26 架設工（コンクリート橋）	93
	４．12．８架設工（架設桁架設）		第３編４．３．26 架設工（コンクリート橋）	93
	４．12．９床版・横組工		第３編４．３．12 床版・横組工	86
	４．12．10 落橋防止装置工		第３編４．３．30 落橋防止装置工	96
第 13 節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣホロースラブ橋）	４．13．２架設支保工(固定)		第３編４．３．26 架設工（コンクリート橋）	93
	４．13．３支保工		第４編４．３．17 支保工	88
	４．13．４落橋防止装置工		第４編４．３．30 落橋防止装置工	96
	４．13．５ＰＣホロースラブ製作工		第３編４．３．23ＰＣホロースラブ製作工	91
第 14 節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	４．14．２伸縮装置工		第３編４．３．13 伸縮装置工	86
	４．14．４地覆工		第３編４．３．14 地覆工	87
	４．14．５橋梁用防護柵工		第３編４．３．15 橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	４．14．６橋梁用高欄工		第３編４．３．15 橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	４．14．７検査路工		第３編４．３．16 検査路工	88

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第16節　舗装工	４．16．５アスファルト舗装工		第３編３．８．８アスファルト舗装工	25
	４．16．６半たわみ性舗装工		第３編３．８．９半たわみ性舗装工	31
	４．16．７排水性舗装工		第３編３．８．10排水性舗装工	37
	４．16．８透水性舗装工		第３編３．８．11透水性舗装工	43
	４．16．９グースアスファルト舗装工		第３編３．８．12グースアスファルト舗装工	45
	４．16．10コンクリート舗装工		第３編３．８．17コンクリート舗装工	56
	４．16．12ブロック舗装工		第３編３．８．18ブロック舗装工	68
第５章　堰				
第３節　工場製作工	５．３．３刃口金物製作工		第３編４．１．10刃口金物製作工	78
	５．３．４桁製作工		第３編３．３．７桁製作工	12
	５．３．５検査路製作工		第３編４．３．３検査路製作工	82
	５．３．６鋼製伸縮継手製作工		第３編４．３．４鋼製伸縮継手製作工	82
	５．３．７落橋防止装置製作工		第３編４．３．５落橋防止装置製作工	82
	５．３．８鋼製排水管製作工		第３編４．３．６鋼製排水管製作工	82
	５．３．９プレビーム用桁製作工		第３編４．３．７プレビーム用桁製作工	83
	５．３．10橋梁用防護柵製作工		第３編４．３．８橋梁用防護柵製作工	83
	５．３．11鋳造費		第３編４．３．９鋳造費	84
	５．３．12アンカーフレーム製作工		第３編４．３．10アンカーフレーム製作工	86
	５．３．13仮設材製作工		第３編４．３．11仮設材製作工	86
	５．３．14工場塗装工		第３編３．３．８工場塗装工	15
第４節　可動堰本体工	５．４．３既製杭工		第３編３．４．４既製杭工	17
	５．４．４場所打杭工		第３編３．４．５場所打杭工	17
	５．４．５オープンケーソン基礎工		第３編３．４．７オープンケーソン基礎工	18
	５．４．６ニューマチックケーソン基礎工		第３編３．４．８ニューマチックケーソン基礎工	18
	５．４．７矢板工		第３編３．３．４矢板工	11
	５．４．８床版工		第４編４．４．７床版工	100
	５．４．９堰柱工		第４編４．４．８堰柱工	100

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第４節　可動堰本体工	５．４．10 門柱工		第４編４．４．９門柱工	100
	５．４．11 ゲート操作台工		第４編４．４．10 ゲート操作台工	100
	５．４．12 水叩工		第４編４．４．13 水叩工	101
	５．４．13 閘門工			101
	５．４．14 土砂吐工			101
	５．４．15 取付擁壁工		第３編４．１．２場所打擁壁工	76
第５節　固定堰本体工	５．５．３既製杭工		第３編３．４．４既製杭工	17
	５．５．４場所打杭工		第３編３．４．５場所打杭工	17
	５．５．５オープンケーソン基礎工		第３編３．４．７オープンケーソン基礎工	18
	５．５．６ニューマチックケーソン基礎工		第３編３．４．８ニューマチックケーソン基礎工	18
	５．５．７矢板工		第３編３．３．４矢板工	11
	５．５．８堰本体工			101
	５．５．９水叩工			101
	５．５．10 土砂吐工			101
	５．５．11 取付擁壁工		第３編４．１．２場所打擁壁工	76
第６節　魚道工	５．６．３魚道本体工			101
第７節　管理橋下部工	５．７．２管理橋橋台工			102
第８節　鋼管理橋上部工			第４編第４章第７節鋼管理橋上部工に準ずる	準-14
第９節　橋梁現場塗装工			第４編第４章第８節橋梁現場塗装工に準ずる	準-15
第10節　床版工			第４編第４章第９節床版工に準ずる	準-15
第11節　橋梁付属物工(鋼管理橋)			第４編第４章第10節橋梁付属物工（鋼管理橋）に準ずる	準-15
第13節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋)			第４編第４章第12節コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋）に準ずる	準-15
第14節　コンクリート管理橋上部工(ＰＣ橋ホロースラブ橋)			第４編第４章第13節コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋ホロースラブ橋）に準ずる	準-15
第15節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ箱桁橋)	5.15. 2架設支保工(固定)		第３編４．３．26 架設工(コンクリート橋)	93
	５．15. ３支承工		第３編４．３．17 支承工	88

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第15節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ箱桁橋）	５．15．４ＰＣ箱桁製作工		第３編４．３．24ＰＣ箱桁製作工	92
	５．15．５落橋防止装置工		第３編４．３．30落橋防止装置工	96
第16節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)			第４編第４章第14節橋梁付属物工（コンクリート管理橋）に準ずる	準-15
第18節　付属物設置工	５．18．３防止柵工		第６編３．３．４防止柵工	111
	５．18．７階段工		第３編４．１．11階段工	79
第６章　排水機場				
第３節　機場本体工	６．３．３既製杭工		第３編３．４．４既製杭工	17
	６．３．４場所打杭工		第３編３．４．５場所打杭工	17
	６．３．５矢板工		第３編３．３．４矢板工	11
	６．３．６本体工			102
	６．３．7燃料貯油槽工			102
第４節　沈砂池工	６．４．３既製杭工		第３編３．４．４既製杭工	17
	６．４．４場所打杭工		第３編３．４．５場所打杭工	17
	６．４．５矢板工		第３編３．３．４矢板工	11
	６．４．６場所打擁壁工		第３編４．１．２場所打擁壁工	76
	６．４．７コンクリート床版工			103
	６．４．８ブロック床版工		第３編４．２．５根固めブロック工	80
	６．４．９場所打水路工		第３編４．１．７場所打水路工	78
第５節　吐出水槽工	６．５．３既製杭工		第３編３．４．４既製杭工	17
	６．５．４場所打杭工		第３編３．４．５場所打杭工	17
	６．５．５矢板工		第３編３．３．４矢板工	11
	６．５．６本体工		第４編６．３．６本体工	102
第７章　床止め・床固め				
第３節　床止め工	７．３．４既製杭工		第３編３．４．４既製杭工	17
	７．３．５矢板工		第３編３．３．４矢板工	11
	７．３．６本体工	床固め本体工		103

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節　床止め工	７．３．６本体工	植石張り	第3編3．6．5石積（張）工	24
		根固めブロック	第3編4．2．5根固めブロック工	80
	７．３．７取付擁壁工		第3編4．1．2場所打擁壁工	76
	７．３．８水叩工	水叩工		103
		巨石張り	第3編4．2．1巨石張り、巨石積み	79
		根固めブロック	第3編4．2．5根固めブロック工	80
第4節　床固め工	７．４．４本堤工		第4編7．3．6本体工	103
	７．４．５垂直壁工		第4編7．3．6本体工	103
	７．４．６側壁工			103
	７．４．７水叩工		第4編7．3．8水叩工	103
第5節　山留擁壁工	７．５．３コンクリート擁壁工		第3編4．1．2場所打擁壁工	76
	７．５．４ブロック積擁壁工		第3編3．6．3コンクリートブロック工	22
	７．５．５石積擁壁工		第3編3．6．5石積（張）工	24
	７．５．６山留擁壁基礎工		第3編3．4．3基礎工（護岸）	16
第８章　河川維持				
第4節　除草工	８．４．２堤防除草工			103
第7節　路面補修工	８．７．３不陸整正工		第3編1．3．6堤防天端工	8
	８．７．４コンクリート舗装補修工		第3編3．8．17コンクリート舗装工	56
	８．７．５アスファルト舗装補修工		第3編3．8．8アスファルト舗装工	25
第8節　付属物復旧工	８．８．２付属物復旧工		第6編3．3．3防護柵工	111
第9節　付属物設置工	８．９．３防護柵工	ボックスビームガードケーブル	第6編3．3．3防護柵工	111
	８．９．５付属物設置工	視線誘導標	第6編3．4．5視線誘導標	112
		距離標	第6編3．4．6距離標の設置	112
第10節　光ケーブル配管工	８．10．３配管工		第4編1．11．3配管工	97
	８．10．４ハンドホール工		第4編1．11．4ハンドホール工	97
第12節　植栽維持工	８．12．３樹木・芝生管理工		第3編3．5．7植生工	21
第９章　河川修繕				
第3節　腹付工	９．３．２覆土工		第3編1．3．5法面整形工	8

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節　腹付工	９．３．３植生工		第3編3．5．7植生工	21
第4節　側帯工	９．４．２縁切工	じゃかご工	第3編4．2．3じゃかご	79
		連節ブロック張り	第3編3．6．3コンクリートブロック工	22
		コンクリートブロック張り	第3編3．6．3コンクリートブロック工	22
		石張工	第3編3．6．5石積（張）工	24
	９．４．３植生工		第3編3．5．7植生工	21
第5節　堤脚保護工	９．５．３石積工		第3編3．6．5石積（張）工	24
	９．５．４コンクリートブロック工		第3編3．6．3コンクリートブロック工	22
第6節　管理用通路工	９．６．２防護柵工		第6編3．3．3防護柵工	111
	９．６．４路面切削工		第3編4．3．27路面切削工	94
	９．６．５舗装打換え工		第3編4．3．28舗装打換え工	95
	９．６．６オーバーレイ工		第3編4．3．29オーバーレイ工	95
	９．６．７排水構造物工	プレキャストU形側溝・管（函）渠	第3編4．1．6側溝工	77
		集水桝工	第3編4．1．8集水桝工	78
	９．６．８道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編3．3．6縁石工	11
第7節　現場塗装工	９．７．３付属物塗装工		第3編4．1．1現場塗装工	75
	９．７．４コンクリート面塗装工		第3編3．3．9コンクリート面塗装工	16

【第５編　砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　砂防堰堤				
第3節　工場製作工	１．３．３鋼製堰堤製作工		第３編３．３．７桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	12
	１．３．４鋼製堰堤仮設材製作工			104
	１．３．５工場塗装工		第３編３．３．８工場塗装工	15
第4節　法面工	１．４．２植生工		第３編３．５．７植生工	21
	１．４．３法面吹付工		第３編３．５．６吹付工	20
	１．４．４法枠工		第３編３．５．３法枠工	19
	１．４．６アンカー工		第３編４．１．５アンカー工	77
	１．４．７かご工	じゃかご	第３編４．２．３じゃかご	79
		ふとんかご	第３編４．２．４ふとんかご、かご枠	80
第6節　コンクリート堰堤工	１．６．４コンクリート堰堤本体工			104
	１．６．５コンクリート副堰堤工		第５編１．６．４コンクリート堰堤本体工	104
	１．６．７コンクリート側壁工			104
	１．６．９水叩工			104
第7節　鋼製堰堤工	１．７．５鋼製堰堤本体工	不透過型		105
		透過型		105
	１．７．６鋼製側壁工			106
	１．７．７コンクリート側壁工		第５編１．６．７コンクリート側壁工	104
	１．７．９水叩工		第５編１．６．９水叩工	104
	１．７．10 現場塗装工		第３編４．１．１現場塗装工	75
第8節　護床工・根固め工	１．８．４根固めブロック工		第３編４．２．５根固めブロック工	80
	１．８．６沈床工		第３編４．１．８集水桝工	78
	１．８．７かご工	じゃかご	第３編４．２．３じゃかご	79
		ふとんかご	第３編４．２．４ふとんかご、かご枠	80
第9節　砂防堰堤付属物設置工	１．９．３防止柵工		第６編３．３．４防止柵工	111
第10節　付帯道路工	１．10．３防護柵工		第６編３．３．３防護柵工	111

【第５編　砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第10節　付帯道路工	１．10．５アスファルト舗装工		第３編３．８．８アスファルト舗装工	25
	１．10．６コンクリート舗装工		第３編３．８．17コンクリート舗装工	56
	１．10．７側溝工		第３編４．１．７現場打水路工	78
	１．10．８集水桝工		第３編４．１．８集水桝工	78
	１．10．９縁石工		第３編３．３．６縁石工	11
	１．10．10区画線工		第６編３．５．２区画線工	112
第11節　付帯道路施設工	１．11．３道路付属物工	視線誘導標	第６編３．４．５視線誘導標	112
		距離標	第６編３．４．６距離標の設置	112
	１．11．４小型標識工		第６編３．４．３小型標識工	112
第２章　流路				
第３節　流路護岸工	２．３．４基礎工（護岸）		第３編３．４．３基礎工（護岸）	16
	２．３．５コンクリート擁壁工		第３編４．１．２場所打擁壁工	76
	２．３．６ブロック積擁壁工		第３編３．６．３コンクリートブロック工	22
	２．３．７石積擁壁工		第３編３．６．５石積（張）工	24
	２．３．８護岸付属物工		第３編４．２．８護岸付属物工	81
	２．３．９植生工		第３編３．５．７植生工	21
第４節　床固め工	２．４．４床固め本体工		第５編１．６．４コンクリート堰堤本体工	104
	２．４．５垂直壁工		第５編１．６．４コンクリート堰堤本体工	104
	２．４．６側壁工		第５編１．６．７コンクリート側壁工	104
	２．４．７水叩工		第５編１．６．９水叩工	104
	２．４．８魚道工			106
第５節　根固め・水制工	２．５．４根固めブロック工		第３編４．２．５根固めブロック工	80
	２．５．６捨石工		第３編４．２．７捨石工	81
	２．５．７かご工	じゃかご	第３編４．２．３じゃかご	79
		ふとんかご	第３編４．２．４ふとんかご・かご枠	80
		かごマット	第３編４．２．２かごマット	79
第６節　流路付属物設置工	２．６．２階段工		第３編４．１．11階段工	79

【第５編　砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節　流路付属物設置工	2．6．3防止柵工		第6編3．3．4防止柵工	111
第3章　斜面対策				
第3節　法面工	3．3．2植生工		第3編3．5．7植生工	21
	3．3．3吹付工		第3編3．5．6吹付工	20
	3．3．4法枠工		第3編3．5．3法枠工	19
	3．3．5かご工	じゃかご	第3編4．2．3じゃかご	79
		ふとんかご	第3編4．2．4ふとんかご、かご枠	80
	3．3．6アンカー工(プレキャストコンクリート板)		第3編4．1．5アンカー工	77
	3．3．7抑止アンカー工		第3編4．1．5アンカー工	77
第4節　擁壁工	3．4．3既製杭工		第3編3．4．4既製杭工	17
	3．4．4場所打擁壁工		第3編4．1．2場所打擁壁工	76
	3．4．5プレキャスト擁壁工		第3編4．1．3プレキャスト擁壁工	76
	3．4．6補強土壁工		第3編1．4．6盛土補強工	7
	3．4．7井桁ブロック工		第3編4．1．4井桁ブロック工	77
	3．4．8落石防護工		第3編4．3．2落石防護工	81
第5節　山腹水路工	3．5．3山腹集水路・排水路工		第3編4．1．7場所打水路工	78
	3．5．4山腹明暗渠工			106
	3．5．5山腹暗渠工		第3編4．1．9暗渠工	78
	3．5．6現場打水路工		第3編4．1．7場所打水路工	78
	3．5．7集水桝工		第3編4．1．8集水桝工	78
第6節　地下水排除工	3．6．4集排水ボーリング工			106
	3．6．5集水井工			107
第7節　地下水遮断工	3．7．3場所打擁壁工		第3編4．1．2場所打擁壁工	76
	3．7．4固結工		第3編3．9．9固結工	71
	3．7．5矢板工		第3編3．3．4矢板工	11
第8節　抑止杭工	3．8．3既製杭工		第3編3．4．4既製杭工	17

【第５編　砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節　抑止杭工	３．８．４場所打杭工		第3編３．４．５場所打杭工	17
	３．８．５シャフト工(深礎工)		第3編３．４．６深礎工	17
	３．８．６合成杭工			107

【第６編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　道路改良				
第3節　工場製作工	１．３．２遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		108
		工場塗装工	第３編３．３．８工場塗装工	15
第4節　法面工	１．４．２植生工		第３編３．５．７植生工	21
	１．４．３法面吹付工		第３編３．５．６吹付工	20
	１．４．４法枠工		第３編３．５．３法枠工	19
	１．４．６アンカー工		第３編４．１．５アンカー工	77
	１．４．７かご工	じゃかご	第３編４．２．３じゃかご	79
		ふとんかご	第３編４．２．４ふとんかご、かご枠	80
第5節　擁壁工	１．５．３既製杭工		第３編３．４．４既製杭工	17
	１．５．４場所打杭工		第３編３．４．５場所打杭工	17
	１．５．５場所打擁壁工		第３編４．１．２場所打擁壁工	76
	１．５．６プレキャスト擁壁工		第３編４．１．３プレキャスト擁壁工	76
	１．５．７補強土壁工	補強工（テールアルメ）壁工法	第３編１．３．４盛土補強工	7
		多数アンカー式補強土工法	第３編１．３．４盛土補強工	7
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第３編１．３．４盛土補強工	7
	１．５．８井桁ブロック工		第３編４．１．４井桁ブロック工	77
第6節　石・ブロック積（張）工	１．６．３コンクリートブロック工		第３編３．６．３コンクリートブロック工	22
	１．６．４石積（張）工		第３編３．６．５石積（張）工	24
第7節　カルバート工	１．７．４既製杭工		第３編３．４．４既製杭工	17
	１．７．５場所打杭工		第３編３．４．５場所打杭工	17
	１．７．６場所打函渠工			108
	１．７．７プレキャストカルバート工		第３編４．３．１プレキャストカルバート工	81
第8節　排水構造物工（小型水路工）	１．８．３側溝工		第３編４．１．６側溝工	77
	１．８．４管渠工		第３編４．１．６側溝工	77
	１．８．５集水桝・マンホール工		第３編４．１．８集水桝工	78
	１．８．６地下排水工		第３編４．１．９暗渠工	78

【第６編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第８節　排水構造物工（小型水路工）	１．８．７場所打水路工		第３編４．１．７場所打水路工	78
	１．８．８排水工（小段排水・縦排水）		第３編４．１．６側溝工	77
第９節　落石雪害防止工	１．９．４落石防止網工			108
	１．９．５落石防護柵工		第３編４．３．２落石防護柵工	81
	１．９．６防雪柵工			108
	１．９．７雪崩予防柵工			109
第10節　遮音壁工	１．10．４遮音壁基礎工			109
	１．10．５遮音壁本体工			109
第２章　舗装				
第３節　舗装工	２．３．４橋面防水工		第３編３．８．７橋面防水工	―
	２．３．５アスファルト舗装工		第３編３．８．８アスファルト舗装工	25
	２．３．６半たわみ性舗装工		第３編３．８．９半たわみ性舗装工	31
	２．３．７排水性舗装工		第３編３．８．10排水性舗装工	37
	２．３．８透水性舗装工		第３編３．８．11透水性舗装工	43
	２．３．９グースアスファルト舗装工		第３編３．８．12グースアスファルト舗装工	45
	２．３．11脱色アスファルト舗装工		第３編３．８．15脱色アスファルト舗装工	54
	２．３．12コンクリート舗装工		第３編３．８．17コンクリート舗装工	56
	２．３．13ブロック舗装工		第３編３．８．18ブロック舗装工	68
	２．３歩道路盤工			110
	２．３取合舗装路盤工			110
	２．３路肩舗装路盤工			110
	２．３歩道舗装工			110
	２．３取合舗装工			110
	２．３路肩舗装工			110
	２．３表層工			110
第４節　排水構造物工（路面排水工）	２．４．３側溝工		第３編４．１．６側溝工	77
	２．４．４管渠工		第３編４．１．６側溝工	77
	２．４．５集水桝（街渠）・マンホール工		第３編４．１．８集水桝工	78

【第６編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第４節　排水構造物工（路面排水工）	２．４．６地下排水工		第３編４．１．９暗渠工	78
	２．４．７場所打水路工		第３編４．１．７場所打水路工	78
	２．４．８排水工（小段排水・縦排水）		第３編４．１．６側溝工	77
	２．４．９排水性舗装用路肩排水工			110
第５節　縁石工	２．５．３縁石工		第３編３．３．６縁石工	11
第６節　踏掛版工	２．６．４踏掛版工	コンクリート工		111
		ラバーシュー		111
		アンカーボルト		111
第３章　道路付属物				
第３節　防護柵工	３．３．３防護柵工	ガードレール ガードケーブル		111
	３．３．４防止柵工	立入防止柵 車止ポスト		111
	３．３．５ボックスビーム工		第６編３．３．３防護柵工	111
	３．３．６車止めポスト工		第６編３．３．４防止柵工	111
第４節　標識工	３．４．３小型標識工			112
	３．４．４大型標識工	標識基礎工		112
		標識柱工		112
	３．４．５視線誘導標			112
	３．４．６距離標の設置			112
第５節　区画線工	３．５．２区画線工			112
第７節　街路樹等植栽工			第７編第２章第３節植栽に準じる	準—30
第８節　道路照明施設工	３．８．２道路照明施設工	道路照明柱基礎工 照明灯柱		113
第９節　道路付属施設工	３．９．３ケーブル配管工	ケーブル配管工		113
		ハンドホール		113
第４章　橋梁下部				
第３節　工場製作工	４．３．２刃口金物製作工		第３編４．１．10 刃口金物製作工	78
	４．３．３鋼製橋脚製作工			114
	４．３．４アンカーフレーム製作工		第３編４．３．10 アンカーフレーム製作工	86

【第６編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節　工場製作工	４．３．５工場塗装工		第3編3．3．8工場塗装工	15
第4節　橋台工	４．４．3既製杭工		第3編3．4．4既製杭工	17
	４．４．4場所打杭工		第3編3．4．5場所打杭工	17
	４．４．5深礎工		第3編3．4．6深礎工	17
	４．４．6オープンケーソン基礎工		第3編3．4．7オープンケーソン基礎工	18
	４．４．7ニューマチックケーソン基礎工		第3編3．4．8ニューマチックケーソン基礎工	18
	４．４．8橋台躯体工			115
第5節　ＲＣ橋脚工	４．５．3既製杭工		第3編3．4．4既製杭工	17
	４．５．4場所打杭工		第3編3．4．5場所打杭工	17
	４．５．5深礎工		第3編3．4．6深礎工	17
	４．５．6オープンケーソン基礎工		第3編3．4．7オープンケーソン基礎工	18
	４．５．7ニューマチックケーソン基礎工		第3編3．4．8ニューマチックケーソン基礎工	18
	４．５．8鋼管矢板基礎工		第3編3．4．9鋼管矢板基礎工	18
	４．５．9橋脚躯体工	張出式		116
		重力式	第6編4．5．9橋脚躯体工	116
		半重力式	第6編4．5．9橋脚躯体工	116
		ラーメン式		117
第6節　鋼製橋脚工	４．６．3既製杭工		第3編3．4．4既製杭工	17
	４．６．4場所打杭工		第3編3．4．5場所打杭工	17
	４．６．5深礎工		第3編3．4．6深礎工	17
	４．６．6オープンケーソン基礎工		第3編3．4．7オープンケーソン基礎工	18
	４．６．7ニューマチックケーソン基礎工		第3編3．4．8ニューマチックケーソン基礎工	18
	４．６．8鋼管矢板基礎工		第3編3．4．9鋼管矢板基礎工	18
	４．６．9橋脚フーチング工	Ｉ型・Ｔ型		118
		門型		118
	４．６．10橋脚架設工	Ｉ型・Ｔ型		118
		門型		118

【第６編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節　鋼製橋脚工	４．６．11 現場継手工			119
	４．６．12 現場塗装工		第3編4．1．1現場塗装工	75
第7節　護岸基礎工	４．７．３基礎工		第3編3．4．3基礎工（護岸）	16
	４．７．４矢板工		第3編3．3．4矢板工	11
第8節　矢板護岸工	４．８．３笠コンクリート工		第3編3．4．3基礎工（護岸）	16
	４．８．４矢板工		第3編3．3．4矢板工	11
第9節　法覆護岸工	４．９．２コンクリートブロック工		第3編3．6．3コンクリートブロック工	22
	４．９．３護岸付属物工		第3編4．2．8護岸付属物工	81
	４．９．４緑化ブロック工		第3編3．6．4緑化ブロック工	23
	４．９．５環境護岸ブロック工		第3編3．6．3コンクリートブロック工	22
	４．９．６石積（張）工		第3編3．6．5石積（張）工	24
	４．９．７法枠工		第3編3．5．3法枠工	19
	４．９．８かごマット工	かごマット	第3編4．2．2かごマット工	79
	４．９．９多自然川づくり関連工	巨石張り	第3編4．2．1巨石張り、巨石積み	79
		巨石積み	第3編4．2．1巨石張り、巨石積み	79
	４．９．10 吹付工		第3編3．5．6吹付工	20
	４．９．11 植生工		第3編3．5．7植生工	21
	４．９．12 覆土工		第3編第1章第3節河川土工・砂防土工に準じる	準―1
	４．９．13 羽口工	じゃかご	第3編4．2．3じゃかご	79
		ふとんかご	第3編4．2．4ふとんかご、かご枠	80
		かご枠	第3編4．2．4ふとんかご、かご枠	80
		連節ブロック張り	第3編3．6．3コンクリート工（連節ブロック張り）	22
第10節　擁壁護岸工	４．10．３場所打擁壁工		第3編4．1．2場所打擁壁工	76
	４．10．４プレキャスト擁壁工		第3編4．1．3プレキャスト擁壁工	76
第５章　橋梁上部				
第3節　工場製作工	５．３．３桁製作工		第3編3．3．7桁製作工	12

【第６編　道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節　工場製作工	５．３．４検査路製作工		第３編４．３．３検査路製作工	82
	５．３．５鋼製伸縮継手製作工		第３編４．３．４鋼製伸縮継手製作工	82
	５．３．６落橋防止装置製作工		第３編４．３．５落橋防止装置製作工	82
	５．３．７鋼製排水管製作工		第３編４．３．６鋼製排水管製作工	82
	５．３．８橋梁用防護柵製作工		第３編４．３．８橋梁用防護柵製作工	83
	５．３．９橋梁高欄製作工			119
	５．３．10 横断歩道製作工		第３編３．３．７桁製作工	12
	５．３．11 鋳造費		第３編４．３．９鋳造費	84
	５．３．12 アンカーフレーム製作工		第３編４．３．10 アンカーフレーム製作工	86
	５．３．13 工場塗装工		第３編３．３．８工場塗装工	15
第4節　鋼橋架設工	５．４．４架設工（クレーン架設）		第３編４．３．18 架設工（鋼橋）	89
	５．４．５架設工（ケーブルクレーン架設）		第３編４．３．18 架設工（鋼橋）	89
	５．４．６架設工（ケーブルエレクション架設）		第３編４．３．18 架設工（鋼橋）	89
	５．４．７架設工（架設桁架設）		第３編４．３．18 架設工（鋼橋）	89
	５．４．８架設工（送出し架設）		第３編４．３．18 架設工（鋼橋）	89
	５．４．９架設工（トラベラークレーン架設）		第３編４．３．18 架設工（鋼橋）	89
	５．４．10 支承工		第３編４．３．17 支承工	88
第5節　橋梁現場塗装工	５．５．３現場塗装工		第３編４．１．１現場塗装工	75
第6節　床版工	５．６．２床版工		第３編４．３．12 床版・横組工	86
第7節　橋梁付属物工	５．７．２伸縮装置工		第３編４．３．13 伸縮装置工	86
	５．７．３地覆工		第３編４．３．14 地覆工	87
	５．７．６橋梁用防護柵工		第３編４．３．15 橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	５．７．７橋梁用高欄工		第３編４．３．15 橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	５．７．８検査路工		第３編４．３．16 検査路工	88
第8節　歩道橋本体工	５．８．３既製杭工		第３編３．４．４既製杭工	17

【第６編　道路編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第８節　歩道橋本体工	５．８．４場所打杭工		第３編３．４．５場所打杭工	17
	５．８．５橋脚フーチング工	Ｉ型・Ｔ型	第６編４．６．９橋脚フーチング工	118
		門型	第６編４．６．９橋脚フーチング工	118
	５．８．６歩道橋（測道端）架設工		第３編４．３．18 架設工（鋼橋）	89
	５．８．８現場塗装工		第３編４．１．１現場塗装工	75
第６章　コンクリート橋上部				
第３節　工場製作工	６．３．２プレビーム用桁製作工		第３編４．３．７プレビーム用桁製作工	83
	６．３．３橋梁用防護柵製作工		第３編４．３．８橋梁用防護柵製作工	83
	６．３．４鋼製伸縮継手製作工		第３編４．３．４鋼製伸縮継手製作工	82
	６．３．５検査路製作工		第３編４．３．３検査路製作工	82
	６．３．６工場塗装工		第３編３．３．８工場塗装工	15
	６．３．７鋳造費		第３編４．３．９鋳造費	84
第４節　ＰＣ橋工	６．４．２プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第３編４．３．19 プレテンション桁製作工（購入工）	90
		スラブ橋	第３編４．３．19 プレテンション桁製作工（購入工）	90
	６．４．３ポステンション桁製作工		第３編４．３．20 ポステンション桁製作工	90
	６．４．４プレキャストセグメント製作工（購入工）		第３編４．３．21 プレキャストセグメント製作工（購入工）	91
	６．４．５プレキャストセグメント主桁組立工		第３編４．３．22 プレキャストセグメント主桁組立工	91
	６．４．６支承工		第３編４．３．17 支承工	88
	６．４．７架設工（クレーン架設）		第３編４．３．26 架設工（コンクリート橋）	93
	６．４．８架設工（架設桁架設）		第３編４．３．26 架設工（コンクリート橋）	93
	６．４．９床版・横組工		第３編４．３．12 床版・横組工	86
	６．４．10 落橋防止装置工		第３編４．３．31 落橋防止装置工	96
第５節　プレビーム桁橋工	６．５．２プレビーム桁製作工（現場）			119
	６．５．３支承工		第３編４．３．17 支承工	88
	６．５．４架設工（クレーン架設）		第３編４．３．18 架設工（鋼橋）	89
	６．５．５架設工（架設桁架設）		第３編４．３．18 架設工（鋼橋）	89

【第６編　道路編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第５節　プレビーム桁橋工	６．５．６床版・横組工		第３編４．３．12 床版・横組工	86
	６．５．９落橋防止装置工		第３編４．３．31 落橋防止装置工	96
第６節　ＰＣホロースラブ橋工	６．６．２架設支保工(固定)		第３編４．３．26 架設工（コンクリート橋)	93
	６．６．３支承工		第３編４．３．17 支承工	88
	６．６．４ＰＣホロースラブ製作工		第３編４．３．23ＰＣホロースラブ製作工	91
	６．６．５落橋防止装置工		第３編４．３．31 落橋防止装置工	96
第７節　ＲＣホロースラブ橋工	６．７．２架設支保工(固定)		第３編４．３．26 架設工（コンクリート橋)	93
	６．７．３支承工		第３編４．３．17 支承工	88
	６．７．４ＲＣホロースラブ製作工		第３編４．３．23ＰＣホロースラブ製作工	91
	６．７．５落橋防止装置工		第３編４．３．31 落橋防止装置工	96
第８節　ＰＣ版桁橋工	６．８．２ＰＣ版桁製作工		第３編４．３．23ＰＣホロースラブ製作工	91
第９節　ＰＣ箱桁橋工	６．９．２架設支保工(固定)		第３編４．３．26 架設工（コンクリート橋)	93
	６．９．３支承工		第３編４．３．17 支承工	88
	６．９．４ＰＣ箱桁橋製作工		第３編４．３．24ＰＣ箱桁橋製作工	92
	６．９．５落橋防止装置工		第３編４．３．31 落橋防止装置工	96
第10節　ＰＣ片持箱桁橋工	６．10．２ＰＣ片持箱桁製作工		第３編４．３．24ＰＣ箱桁橋製作工	92
	６．10．３支承工		第３編４．３．17 支承工	88
	６．10．４架設工（片持架設)		第３編４．３．26 架設工（コンクリート橋)	93
第11節　ＰＣ押出し箱桁橋工	６．11．２ＰＣ押出し箱桁橋工		第３編４．３．25ＰＣ押出箱桁橋工	92
	６．11．３架設工（押出架設)		第３編４．３．26 架設工（コンクリート橋)	93
第12節　橋梁付属物工	６．12．２伸縮装置工		第３編４．３．13 伸縮装置工	86
	６．12．４地覆工		第３編４．３．14 地覆工	87
	６．12．５橋梁用防護柵工		第３編４．３．15 橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	６．12．６橋梁用高欄工		第３編４．３．15 橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	６．12．７検査路工		第３編４．３．16 検査路工	88

【第６編　道路編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第11章　共同溝				
第３節　工場製作工	11．３．３工場塗装工		第３編３．３．８工場塗装工	15
第５節　現場打構築工	11．５．２現場打躯体工			119
	11．５．４カラー継手工			120
	11．５．５防水工	防水		120
		防水保護工		120
		防水壁		121
第６節　プレキャスト構築工	11．６．２プレキャスト躯体工			121
第12章　電線共同溝				
第５節　電線共同溝工	12．５．２管路工（管路部）			120
	12．５．３プレキャストボックス工（特殊部）			122
	12．５．４現場打ボックス工（特殊部）			122
第６節　付帯設備工	12．６．２ハンドホール工			122
第13章　道路維持				
第４節　舗装工	13．４．３路面切削工		第３編４．３．27路面切削工	94
	13．４．４舗装打換え工		第３編４．３．28舗装打換え工	95
	13．４．５切削オーバーレイ工			123
		（面管理の場合）		123
	13．４．６オーバーレイ工		第３編４．３．29オーバーレイ工	95
	13．４．７路上再生工			124
	13．４．８コンクリート舗装補修工	目地清掃・充填 注入工等		―
	13．４．９アスファルト舗装補修工	打換パッチング		―
	13．４．10グルーピング工			―
第５節　排水構造物工	13．５．３側溝工		第３編４．１．６側溝工	77
	13．５．４管渠工		第３編４．１．６側溝工	77
	13．５．５集水桝・マンホール工		第３編４．１．８集水桝工	78
	13．５．６地下排水工		第３編４．１．９暗渠工	78
	13．５．７場所打水路工		第３編４．１．７場所打水路工	78

【第６編　道路編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第５節　排水構造物工	13．５．８排水工		第３編４．１．６側溝工	77
第６節　防護柵工	13．６．３防護柵工		第６編３．３．３防護工	111
	13．６．４防止柵工		第６編３．３．４防止柵工	111
	13．６．５ボックスビーム工		第６編３．３．３防護柵工	111
	13．６．６車止めポスト工		第６編３．３．４防止柵工	111
第７節　標識工	13．７．３小型標識工		第６編３．４．３小型標識工	112
	13．７．４大型標識工		第６編３．４．４大型標識工	112
第８節　道路付属施設工	13．８．４道路付属物工	視線誘導標	第６編３．４．５視線誘導標	112
		距離標	第６編３．４．６距離標の設置	112
	13．８．５ケーブル配管工		第６編３．９．３ケーブル配管工	113
	13．８．６道路照明施設工		第６編３．８．２道路照明施設工	113
第９節　擁壁工	13．９．５場所打擁壁工		第３編４．１．２場所打擁壁工	76
	13．９．６プレキャスト擁壁工		第３編４．１．３プレキャスト擁壁工	76
第10節　石･ブロック積(張)工	13．10．３コンクリートブロック工		第３編３．６．３コンクリートブロック工	22
	13．10．４石積（張）工		第３編３．６．５石積（張）工	24
第11節　カルバート工	13．11．６現場打函渠工		第６編１．７．６現場打函渠工	108
	13．11．７プレキャストカルバート工		第３編４．３．１プレキャストカルバート工	81
第12節　法面工	13．12．２植生工		第３編３．５．７植生工	21
	13．12．３法面吹付工		第３編３．５．６吹付工	20
	13．12．４法枠工		第３編３．５．３法枠工	19
	13．12．６アンカー工		第３編４．１．５アンカー工	77
	13．12．７かご工	じゃかご	第３編４．２．３じゃかご	79
		ふとんかご	第３編４．２．４ふとんかご、かご枠	80
第14節　橋梁付属物工	13．14．２伸縮継手工		第３編４．３．13伸縮装置工	86
	13．14．４地覆工		第３編４．３．14地覆工	87
	13．14．５橋梁用防護柵工		第３編４．３．15橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87

【第６編　道路編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第14節　橋梁付属物工	13. 14. ６橋梁用高欄工		第３編４．３.15 橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	13. 14. ７検査路工		第３編４．３．16 検査路工	88
第16節　現場塗装工	13. 16. ６コンクリート面塗装工		第３編３．３．９コンクリート面塗装工	16
第18節　道路清掃工	13. 18. ３路面清掃工			—
第14章　雪寒				
第３節　除雪工	14. ３．５凍結防止工	凍結防止剤散布		—
第15章　道路修繕				
第３節　工場製作工	15. ３．４桁補強材製作工			125
	15. ３．５落橋防止装置製作工		第３編４．３．５落橋防止装置製作工	82
第４節　舗装工	15. ４．３路面切削工		第３編４．３．27 路面切削工	94
	15. ４．４舗装打換え工		第３編４．３．28 舗装打換え工	95
	15. ４．５切削オーバーレイ工		第６編13. ４．５切削オーバーレイ工	123
	15. ４．６オーバーレイ工		第３編４．３．29 オーバーレイ工	95
	15. ４．７路上再生工		第６編13. ４．７路上再生工	124
第５節　排水構造物工	15. ５．３側溝工		第３編４．１．６側溝工	77
	15. ５．４管渠工		第３編４．１．６側溝工	77
	15. ５．５集水桝・マンホール工		第３編４．１．８集水桝工	78
	15. ５．６地下排水工		第３編４．１．９暗渠工	78
	15. ５．７場所打水路工		第３編４．１．７場所打水路工	78
	15. ５．８排水工		第３編４．１．６側溝工	77
第６節　縁石工	15. ６．３縁石工		第３編３．３．６縁石工	11
第７節　防護柵工	15. ７．３防護柵工		第６編３．３．３防護柵工	111
	15. ７．４防止柵工		第６編３．３．４防止柵工	111
	15. ７．５ボックスビーム工		第６編３．３．３防護柵工	111
	15. ７．６車止めポスト工		第６編３．３．４防止柵工	111
第８節　標識工	15. ８．３小型標識工		第６編３．４．３小型標識工	112
	15. ８．４大型標識工		第６編３．４．４大型標識工	112

【第６編　道路編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第９節　区画線工	15. ９．２区画線工		第６編３．５．２区画線工	112
第10節　街路樹等植栽工			第７編第２章第３節植栽に準じる	準－39
第11節　道路付属施設工	15. 11. ４道路付属物工	視線誘導標	第６編３．４．５視線誘導標	112
		距離標	第６編３．４．６距離標の設置	112
	15. 11. ５ケーブル配管工		第６編３．９．３ケーブル配管工	113
	15. 11. ６道路照明施設工		第６編３．８．２道路照明施設工	113
第12節　擁壁工	15. 12. ５場所打擁壁工		第３編４．１．２場所打擁壁工	76
	15. 12. ６プレキャスト擁壁工		第３編４．１．３プレキャスト擁壁工	76
第13節　石･ブロック積(張)工	15. 13. ３コンクリートブロック工		第３編３．６．３コンクリートブロック工	22
	15. 13. ４石積（張）工		第３編３．６．５石積（張）工	24
第14節　カルバート工	15. 14. ６現場打函渠工		第６編１．７．６現場打函渠工	108
	15. 14. ７プレキャストカルバート工		第３編４．３．１プレキャストカルバート工	81
第15節　法面工	15. 15. ２植生工		第３編３．５．７植生工	21
	15. 15. ３法面吹付工		第３編３．５．６吹付工	20
	15. 15. ４法枠工		第３編３．５．３法枠工	19
	15. 15. ６アンカー工		第３編４．１．５アンカー工	77
	15. 15. ７かご工	じゃかご	第３編４．２．３じゃかご	79
		ふとんかご	第３編４．２．４ふとんかご、かご枠	80
第16節　落石雪害防止工	15. 16. ４落石防止網工		第６編１．９．４落石防止網工	108
	15. 16. ５落石防護柵工		第３編４．３．２落石防護柵工	81
	15. 16. ６防雪柵工		第６編１．９．６防雪柵工	108
	15. 16. ７雪崩予防柵工		第６編１．９．７雪崩予防柵工	109
第18節　鋼桁工	15. 18. ３鋼桁補強工		第６編15. ３．４桁補強製作工	125
第19節　橋梁支承工	15. 19. ３鋼橋支承工		第３編４．３．17支承工	88
	15. 19. ４ＰＣ橋支承工		第３編４．３．17支承工	88

【第６編　道路編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第20節　橋梁付属物工	15. 20. ３伸縮装置工		第３編４．３．13伸縮装置工	86
	15. 20. ４落橋防止装置工		第３編４．３．31落橋防止装置工	96
第20節　橋梁付属物工	15. 20. ６地覆工		第３編４．３．14地覆工	87
	15. 20. ７橋梁用防護柵工		第３編４．３．15橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	15. 20. ８橋梁用高欄工		第３編４．３．15橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	15. 20. ９検査路工		第３編４．３．16検査路工	88
第23節　現場塗装工	15. 23. ３現場塗装工		第３編４．１．１現場塗装工	75
	15. 23. ６コンクリート面塗装工		第３編３．３．９コンクリート面塗装工	16

【第７編　公園緑地編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　基盤整備工				
第３節　敷地造成工	１．３．２表土保全工			126
	１．３．４掘削工		第３編１．４．２掘削工	9
	１．３．５盛土工		第３編１．３．３盛土工	6
	１．３．６路体盛土工		第３編１．４．３路体盛土工	10
	１．３．７路床盛土工		第３編１．４．４路床盛土工	10
	１．３．８法面整形工		第３編１．３．５法面整形工	8
	１．３．９路床安定処理工		第３編３．９．２路床安定処理工	69
	１．３．10 置換工		第３編３．９．３置換工	69
	１．３．11 サンドマット工		第３編３．９．６サンドマット工	70
	１．３．12 バーチカルドレーン工		第３編３．９．７バーチカルドレーン工	70
第４編　公園土工	１．４．２小規模造成工		第７編第１章第３節敷地造成工に準じる	準－38
第５節　植栽基盤工	１．５．３透水層工	暗渠排水 植穴透水管		126
	１．５．４土層改良工	土壌改良、客土 施肥		126
	１．５．５土性改良工		第７編１．５．４土層改良工	126
	１．５．６表土盛土工		第７編１．５．４土層改良工	126
	１．５．７人工地盤工	排水層 盛土		126
	１．５．８造形工		第７編１．５．４土層改良工	126
第６節　法面工	１．６．５法面ネット工			127
	１．６．４法枠工		第３編３．５．３法枠工	19
	１．６．５編柵工			―
	１．６．６かご工	じゃかご	第３編４．２．３じゃかご	79
		ふとんかご	第３編４．２．３ふとんかご、かご枠	80
	１．６．７植生工		第３編３．５．７植生工	21
第７節　計量盛土工	１．７．２軽量盛土工		第３編１．４．３路体盛土工	10
第８節　擁壁工	１．８．４現場打擁壁工		第３編４．１．２現場打擁壁工	76

【第７編　公園緑地編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節　擁壁工	１．８．５プレキャスト擁壁工		第3編４．１．３プレキャスト擁壁工	76
	１．８．６補強土壁工		第3編１．４．６盛土補強工	7
	１．８．７コンクリートブロック工		第3編３．６．３コンクリートブロック工	22
	１．８．８石積工		第3編３．６．５石積（張）工	24
第9節　公園カルバート工	１．９．４現場打函渠工		第6編１．７．６現場打函渠工	108
	１．９．５プレキャストカルバート工		第3編４．３．１プレキャストカルバート工	81
第10節　公園施設等撤去・移設工	１．10．２公園施設撤去工			—
	１．10．３移設工			127
	１．10．４伐採工	抜根		—
第２章　植栽				
第3節　植栽工	２．３．３高木植栽工	移植、堀取		128
	２．３．４中低木植栽工	中木、低木、移植、掘取		128
	２．３．５特殊樹木植栽工			128
	２．３．６地被類等の植栽工			128
	２．３．８播種工		第7編２．３．６地被類等の植栽工	128
	２．３．９花壇植栽工		第7編２．３．６地被類等の植栽工	128
	２．３．10樹木養生工	防風ネット		128
	２．３．11樹名板設置工	埋込型		128
	２．３．12根囲い保護工		第7編２．３．11樹名板設置工	128
第4節　移植工			第7編第１章第3節植栽工に準ずる	準－39
第5節　樹木剪定工	２．５．３高中木剪定工	刈込		—
	２．５．４低木剪定工		第7編２．５．３高中木剪定工	—
	２．５．５樹勢回復工		第7編２．５．３高中木剪定工	—
第6節　公園施設等撤去・移設工			第7編第１章第10節公園施設等撤去・移設工に準ずる	準－39
第３章　施設整備				
第3節　給水設備工	３．３．３水栓類取付工	メーターボックス 止水栓ボックス		—

【第７編　公園緑地編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第３節　給水設備工	３．３．６散水施設工			129
	３．３．10 給水管路工	埋設シート		129
第４節　雨水排水設備工	３．４．６側溝工		第３編４．１．６側溝工	77
	３．４．７管渠工		第３編４．１．６側溝工	77
	３．４．８集水桝・マンホール工		第３編４．１．８集水桝工	78
	３．４．９地下排水工		第３編４．１．９暗渠工	78
第５節　汚水排水設備工	３．５．４管渠工		第３編４．１．６側溝工	77
	３．５．５汚水桝・マンホール工		第３編４．１．８集水桝工	78
第６節　電気設備工	３．６．３照明設備工		第６編３．８．２道路照明施設工	113
	３．６．４放送設備工	スピーカー柱基礎		129
	３．６．８電線管路工	ケーブル、埋設シート		129
第７節　園路広場整備工	３．７．５アスファルト舗装工		第３編３．８．８アスファルト舗装工	25
	３．７．６排水性舗装工		第３編３．８．10 排水性舗装工	42
	３．７．７透水性舗装工		第３編３．８．11 透水性舗装工	43
	３．７．９コンクリート系舗装工		第３編３．８．17 コンクリート舗装工	56
	３．７．10 土系舗装工		第３編３．８．15 脱色アスファルト舗装工	54
	３．７．11 レンガ・タイル系舗装工		第３編３．８．18 ブロック舗装工	68
	３．７．12 木系舗装工		第３編３．８．18 ブロック舗装工	68
	３．７．13 樹脂系舗装工		第３編３．８．15 脱色アスファルト舗装工	54
	３．７．14 石材系舗装工		第３編３．８．18 ブロック舗装工	68
	３．７．16 園路縁石工		第３編３．３．６縁石工	11
	３．７．17 区画線工		第６編３．５．２区画線工	112
	３．７．23 植栽ブロック工		第３編３．３．６縁石工	11
第８節　修景施設整備工	３．８．３石組工	景石 捨石	第３編４．２．１巨石張り、巨石積み	79
	３．８．４添景物工		第３編４．２．１巨石張り、巨石積み	79
	３．８．５袖垣・垣根工			129

【第７編　公園緑地編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節　修景施設整備工	３．８．６花壇工		第3編3．3．6縁石工	11
	３．８．７トレリス工			130
	３．８．８モニュメント工			130
第9節　遊戯施設整備工	３．９．３遊具組立設置工	ブランコ、すべり台、ジャングルジム等		131
	３．９．７現場打遊具工	砂場、徒歩池		133
第10節　サービス施設整備工	３．10．３都計台工			134
	３．10．４水飲み場工			134
	３．10．５洗い場工		第7編3．10．4水飲み場工	134
	３．10．６ベンチ・テーブル工			135
	３．10．７野外炉工			135
	３．10．９サイン施設工			135
第11節　管理施設整備工	３．11．７門扉工	門壁、門柱、門扉		135
	３．11．８柵工		第6編3．3．3防護柵工	111
	３．11．９車止め工		第6編3．3．4防止柵工	111
第12節　建築施設組立設置工	３．12．３四阿工	基礎		136
	３．12．４パーゴラ工		第7編3．12．3四阿工	136
	３．12．５シェルター工		第7編3．12．3四阿工	136
	３．12．６キャビン（ロッジ）工		第7編3．12．3四阿工	136
	３．12．７温室工		第7編3．12．3四阿工	136
	３．12．８観察施設工		第7編3．12．3四阿工	136
	３．12．９売店工		第7編3．12．3四阿工	136
	３．12．10荷物預り所工		第7編3．12．3四阿工	136
	３．12．11更衣室工		第7編3．12．3四阿工	136
	３．12．12便所工		第7編3．12．3四阿工	136
	３．12．13倉庫工		第7編3．12．3四阿工	136
第14節　公園施設等撤去・移設工			第7編第1章第10節公園施設等撤去・移設工に準ずる	準－39

【第７編　公園緑地編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第15節　公園施設維持工	３．15．２塗替塗装工		第３編４．１．１現場塗装工	75
第４章　グランド・コート整備工				
第３節　グランド・コート舗装工	４．３．４グランド・コート用舗装工		第３編第３章第８節一般舗装工に準じる	準―3
	４．３．５グランド・コート縁石工		第３編３．３．６縁石工	11
第５節　グランド・コート施設整備工	４．５．３ダックアウト工		第７編３．12．３四阿工	136
	４．５．４スコアボード工		第７編３．12．３四阿工	136
	４．５．５バックネット工		第７編３．12．３四阿工	136
第６節　公園施設等撤去・移設工			第７編第１章第10節公園施設等撤去・移設工に準ずる	準－39

【第８編　下水道編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　管路				
第３節　管きょ工（開削）	１．３．３管路土工	管路掘削		137
		管路埋戻		137
	１．３．４管布設工	自然流下管		137
		圧送管		138
	１．３．５管基礎工	砂基礎		138
		砕石基礎		138
		コンクリート基礎		139
		まくら土台基礎		139
		はしご胴木基礎		139
第４節　管きょ工（小口径推進）	１．４．３小口径推進工	設備工 掘進工		140
	１．４．４立坑内管布設工	空伏工		140
第５節　管きょ工（推進）	１．５．３推進工		第８編１．４．３小口径推進工	140
	１．５．６立坑内管布設工	空伏工	第８編１．４．４立坑内管布設工	140
第６節　管きょ工（シールド）	１．６．３一次覆工	掘進工		140
	１．６．４二次覆工			141
第７節　管きょ更生工	１．７．３管きょ内面被覆工	反転・形成工法		141
		製管工法		141
第８節　マンホール工	１．８．３現場打ちマンホール工	現場打ちマンホール工		142
		マンホール基礎工		142
		副管（外副管）		142
		副管（内副管）		143
	１．８．４組立マンホール工	組立マンホール工		143
		組立マンホール基礎工		143
		副管（外副管）		144
		副管（内副管）		144

【第８編　下水道編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第８節　マンホール工	１．８．５小型マンホール工	小型マンホール工		144
		小型マンホール基礎工		145
第９節　特殊マンホール工	１．９．４躯体工	現場打ち 特殊人孔		145
		伏せ越し室・雨水吐室		145
		越流堰（雨水吐室）		146
		中継ポンプ施設		146
第10節　取付管及びます工	１．10．４ます設置工	公共ます		146
	１．10．５取付管布設工	取付管		147
第13節　立坑工		立坑工		147
		立坑土工		147
第２章　処理場・ポンプ場				
第８節　本体築造工	２．８．９躯体工	池・槽の主構造物		148
		池・槽の付属物的構造物		148
		開口部		148
		ゲート用開口部		149
		可動堰用開口部		149
	２．８．11越流樋工	流出トラフ		149
	２．８．12越流堰板工	越流堰		150
		燃料貯蓄留槽工		150

※　表中頁欄の（―）は、出来形管理基準の無いことを表す。

請負工事施工管理基準

この請負工事施工管理基準（以下「施工管理基準」という。）は、土木工事標準仕様書第１編１．１．30 施工管理に規定する工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１　目　　的

この施工管理基準は、工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２　適　　用

この施工管理基準は、名古屋市緑政土木局が所管する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この施工管理基準により難い場合、もしくはこの施工管理基準に定めのない工種については、監督員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

３　施工管理の構成

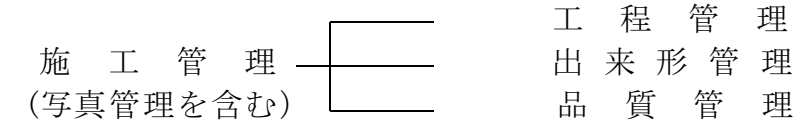

４　施工管理の実施

（１）請負人は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

（２）施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

（３）請負人は、測定（試験）等を工事の施工と並行して管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

（４）請負人は、測定（試験）等の結果をそのつど管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完了時に監督員に提出しなければならない。

５　施工管理の方法

（１）工程管理

請負人は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものと

する。

（２）出来形管理

請負人は、出来形を出来形管理基準（緑政土木局）に定められる測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表（様式２）（出来形管理表及び出来形管理図）及び出来形図を作成し管理するものとし、監督員の検査を受けるものとする。このうち、出来形管理図（様式２－５、もしくは様式２－６）の作成については、出来形のばらつきの判断を行うため、データ数が 10 個以上の主たる工種の１つの種別について作成するものとする。このとき、作成する項目については、監督員と協議するものとする。

ただし、データ数が 10 個に満たない場合は、出来形管理図（様式２－５、もしくは様式２－６）の作成は不要とする。

なお、測定基準において測定箇所数「○○につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

また、請負人は、出来形成果総括表（様式１）を工事完了時に監督員に提出しなければならない。

（３）品質管理

請負人は、品質を「請負工事品質管理基準」（緑政土木局）に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

６　規格値

請負人は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。

７　そ　の　他

（１）写真管理

請負人は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（緑政土木局）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完了時に提出しなければならない。

（２）管理資料の提出

施工管理資料は、工事完了時に監督員に提出しなければならない。

（３）手直し

出来形及び品質の管理において、測定値が規格値を満足しない時は、請負人は手直しをするものとする。

また、規格値に適合しているものの、美観・出来ばえ等が悪く検査員又は監督員が指示した時は、手直し等の処置をするものとする。

（４）ＩＣＴ活用工事

ＩＣＴ活用工事の出来形管理は、「ＩＣＴ活用工事（土工）実施要領」（名古屋市緑政土木局)、「ＩＣＴ活用工事（舗装）実施要領」（名古屋市緑政土木局）及び「ＩＣＴ活用工事（河川浚渫）実施要領」（名古屋市緑政土木局）の規定によるものとする。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）		測定基準	測定基準	摘要
３工事共通編	１土工	３河川土工・砂防土工	2		掘削工	基準高▽		±50		施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所を測定する。 基準高は掘削部の両端で測定する。ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	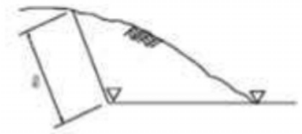	
						法　長 ℓ	ℓ＜５ｍ	−200				
							ℓ≧５ｍ	法長－４％				
３工事共通編	１土工	３河川土工・砂防土工	2		掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土木編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50 ㎜が含まれる。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５㎝以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５㎝以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	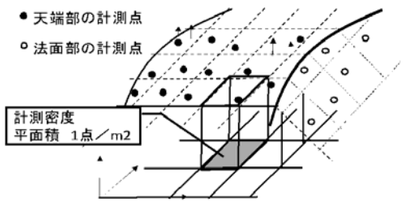 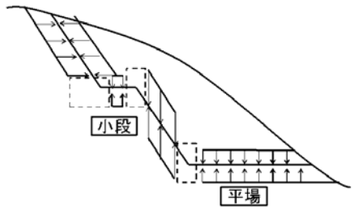	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）		測定基準	測定基準	摘要
３ 工事共通編	１ 土工	３ 河川土工・砂防土工	２		掘削工（水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100 ㎜が含まれている。 ３．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±300			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）		測定基準	測定基準	摘要
３ 工事共通編	１ 土工	３ 河川土工・砂防土工	3		盛土工	基準高▽		－50		施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所を測定する。 基準高は各法肩で測定する。ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各路肩で測定。	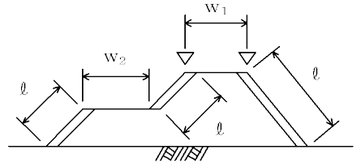	
						法　長 ℓ	ℓ＜５ｍ	－100				
							ℓ≧５ｍ	法長－２％				
						幅 w_1、w_2		－100				
３ 工事共通編	１ 土工	３ 河川・砂防土工	3		盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50 ㎜が含まれる。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５㎝以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	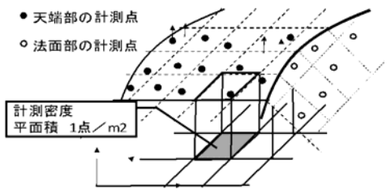 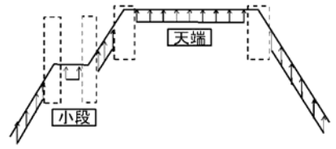	
						天端	標高較差	－50	－150			
						法面 ４割＜勾配	標高較差	－50	－170			
						法面 ４割≧勾配 （小段含む）	標高較差	－60	－170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定基準	摘要
３工事共通編	１土工	３河川土工・砂防土工	4		盛土補強工 （補強工（テールアルメ）壁工法 （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽		－50	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所を測定する。	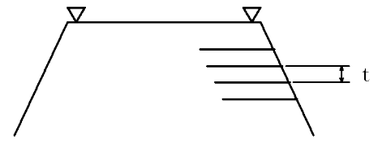	
						厚さ　t		－50			
						控え長さ		設計値以上			
					補強土壁工 （補強工（テールアルメ）壁工法 （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽		±50	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所を測定する。	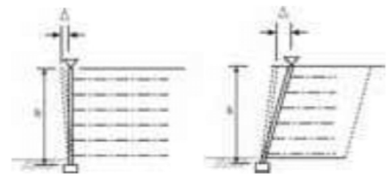	
						高　さ　h	h＜３ｍ	－50			
							h≧３ｍ	－100			
						鉛直度△		±0.03ｈかつ ±300 以内			
						控え長さ		設計値以上			
						延長　L		－200	１施工箇所毎に測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定基準	摘要
３工事共通編	１土工	３河川土工・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	厚さ　t		※－30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、法の中央で測定する。 ※土羽打ちのある場合に適用	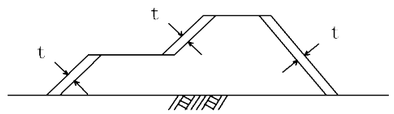	
３工事共通編	１土工	３河川土工・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	t ＜15 ㎝	－25	幅は、施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所を測定する。 厚さは、施工延長 200m につき１ヶ所、200m 以下は２ヶ所、中央で測定する。	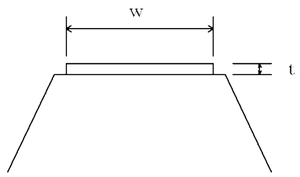	
							t ≧15 ㎝	－50			
						幅　w		−100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）		測定基準	測定基準	摘要
3 工事共通編	1 土工	4 道路土工	2		掘削工	基準高▽		±50		施工延長 40ｍにつき１ヶ所、延長 40ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。 基準高は、道路中心線及び端部で測定する。 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	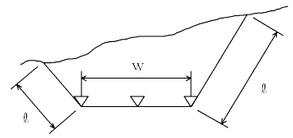	
						法　長 ℓ	ℓ＜５ｍ	－200				
							ℓ≧５ｍ	法長－４％				
						幅　w		－100				
3 工事共通編	1 土工	4 道路土工	2		掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土木編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50 ㎜が含まれる。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５㎝以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５㎝以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	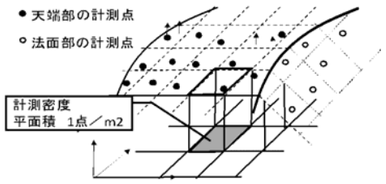 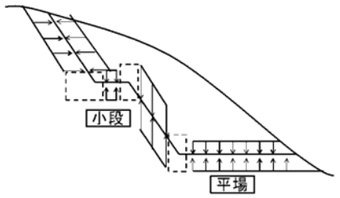	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160			
						法面(軟岩Ⅰ) （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±330			

<table>
<tr><th>編</th><th>章</th><th>節</th><th>条</th><th>枝番</th><th>工種</th><th colspan="3">測定項目</th><th colspan="2">規格値（㎜）</th><th>測定基準</th><th>測定基準</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td rowspan="5">３
工事共通編</td><td rowspan="5">１
土工</td><td rowspan="5">４
道路土工</td><td rowspan="5">３

４</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">路体盛土工

路床盛土工</td><td colspan="3">基準高▽</td><td colspan="2">±50</td><td rowspan="5">施工延長 40ｍ（測定間隔 25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。
ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定する。</td><td rowspan="5"> 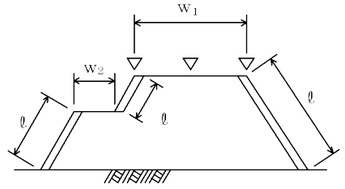 </td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">法　長
ℓ</td><td>ℓ＜5m</td><td colspan="2">－100</td></tr>
<tr><td>ℓ≧５ｍ</td><td colspan="2">法長－２％</td></tr>
<tr><td colspan="3">幅 w_1、w_2</td><td colspan="2">－100</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">３
工事共通編</td><td rowspan="4">１
土工</td><td rowspan="4">４
道路土工</td><td rowspan="4">３

４</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">路体盛土工

路床盛土工

（面管理の場合）</td><td colspan="2"></td><td>平均値</td><td>個々の計測値</td><td rowspan="4">１．３次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土木編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。
２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50 ㎜が含まれる。
３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。
４．法肩、法尻から水平方向に±５㎝以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。
５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</td><td rowspan="4"> 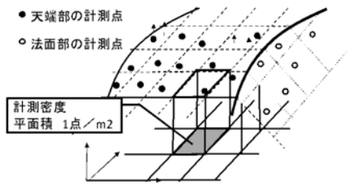
 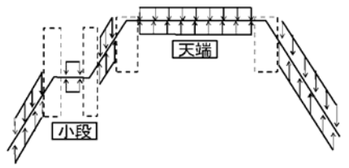 </td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>平場</td><td>標高較差</td><td>±50</td><td>±150</td></tr>
<tr><td>法面
（小段含む）</td><td>標高較差</td><td>±80</td><td>±190</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定基準	摘要
3 工事共通編	2 鉄筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		鉄筋の組立	平均間隔 d	± ϕ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n 本間の延長 n：10 本程度とする ϕ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロットあたりに対して各面で 1 か所以上測定する。過小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7 編 2 章 2．1）参照 ただし、道路橋示方書の適用をうける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。 注 1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注 2）橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については、第 3 編 4.3.12 床版・横組工を適用する。 注 3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 ㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての攻守において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	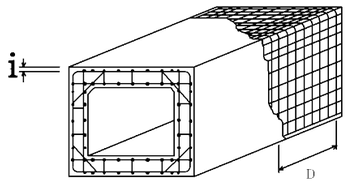	
						かぶり i	± ϕ かつ 最小かぶり以上			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工（指定架設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高▽	±50	基準高は、施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定する。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき 1 ヶ所、延長 20m（または 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定する。	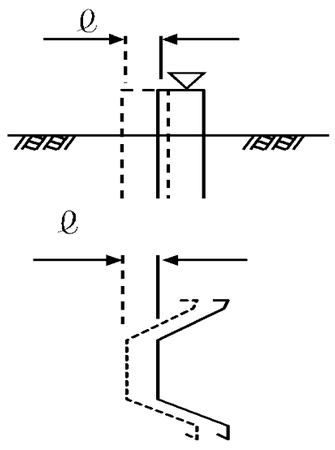	
						根入り長	設計値以上			
						変位　ℓ	100			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	6		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長 L	－200	1 ヶ所／1 施工箇所を測定する。 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準 鋼桁等	測定基準 トラス・アーチ等	測定基準	摘要
３工事共通編	３一般施工	３共通的工種	7	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） ※シミュレーション仮組立検査も含む	部材精度	フランジ幅ｗ（m） 腹板高　　h（m） 腹板　　b‘（m）	±２・・・ ｗ≦0.5 ±３・・・ 0.5＜ｗ≦1.0 ±４・・・・・ 1.0＜ｗ≦2.0 ±（3＋ｗ／2） 2.0＜ｗ	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定する。 床組など構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定する。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		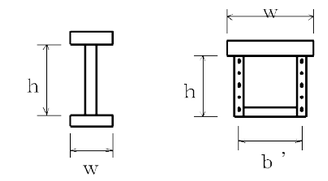	
							板の平面度 δ（㎜） 鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び支間中央付近を測定する。 h：腹板高（㎜） b：腹板またはリブの間隔（㎜） w：フランジ幅（㎜）		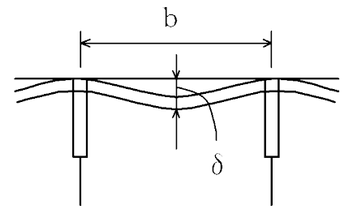	
							板の平面度 δ（㎜） 箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150				
							フランジの直角度 δ（㎜）	w／200			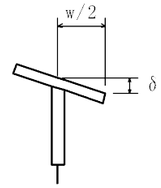	
							部材長 ℓ（m） 鋼桁	±３・・・ ℓ≦10 ±４・・・ ℓ＞10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定する。		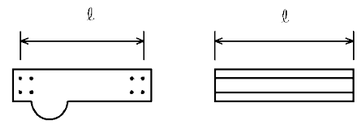	
							部材長 ℓ（m） トラス、アーチ等	±２・・・ ℓ≦10 ±３・・・ ℓ＞10				
							圧縮材の曲り δ（㎜）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定する。 ℓ：部材長（㎜）	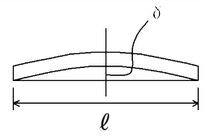	

※規格値のｗに代入する数値はｍ単位の数値である。
　ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ、圧縮材の曲り δ」の規格値のｈ、ｂ、ｗ、に代入する数値は㎜単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準 鋼桁等	測定基準 トラス・アーチ等	測定基準	摘要
３工事共通編	３一般施工	３共通的工種	7	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） ※シミュレーション仮組立検査も含む	部材精度	全長　L_1（m） 支間長　Ln（m）	±（10＋L_1／10） ±（10＋Ln／10）	主桁全数を測定する。		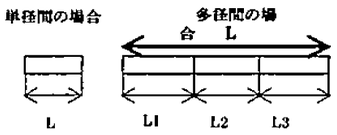	
							主桁、主構の中心距離 B（m）	±４・・・・ B≦２ ±（3＋B／2）・・ B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定する。		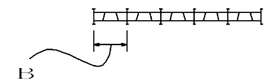	
							主構の組立高さ h（m）	±5・・・・ h≦5 ±（2.5＋h／２）・・ h＞5	―	両端部及び中心部を測定する。	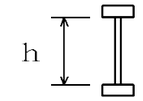	
							主桁、主構の通り δ（㎜）	5＋L／5・・ L≦100 25・・・・・ L＞100	最も外側の主桁または主構について支点及び支間中央の１点を測定する。 L：測線上（m）		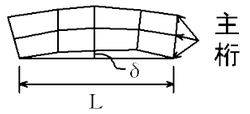	
							主桁、主構のそり δ（㎜）	−5～＋5・・・ L≦20 −5～＋10・・・ 20＜L≦40 −5～＋15・・・・ 40＜L≦80 −5～＋25・・・・ 80＜L≦200	各主桁について 10～12m間隔を測定する。 L：主桁の支間長（m）	各主構の各格点を測定する。 L：主構の支間長（m）	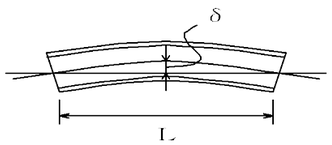	
							主桁、主構の橋端における出入差 δ（㎜）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定する。		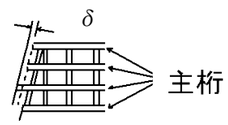	
							主桁、主構の鉛直度 δ（㎜）	3＋h／1000	各主桁の両端部を測定する。 h：主桁の高さ（㎜）	支点及び支間中央付近を測定する。 h：主構の高さ（㎜）	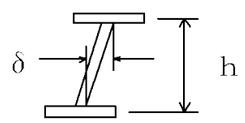	
							現場継手部のすき間 δ_1、δ_2（㎜）	±5	主桁、主構の全継手数の１／２を測定する。 δ_1、δ_2の内大きいもの なお、設計値が５㎜未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を０㎜とする。（例：設計値が３㎜の場合、すき間の許容範囲は０㎜から８㎜）		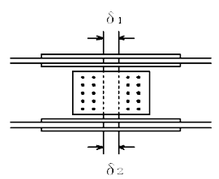	

※規格値のＬ，Ｂ，ｈに代入する数値はｍ単位の数値である。
ただし「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のｈに代入する数値は㎜単位の数値とする。

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値（㎜）	測定基準	測定基準	摘要
３工事共通編	３一般施工	３共通的工種	7	2	桁製作工 （仮組立による検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅ｗ（m）		±２・・・ w≦0.5 ±３・・・ 0.5＜w≦1.0 ±４・・・・・ 1.0＜w≦2.0 ±（3＋w／2） 2.0＜w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定する。 床組など構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定する。	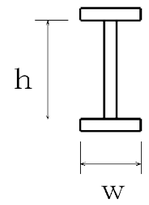 Ｉ型鋼桁	
							腹板高　　h（m）					
							板の平面度δ（㎜）	鋼桁等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び支間中央付近を測定する。 ｈ：腹板高（㎜） ｂ：腹板またはリブの間隔（㎜） ｗ：フランジ幅（㎜）	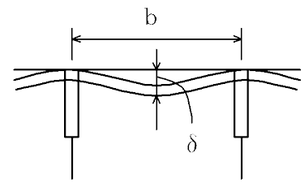	
								箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			
							フランジの直角度 δ（㎜）		w／200		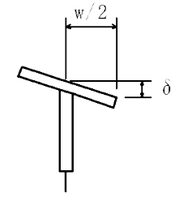	
							部材長ℓ（m）	鋼　桁	±３・・・ ℓ≦10 ±４・・・ ℓ＞10	主要部材全数を測定する。	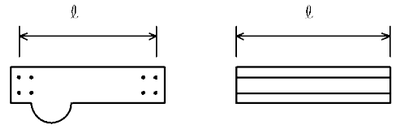	

※規格値のｗに代入する数値はｍ単位の数値である。
　ただし「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のｈ、ｂ、ｗに代入する数値は㎜単位の数値とする。

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定基準	摘要
３工事共通編	３一般施工	３共通的工種	7	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））	部材の水平度	10	全数を測定	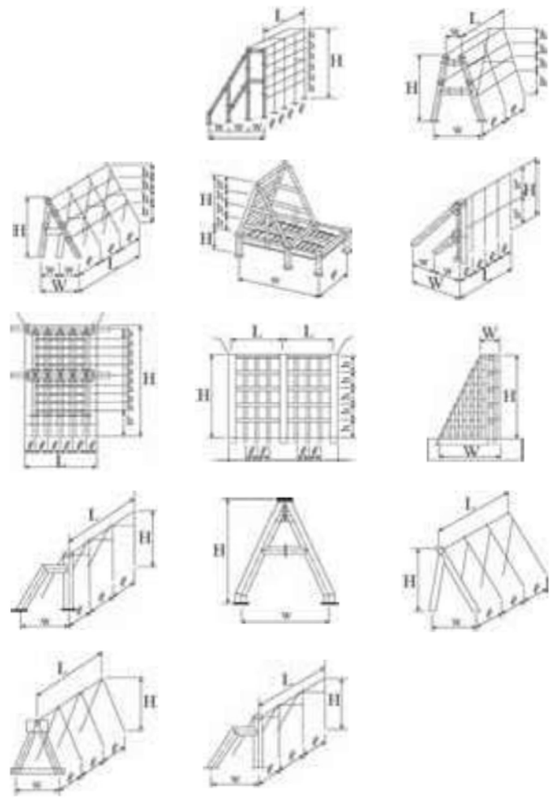	
						堤長　L	±30			
						堤長　ℓ	±10			
						堤幅　W	±30			
						堤幅　w	±10			
						高さ　H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
３工事共通編	３一般施工	３共通的工種	8		工場塗装工	塗膜厚	ａ．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上 ｂ．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上 ｃ．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後、下塗り終了時及び上塗り終了時に測定し、内面塗装では、内面塗装終了時に測定する。 1ロットの大きさは、500 ㎡とする。 １ロットあたり測定数は 25 点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。 　ただし、１ロットの塗装面積が、200 ㎡未満の場合は、10 ㎡につき１点以上、200 ㎡以上 500 ㎡未満の場合は、25 点測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ－82「表－Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上	塗装系毎の塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗布作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは 500 ㎡とする。		
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 （切込砂利） （砕石基礎工） （割ぐり石基礎工） （均しコンクリート）	幅　w	設計値以上	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定する。	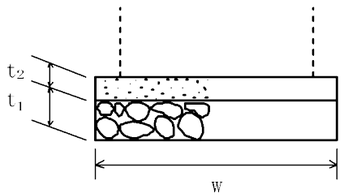	
						厚さ t_1、t_2	－30			
						延長 L	各構造物の規格値による。			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定する。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	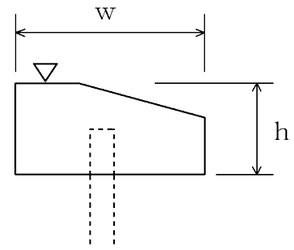	
						幅　w	－30			
						高さ h	－30			
						延長 L	－200			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定する。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	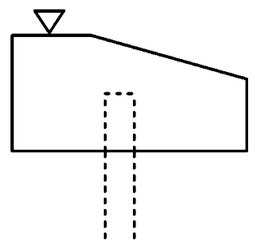	
						延長 L	－200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。	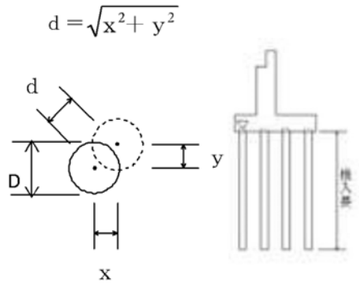	
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	D／4 以内かつ 100 以内			
						傾　斜	1／100 以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。	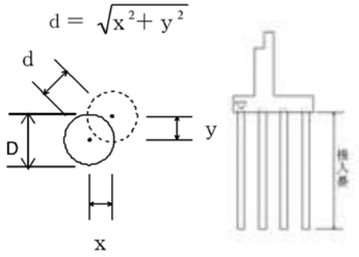	
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	100 以内			
						傾斜	1／100 以内			
						杭径D	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。	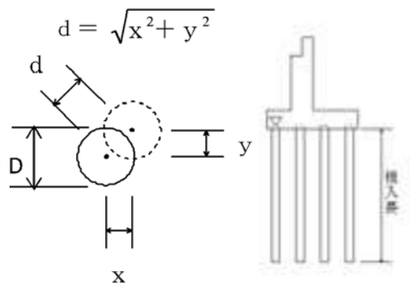	
						根入れ長	設計値以上			
						偏心量ｄ	100 以内			
						傾　斜	1／100 以内			
						杭径D	設計径（公称径）－30 以上			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。 ※ライナープレートの場合は内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留構造の内径にて測定する。	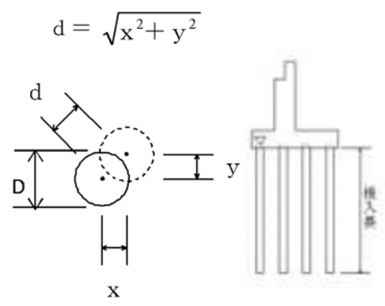	
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	150 以内			
						傾　斜	1／50 以内			
						基礎径D	設計径（公称径）以上※			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロット毎に測定する。	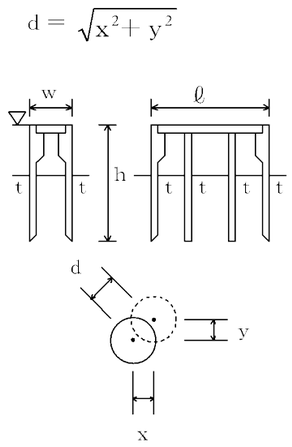	
						ケーソンの長さ ℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さ h	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏心量 d	300 以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロット毎に測定する。	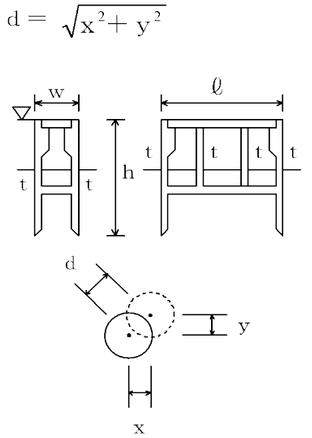	
						ケーソンの長さ ℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さ h	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏心量 d	300 以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定する。 偏心量は、１基毎に測定する。	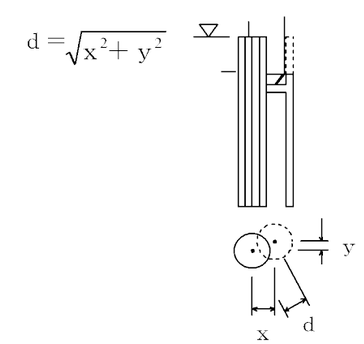	
						偏心量 d	300 以内			
						根入長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	3	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法　長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所測定する。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	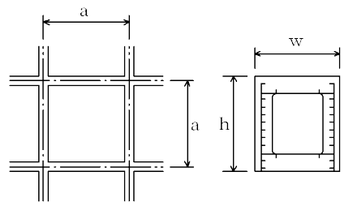	
							ℓ≧10m	－200			
						幅w		－30	枠延延長 100mにつき１ヶ所、枠延延長 100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						高さ h		－30			
						枠中心間隔 a		±100			
						延長Ｌ		－200	１施工箇所毎測定する。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	3	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法　長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所測定する。		
							ℓ≧10m	－200			
						延長Ｌ		－200	１施工箇所毎測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	6		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法　長 ℓ	ℓ＜3ｍ	－50	施工延長40ｍにつき１ヶ所､延長40ｍ以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案)」､「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案)」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか､「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案)」､「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。＊延長についても適用できる。	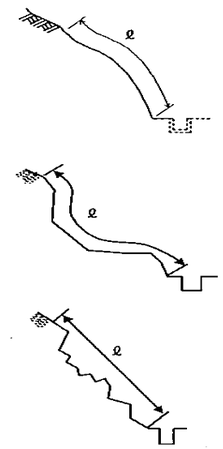	
							ℓ≧3ｍ	－100			
						延長Ｌ		－200	１施工箇所毎測定する。		
						厚　さ ｔ	ℓ＜5㎝	－10	施工面積 200 ㎡につき１ヶ所以上、面積200 ㎡以下は２ヶ所を穿孔により測定する。		
							ℓ≧5㎝	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （種子帯工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ ＜ 5 m	－200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所測定する。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。＊延長についても適用できる。		
							ℓ ≧ 5 m	法長の－４％			
						盛土法長 ℓ	ℓ ＜ 5 m	－100			
							ℓ ≧ 5 m	法長の－２％			
						延長Ｌ		－200	１施工箇所毎測定する。		
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法　長 ℓ	ℓ ＜ 5 m	－200	施工延長40ｍにつき１ヶ所、延長40ｍ以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所測定する。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。＊延長についても適用できる。		
							ℓ ≧ 5 m	法長の－４％			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
						延長Ｌ		－200	１施工箇所毎測定する。		
						厚　さ t	ℓ ＜ 5 ㎝	－10	施工面積 200 ㎡につき１ヶ所、面積 200 ㎡以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。 検査孔により測定する。		
							ℓ ≧ 5 ㎝	－20			
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上					
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高▽		±50	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所 厚さは、上端部及び下端部の２ヶ所を測定する。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	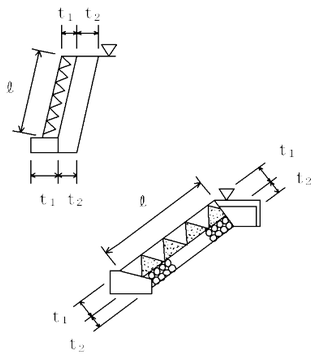	
						法　長 ℓ	ℓ ＜ 3 m	－50			
							ℓ ≧ 3 m	－100			
						厚さ（ブロック積（張）） t 1		－50			
						厚さ（裏込） t 2		－50			
						延長　Ｌ		－200			
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積（張）工	7	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高▽		±50	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所測定する。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	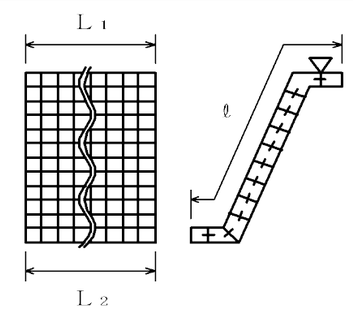	
						法長　ℓ		－100			
						延長Ｌ 1，Ｌ 2		－200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所測定する。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	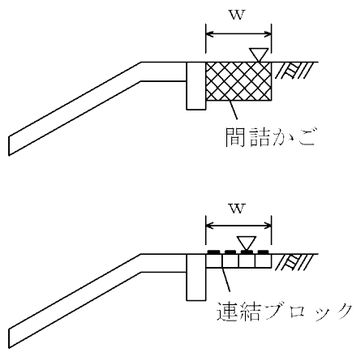	
						幅　w		－100			
						延長Ｌ		－200			
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所 厚さは、上端部及び下端部の２ヶ所を測定する。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	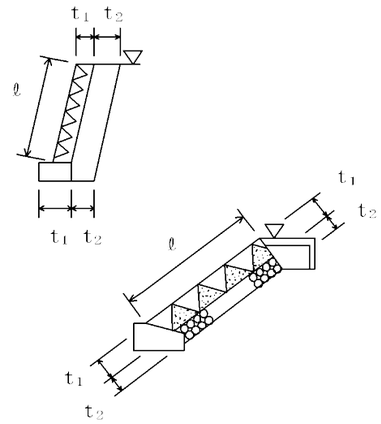	
						法　長 ℓ	ℓ＜３ｍ	－50			
							ℓ≧３ｍ	－100			
						厚さ（ブロック）t_1		－50			
						厚さ（裏込）t_2		－50			
						延長　Ｌ		－200			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	5		石積（張）工	基準高▽		±50	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所 厚さは、上端部及び下端部の２ヶ所を測定する。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	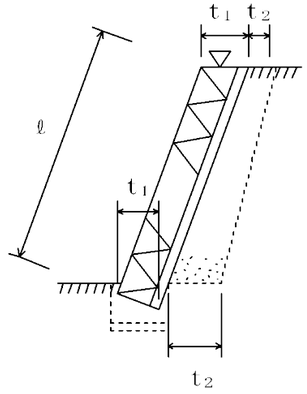	
						法長 ℓ	ℓ ＜ 3 m	－50			
							ℓ ≧ 3 m	－100			
						厚さ（石積・張） t１		－50			
						厚さ（裏込） t２		－50			
						延長Ｌ		－200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	1	アスファルト舗装工（下層路盤工） 再生クラッシャラン クラッシャランスラグ	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅と厚さは、延長40ｍ毎に１ヶ所の割に測定し、さらに各車線 200ｍ毎に１か所を掘り起こして厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						厚　さ	−45	−45	−15				
						幅	−50	−50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	1	アスファルト舗装工（下層路盤工） 再生クラッシャラン クラッシャランスラグ （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			
									※面管理の場合は測定値の平均				

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規格値（㎜）</th><th rowspan="3">測定基準</th><th rowspan="3">測定箇所</th><th rowspan="3">摘要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値（X）</th><th colspan="2">10 個の測定値の平均（X10）</th></tr>
<tr><th>工事規模Ⅰ以上</th><th>工事規模Ⅱ以下</th><th>工事規模Ⅰ以上</th><th>工事規模Ⅱ以下</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3
工事共通編</td><td rowspan="3">3
一般施工</td><td rowspan="3">8
一般舗装工</td><td rowspan="3">8</td><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">アスファルト舗装工
（上層路盤工）
粒度調整砕石
改良砕石
水硬性粒調スラグ</td><td>厚　さ</td><td>－25</td><td>－30</td><td>－8</td><td></td><td rowspan="3">幅と厚さは、延長 40ｍ毎に１か所の割に測定し、さらに各車線 200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定する。</td><td rowspan="3">工事規模の考え方※
工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。

工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。

※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。

厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
（面管理は除く）</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>幅</td><td>－50</td><td>－50</td><td>―</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">3
工事共通編</td><td rowspan="2">3
一般施工</td><td rowspan="2">8
一般舗装工</td><td rowspan="2">8</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">アスファルト舗装工
（上層路盤工）
粒度調整砕石
改良砕石
水硬性粒調スラグ
（面管理の場合）</td><td>厚さあるいは標高較差</td><td>－54</td><td>－63</td><td>－8</td><td>－10</td><td rowspan="2">１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。
２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。
３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。
４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。
５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td>※面管理の場合は測定値の平均</td></tr>
</table>

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	3	アスファルト舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは堀り起こして測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	－50	－50	―				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	4	アスファルト舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－54	－63	－8	－10	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	4	アスファルト舗装工（上層路盤工）（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500 ㎡以上 1,000 ㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	－50	－50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	4	アスファルト舗装工（上層路盤工）（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－36	－45	－5	－7	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	5	アスファルト舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500㎡以上1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	－25	－25	―				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	5	アスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－25	－3	－4	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理の場合は測定値の平均		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	6	アスファルト舗装工（表層工）	基準高▽	—	±30	—		基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500 ㎡以上 1,000 ㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。 平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 （1）片側1車線以上の道路 （一方通行の多車線の道路を含む） （2）舗設幅 7m以上の道路 （3）監督員が特に必要と認めた道路	
						厚さ	－7	－9	－2				
						幅	－25	－25	—				
						平坦性	3mプロフィルメーター （δ）2.4 ㎜以下 直読式（足付き） （δ）1.75 ㎜以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	6	アスファルト舗装工（表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－17	－20	－2	－3	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mプロフィルメーター （δ）2.4 ㎜以下 直読式（足付き） （δ）1.75 ㎜以下						
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工） 再生クラッシャラン クラッシャランスラグ	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅と厚さは、延長40ｍ毎に１ヶ所の割に測定し、更に各車線 200ｍ毎に１か所を掘り起こして厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						厚　さ	−45	−45	−15				
						幅	−50	−50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工） 再生クラッシャラン クラッシャランスラグ （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整砕石 改良砕石 水硬性粒調スラグ	厚　さ	－25	－30	－8		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く）	
						幅	－50	－50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整砕石 改良砕石 水硬性粒調スラグ （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－54	－63	－8	－10	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 3．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは堀り起こして測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	－50	－50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－54	－63	－8	－10	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									※面管理は、測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	工事規模Ⅱ以下	10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	4	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500 ㎡以上1,000 ㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	－50	－50	―				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	4	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－36	－45	－5	－7	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。												
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	5	半たわみ性舗装工（基層工）	厚　さ	－9	－12	－3		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500㎡以上1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	－25	－25	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	5	半たわみ性舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－25	－3	－4	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	6	半たわみ性舗装工（表層工）	基準高▽	―	±30	－		基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅と厚さは、延長 40m毎に 1 か所の割に測定し、さらに 500 ㎡以上 1,000 ㎡に 1 個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。 平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 （1）片側1車線以上の道路（一方通行の多車線の道路を含む） （2）舗設幅 7m以上の道路 （3）監督員が特に必要と認めた道路	
						厚　さ	－7	－9	－2				
						幅	－25	－25	―				
						平坦性	3mプロフィルメーター（σ）2.4 ㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75 ㎜以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	6	半たわみ性舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－17	－20	－2	－3	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mプロフィルメーター（σ）2.4 ㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75 ㎜以下						
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	1	排水性舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅と厚さは、延長40ｍ毎に１ヶ所の割に測定し、更に各車線 200ｍ毎に１か所を掘り起こして厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。場合が該当する。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く）	
						厚　さ	−45	−45	−15				
						幅	−50	−50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	1	排水性舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	2	排水性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚　さ	－25	－30	－8		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く）	
						幅	－50	－50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	2	排水性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－54	－63	－8	－10	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 3．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	3	排水性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは堀り起こして測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	－50	－50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	3	排水性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－54	－63	－8	－10	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	3	排水性み性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500 ㎡以上 1,000 ㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰ以上の工事とは、舗装施工面積 2,000 ㎡以上、あるいは使用する基層及び表層のアスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	－50	－50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	4	排水性み性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－36	－45	－5	－7	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	5	排水性舗装工（基層工）	厚　さ	－9	－12	－3		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500 ㎡以上 1,000 ㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外のとする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	－25	－25	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	5	排水性舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－25	－3	－4	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	5	排水性舗装工（表層工）	基準高▽	―	±30	―		基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500 ㎡以上 1,000 ㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。 平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 （1）片側1車線以上の道路 （一方通行の多車線の道路を含む） （2）舗設幅 7m以上の道路 （3）監督員が特に必要と認めた道路	
						厚　さ	－7	－9	－2				
						幅	－25	－25	―				
						平坦性	3mプロフィルメーター（σ）2.4 ㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75 ㎜以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	5	排水性舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－17	－20	－2	－3	1．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 3．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mプロフィルメーター（σ）2.4 ㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75 ㎜以下						
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	11	1	透水性舗装工（路盤工）	基準高▽	±50		—	基準高は、片側延長 40ｍ毎に１ヶ所で測定する。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 工事規模Ⅰ以上の工事とは、舗装施工面積 2,000 ㎡以上、あるいは使用する基層及び表層のアスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く）	
						厚　さ	ｔ＜15 ㎝	－30	－10			
							ｔ≧15 ㎝	－45	－15			
						幅	－100		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	11	1	透水性舗装工（路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	ｔ＜15 cm	＋90 －70	＋50 －10	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		
							ｔ≧15 cm	±90	＋50 －15			
						厚さあるいは標高較差	ｔ＜15 cm	＋90 －70	＋50 －10			
							ｔ≧15 cm	±90	＋50 －15			
							※面管理の場合は測定値の平均					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	11	2	透水性舗装工（表層工）	厚　さ	－9		－3	幅と厚さは、片側延長 40m毎に１か所の割に測定し、さらに 500㎡以上 1,000 ㎡に１個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	－25		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	11	2	透水性舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20		－3	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		
							※面管理の場合は測定値の平均					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	1	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500 ㎡以上 1,000 ㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰ以上の工事とは、舗装施工面積 2,000 ㎡以上、あるいは使用する基層及び表層のアスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	－50	－50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	1	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－36	－45	－5	－7	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	2	グースアスファルト舗装（基層工）	厚　さ	－9	－12	－3		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500 ㎡以上 1,000 ㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外のとする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	－25	-25	―				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	2	グースアスファルト舗装（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－25	－3	－4	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	2	グースアスファルト舗装工（表層工）	基準高▽	—	±30	—		基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅と厚さは、延長 40m毎に 1 か所の割に測定し、さらに 500 ㎡以上 1,000 ㎡に 1 個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。 平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 （1）片側1車線以上の道路 （一方通行の多車線の道路を含む） （2）舗設幅 7m以上の道路 （3）監督員が特に必要と認めた道路	
						厚　さ	−7	−9	−2				
						幅	−25	−25	—				
						平坦性	3mプロフィルメーター（σ）2.4 ㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75 ㎜以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	2	グースアスファルト舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−17	−20	−2	−3	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mプロフィルメーター（σ）2.4 ㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75 ㎜以下						
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	1	改質アスファルト舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。幅と厚さは、延長40ｍ毎に１ヶ所の割に測定し、更に各車線 200ｍ毎に１か所を掘り起こして厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						厚　さ	－45	－45	－15				
						幅	－50	－50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	1	改質アスファルト舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	2	改質アスファルト舗装工（上層路盤工）	厚　さ	－25	－30	－8		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	－50	－50	―				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	2	改質アスファルト舗装工（上層路盤工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－54	－63	－8	－10	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	3	改質アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは堀り起こして測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	－50	－50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	3	改質アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－54	－63	－8	－10	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	4	改質アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	-15	-20	-5		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500㎡以上1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰ以上の工事とは、舗装施工面積2,000㎡以上、あるいは使用する基層及び表層のアスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	4	改質アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－36	－45	－5	－7	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	5	改質アスファルト舗装工（基層工）	厚　さ	－9	－12	－3		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500㎡以上1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外のとする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	－25	－25	―				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	5	改質アスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－25	－3	－4	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理の場合は測定値の平均		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	6	改質アスファルト舗装工 （表層工）	基準高▽	—	±30	−		基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅と厚さは、延長 40m毎に 1 か所の割に測定し、さらに 500 ㎡以上 1,000 ㎡に 1 個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500 t 以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。 平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 （1）片側1車線以上の道路 （一方通行の多車線の道路を含む） （2）舗設幅 7m以上の道路 （3）監督員が特に必要と認めた道路	
						厚　さ	−7	−9	−2				
						幅	−25	−25	—				
						平坦性	3mプロフィルメーター （σ）2.4 ㎜以下 直読式（足付き） （σ）1.75 ㎜以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	6	改質アスファルト舗装工 （表層工） （路面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−17	−20	−2	−3	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mプロフィルメーター （σ）2.4 ㎜以下 直読式（足付き） （σ）1.75 ㎜以下						
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	15	1	脱色アスファルト舗装工（路盤工）	基準高▽	±50	—	—	基準高は、片側延長 40m毎に１ヶ所で測定する。	工事規模の考え方 工事規模Ⅰ以上の工事とは、舗装施工面積 2,000 ㎡以上、あるいは使用する基層及び表層のアスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く）	
						厚　さ	ｔ＜15 ㎝	－30	－10			
							ｔ≧15 ㎝	－45	－15			
						幅	－100		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	15	1	脱色アスファルト舗装工（路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	ｔ＜15 ㎝	＋90 －70	＋50 －10	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
							ｔ≧15 ㎝	±90	＋50 －15			
						厚さあるいは標高較差	ｔ＜15 ㎝	＋90 －70	＋50 －10			
							ｔ≧15 ㎝	±90	＋50 －15			
									※面管理の場合は測定値の平均			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	15	2	脱色アスファルト舗装工（表層工）	厚　さ	－9		－3	幅と厚さは、延長 40m毎に１か所の割に測定し、さらに 500 ㎡以上 1,000 ㎡に１個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	－25		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	15	2	脱色アスファルト舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20		－3	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
							※面管理の場合は測定値の平均					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅と厚さは、延長40m毎に１ヶ所の割に測定し、さらに各車線 200m毎に１か所を掘り起こして厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く）	
						厚　さ	−45	−45	−15				
						幅	−50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	1	コンクリート舗装工（下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	2	コンクリート舗装工（改良路盤工・粒度調整路盤工）	厚　さ	－25	－30	－8		幅と厚さは、延長40ｍ毎に1か所の割に測定し、さらに各車線 200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く）	
						幅	－50	－50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	2	コンクリート舗装工（改良路盤工・粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－8		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	3	コンクリート舗装工（上層路盤工）セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは堀り起こして測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。	
						幅	－50		―				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	3	コンクリート舗装工（上層路盤工）セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－8		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚　さ	－9	－12	－3		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは堀り起こして測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。	
						幅	－25		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－27	－3		1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	5	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	厚　さ	－10		－3.5		基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は延長 40ｍ毎に１ヶ所の割で測定する。 厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200ｍ毎に水糸またはレベルにより１測線あたり横断方向に３ヶ所以上測定する。 平坦性は各車線毎に版縁から1ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く） 平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100ｍ以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 （１）片側１車線以上の道路 （一方通行の多車線の道路を含む） （２）監督員が特に必要と認めた道路	
						幅	－25		—				
						平坦性	コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 （δ）2.4 ㎜以下 人力舗設の場合 （δ）３㎜以下						
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	5	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－22		－3.5		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） 平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100ｍ以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 （１）片側１車線以上の道路（一方通行の多車線の道路を含む） （２）監督員が特に必要と認めた道路	
						平坦性	コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 （δ）2.4 ㎜以下 人力舗設の場合 （δ）３㎜以下						
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅と厚さは、延長40ｍ毎に１ヶ所の割に測定し、さらに各車線 200ｍ毎に１か所を掘り起こして厚さを測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く）	
						厚　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	7	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）（改良路盤工・粒度調整路盤工）	厚　さ	－25	－30	－8		幅と厚さは、延長40ｍ毎に1か所の割に測定し、さらに各車線 200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く）	
						幅	－50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	7	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）（改良路盤工・粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－8		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは堀り起こして測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。	
						幅	－50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－8		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10 ㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	9	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚　さ	－9	－12	－3		幅と厚さは、延長40m毎に1か所の割に測定し、さらに500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは堀り起こして測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。	
						幅	－25		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	9	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－27	－3 ※面管理の場合は測定値の平均		1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	10	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	基準高▽	―	±30	―		基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は延長 40ｍ毎に１ヶ所の割で測定する。 厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200ｍ毎に水糸またはレベルにより１測線あたり横断方向に３ヶ所以上測定する。 平坦性は各車線毎に版縁から1ｍの線上、全延長とする。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） 平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100ｍ以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 （１）片側１車線以上の道路 （一方通行の多車線の道路を含む） （２）監督員が特に必要と認めた道路	
						厚　さ	－15		－4.5				
						幅	－35		―				
						平坦性	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 （δ）2.4 ㎜以下						
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	10	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－32		－4.5		１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとはの工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理は除く） 平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100ｍ以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 （１）片側１車線以上の道路 （一方通行の多車線の道路を含む） （２）監督員が特に必要と認めた道路	
						平坦性	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 （δ）2.4㎜以下						
						目地段差	±２						
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅱ以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	18	1	ブロック舗装工（路盤工）	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長 40ｍ毎に１ヶ所測定する。 歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						厚　さ	t ＜15 ㎝	－30	－15				
							t ≧15 ㎝	－45	－10				
						幅	－100		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	18	2	ブロック舗装工（基礎工）	厚さ	－9	－12	－3		幅と厚さは、延長 40ｍ毎に１か所の割に測定し、さらに 500 ㎡以上で 1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して厚さを測定する。 歩道舗装に適用する。		
						幅	－25		—				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長 40m毎に１ヶ所の割で測定する。 基準高は、道路中心線及び端部で測定する。 厚さは、中心線及び端部で測定する。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さｔ、天端幅ｗ、天端延長Ｌを確認（実測不要）	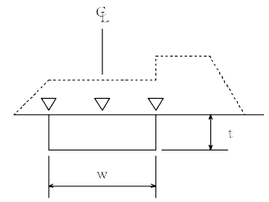	
						施工厚さｔ	－50			
						幅　ｗ	－100			
						延長Ｌ	－200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所測定する。 厚さは、中心線及び端部で測定する。	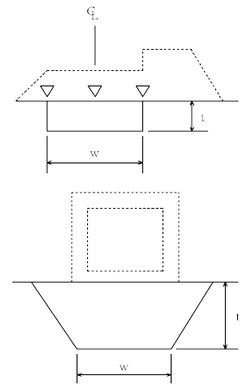	
						置換厚さｔ	－50			
						幅　ｗ	－100			
						延長Ｌ	－200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	4		表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高▽	－50	施工延長 10mにつき、１測点あたり５点以上測定する。 ｗ、（Ｌ）は、施工延長 40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき３か所測定する。 （Ｌ）は、センターライン及び表裏法肩で行う。	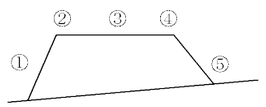	
						法長　ℓ	－200			
						天端幅ｗ	－300			
						天端延長Ｌ	－300			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	5		表層安定処理工 （ＩＣＴ施工の場合）	基準高▽	－50	施工延長 10m につき、１測点当たり５点以上測定。	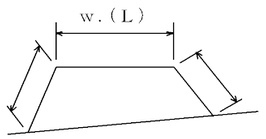	
						法長　ℓ	－200			
						天端幅ｗ	－300	「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理・中層地盤改良工事編）（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅ｗ、天端延長Ｌを確認（実測は不要		
						天端延長Ｌ	－300			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所測定する。 厚さは、中心線及び端部で掘り起こして測定する。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	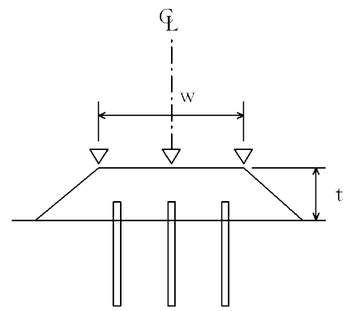	
						厚さ t	－50			
						幅　w	－100			
						延長Ｌ	－200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	－50	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所測定する。。 厚さは、中心線及び端部で掘り起こして測定する。	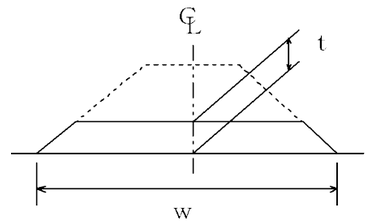	
						幅　w	－100			
						延長Ｌ	－200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	7		バーチカルドレーン工（サンドドレーン工）（ペーパードレーン工）（袋詰式サンドドレーン工）	位置・間隔w	±100	100 本に１ヶ所測定する。 100 本以下は２か所測定。１か所に４本測定測定する。 　ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	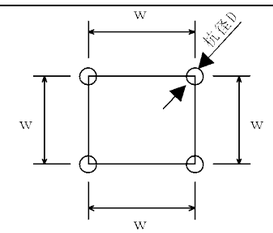	
						杭径D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上	全本数測定する。		
			8		締固め改良工（サンドコンパクションパイル工）	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	―	全本数測定する。 計器管理にかえることができる。	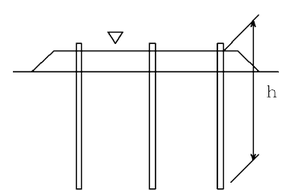 ※余長は、適用除外	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
３工事共通編	３一般施工	９地盤改良工	9	1	固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	基準高▽	－50	100本に１ヶ所測定する。 100本以下は２か所測定する。 １か所に４本測定する。	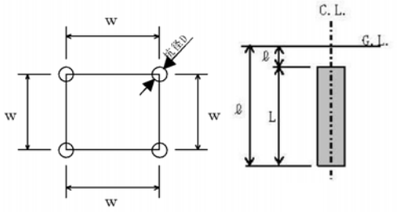	
						位置・間隔w	D／４以内			
						杭径　D	設計値以上			
						深度　L	設計値以上	全本数測定する。 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1は改良体先端深度 ℓ_2は改良端天端深度		
３工事共通編	３一般施工	９地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー撹拌工）編）（案）」による管理の場合	基準高▽	０以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	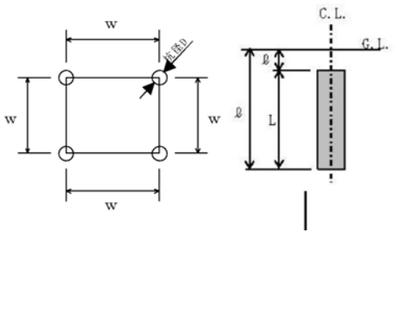	
						位　置	D／８以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認（掘起しによる実測確認は不要）		
						杭径　D	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認（掘起しによる実測確認は不要）		
						改良長　L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打結果表により確認（残尺計測による確認は不要）		

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
３ 工事共通編	３ 一般施工	９ 地盤改良工	10		固結工 （中層混合処理）	基準高▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3 について１ヶ所、又は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所。 1,000m3 以下、又は施工延長 40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さｔ、幅ｗ、延長Ｌを確認（実測は不要）	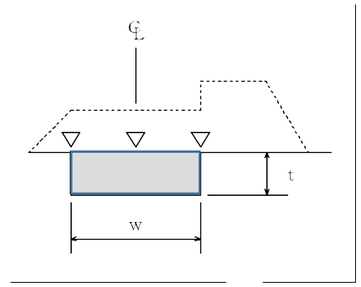	
						施工厚さ　t	設計値以上			
						幅　w	設計値以上			
						延長　L	設計値以上			
３ 工事共通編	３ 一般施工	12 仮設工	５	１	土留・仮締切工 （Ｈ鋼杭） （鋼矢板）	基準高▽	±100	基準高は、施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所測定する。 延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所測定する。	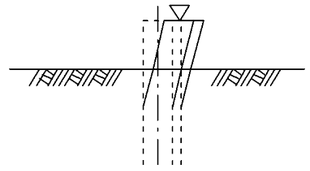	
						根入長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	2	土留・仮締切工（アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数測定する。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 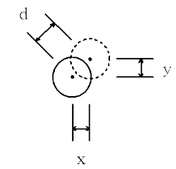	
						配置誤差ｄ	100			
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	3	土留・仮締切工（連節ブロック張り工）	法長　ℓ	－100	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	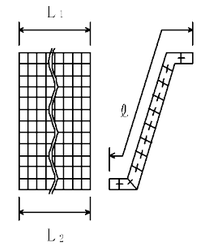	
						延長Ｌ$_1$　Ｌ$_2$	－200	１施工箇所毎測定する。		
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	4	土留・仮締切工（締切盛土）	基準高▽	－50	施工延長 50ｍにつき１か所測定する。 延長 50ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	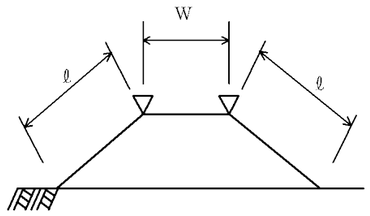	
						天端幅ｗ	－100			
						法長　ℓ	－100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	5	土留・仮締切工（中詰盛土）	基準高▽	－50	施工延長 50ｍにつき１ヶ所測定する。 延長 50ｍ以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所測定する。		
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	9		地中連続壁工（壁式）	基準高▽	±50	基準高は、施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所測定する。 延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものについては、１施工箇所につき２ヶ所測定する。 変位は、施工延長 20ｍ（（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所測定する。 延長 20ｍ（または 25ｍ）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所測定する。	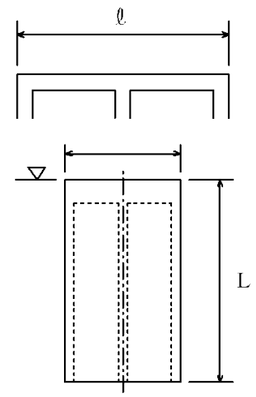	
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変　位	300			
						壁体長Ｌ	－200			
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高▽	±50	基準高は、施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所測定する。 延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものについては、１施工箇所につき２ヶ所測定する。 変位は、施工延長 20ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所測定する。 延長 20ｍ（または 25ｍ）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所測定する。	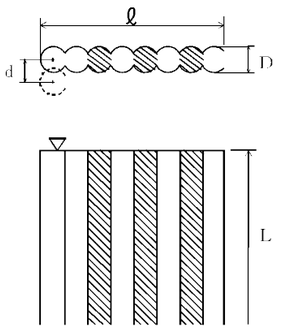	D：杭径
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変　位 d	D／４以内			
						壁体長Ｌ	－200			
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	21		法面吹付工	法長 ℓ　ℓ＜３ｍ	－50	施工延長 40ｍにつき１ヶ所、40ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	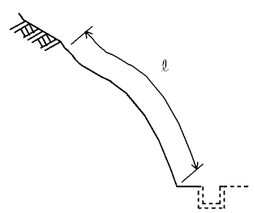	
						法長 ℓ　ℓ≧３ｍ	－100			
						厚さ t　t＜５㎝	－10	200 ㎡につき１ヶ所以上、200 ㎡以下は２ヶ所を穿孔により測定する。		
						厚さ t　t≧５㎝	－20			
						厚さ t　ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長Ｌ	－200	１施工箇所毎測定する。		

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
３ 工事共通編	４ 共通施工	１ 共通関係	1		現場塗装工	塗　膜　厚	ａ．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上 ｂ．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上 ｃ．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	各層塗装終了後に測定する。 １ロットの大きさは、500 ㎡とする。 1 ロットあたりの測定数は 25 点とし、各点の測定は５回行い、その平均値をその点の測定値とする。 　ただし、１ロットの面積が 200 ㎡に満たない場合は、10 ㎡毎に１店とする。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	2		場所打擁壁工	基準高▽		±50	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	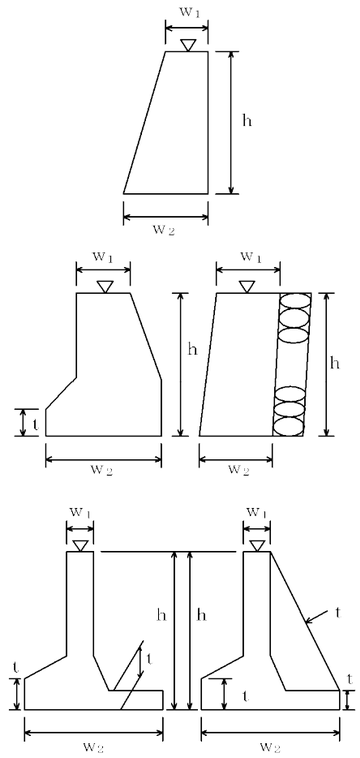	
						厚さ　t		－20			
						裏込厚さ		－50			
						幅 w_1 w_2		－30			
						高　さ h	h ＜ 3 m	－50			
							h ≧ 3 m	－100			
						延長Ｌ		－200	１施工箇所毎測定する。		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	3		プレキャスト擁壁工	基準高▽		±50	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	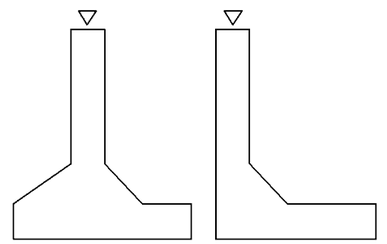	
						延長Ｌ		－200	１施工箇所毎測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	4		井桁ブロック工	基準高▽		±50	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	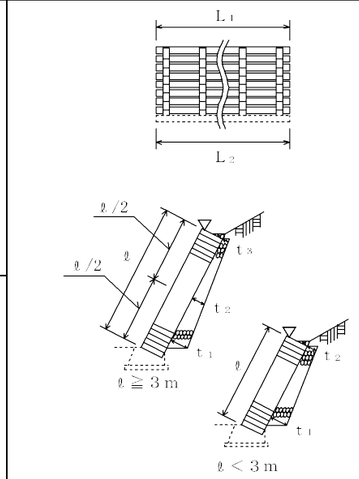	
						法　長 ℓ	ℓ ＜ 3ｍ	－50			
							ℓ ≧ 3ｍ	－100			
						厚さ t_1 t_2 t_3		－50			
						延長 L_1 L_2		－200	１施工箇所毎測定する。		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	5		アンカー工	削孔深さ ℓ		設計値以上	全数測定する。	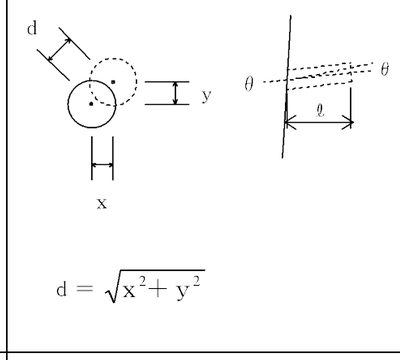	
						配置誤差 d		100			
						穿孔方向 θ		±2.5 度			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	6		側溝工 （プレキャストＵ形側溝） （Ｌ形側溝） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高▽		±30	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所測定する。 延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	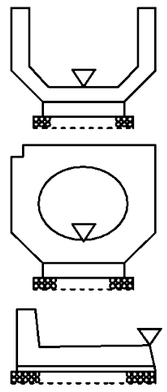	
						延長Ｌ		－200	１ヶ所／１施工箇所測定する。 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理方法を行う場合は、延長の変化点で測定		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	7		現場打水路工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所測定する。 延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	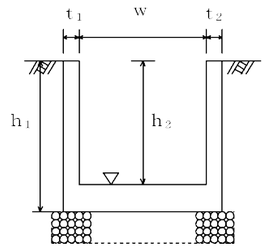	
						厚さ t_1 t_2	−20			
						幅　w	−30			
						高さ h_1 h_2	−30			
						延長Ｌ	−200	１施工箇所毎測定する。		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	8		集水桝工	基準高▽	±30	１ヶ所毎測定する。 ※現場打部分がある場合	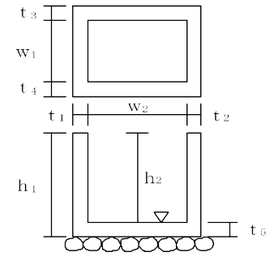	
						※厚さ t_1～t_2	−20			
						※幅 w_1 w_2	−30			
						※高さ h_1 h_2	−30			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	9		暗渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	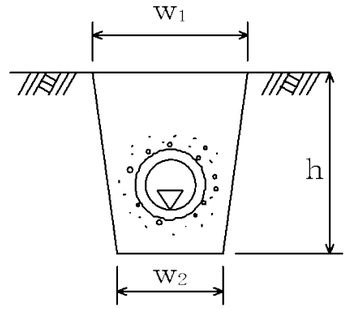	
						幅 w_1 w_2	−50			
						深さ　h	−30			
						延長　L	−200	１施工箇所毎測定する。 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理方法を行う場合は、延長の変化点で測定		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	10		刃口金物製作工	刃口高さ h（m）	±２・・・・・ h≦0.5 ±３・・・・・・ 0.5＜h≦1.0 ±４・・・・・ 1.0＜h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定する。	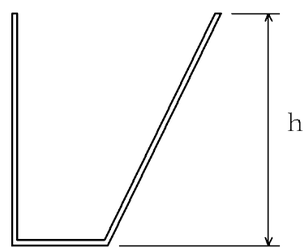	
						外周長Ｌ	±（10＋Ｌ／10）			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	11		階段工	幅　w	－30	１回／１施工箇所測定する。	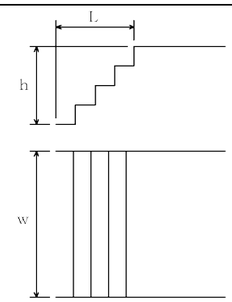	
						高さ h	－30			
						長さ L	－30			
						段　数	±０段			
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	1		多自然川づくり関連工（巨石張り、巨石積み）	基準高▽	±500	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	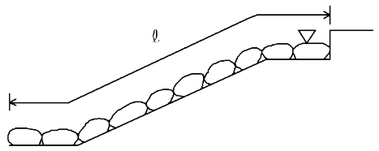	
						法長　ℓ	－200			
						延長　L	－200			
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	2		かごマット工	法長　ℓ	－100	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	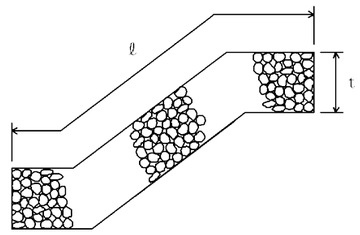	
						厚さ　t	－0.2ｔ			
						延長　L	－200			
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	3		じゃかご	法長 ℓ	ℓ＜３ｍ	－50	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	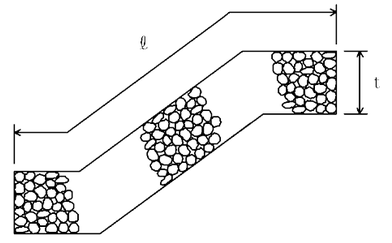	
							ℓ≧３ｍ	－100		
						厚さ t		－50		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
３工事共通編	４共通施工	２河川関係	4		羽口工 （ふとんかご、かご枠）	高さ　h		－100	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	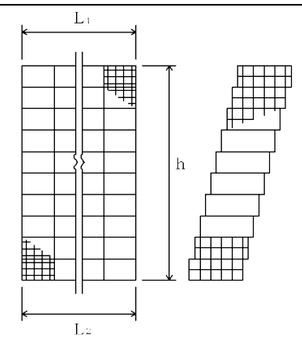	
						延長Ｌ１Ｌ２		－200			
３工事共通編	４共通施工	２河川関係	5		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	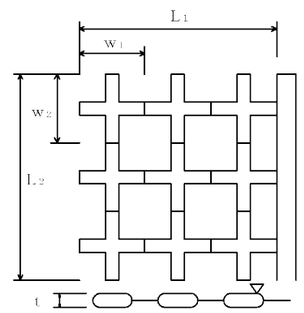	
							厚さ　t	－20	幅、厚さは 40 個につき１ヶ所測定する。		
							幅ｗ１ｗ２	－20			
							延長Ｌ１Ｌ２	－200	１施工箇所毎測定する。		
						乱積	基準高▽	±ｔ／２	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	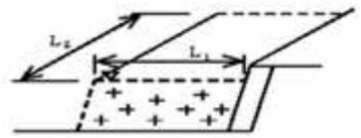	
							延長Ｌ１Ｌ２	－ｔ／２	１施工箇所毎測定する。	ｔは、根固めブロックの高さ	
３工事共通編	４共通施工	２河川関係	6		沈床工	基準高▽		±150	１組毎測定する。	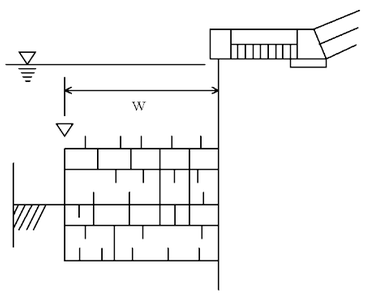	
						幅　w		±300			
						延長Ｌ		－200			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
３工事共通編	４共通施工	２河川関係	7		捨石工	基準高▽	－100	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	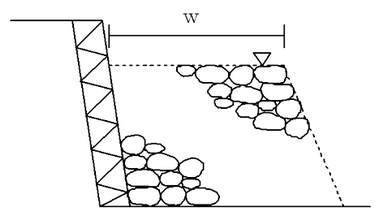	
						幅　w	－100			
						延長Ｌ	－200			
３工事共通編	４共通施工	２河川関係	8		護岸付属物工	幅　w	－30		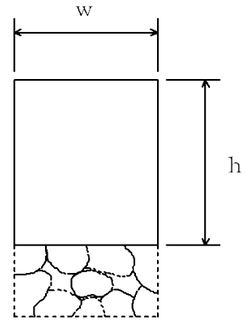	
						高さｈ	－30			
３工事共通編	４共通施工	３道路関係	1		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高▽	±30	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。 ※現場打部分のある場合	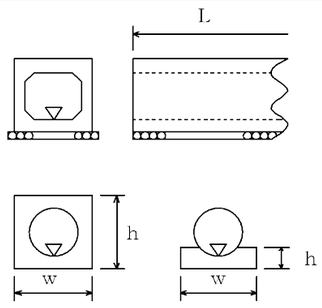	
						※幅　w	－50			
						※高さｈ	－30			
						延長　Ｌ	－200	１施工箇所毎に測定する。		
３工事共通編	４共通施工	３道路関係	2		落石防護柵工	高さｈ	±30	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所	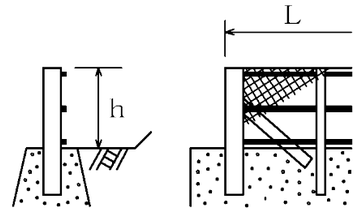	
						延長Ｌ	－200	１施工箇所毎測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
３工事共通編	４共通施工	３道路関係	3		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３・・・・・ ℓ≦10 ±４・・・・・ ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定する。		
３工事共通編	４共通施工	３道路関係	4		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長ｗ（m）	0～＋30	製品全数を測定する。	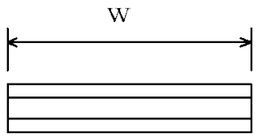	
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの誤差 δ_1（㎜）	設計値±４	両端部及び中央部付近を測定する。	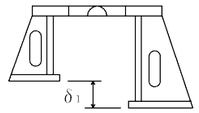 （実測値）	
							フィンガーの食い違い δ_2（㎜）	±２			
３工事共通編	４共通施工	３道路関係	5		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３・・・・・ ℓ≦10 ±４・・・・・ ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定する。		
３工事共通編	４共通施工	３道路関係	6		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３・・・・・ ℓ≦10 ±４・・・・・ ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	7		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w（m）	±２・・・・・w≦0.5 ±３・・・・・ 0.5＜w≦1.0 ±４・・・・・ 1.0＜w≦2.0 ±（３＋w／２） ・・・・・2.0＜w	各支点及び各支間中央付近を測定する。	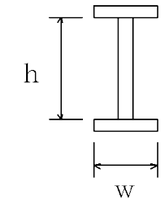 Ｉ型鋼桁	
							フランジの直角度 δ（㎜）	w／200	各支点及び各支間中央付近を測定する。	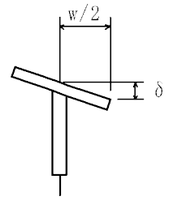	
							部材長ℓ（m）	±３・・・・・ ℓ≦10 ±４・・・・・ ℓ＞10	原則として仮組立しない部材について主要材全数で測定する。	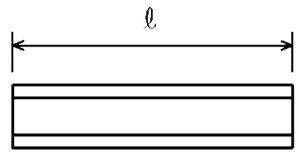	
						仮組立時	主桁のそり δ	－5～＋5 ・・・・・・・L≦20 －5～＋10 ・・・・・20＜L≦40	各主桁について 10～12m間隔を測定する。	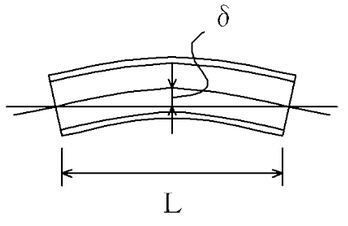	
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	8		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ（m）	±３・・・・・ ℓ≦10 ±４・・・・・ ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	9	1	鋳造費 （金属支承工）	上・下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		＋2 －0	製品全数を測定する。 ※１）ガス切断寸法を準用する ※２）片面のみの削り加工の場合も含む ※３）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用するものとする ※４）全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する ※５）組立て後の測定		
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								≦1000 ㎜	1 以下			
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								＞1000 ㎜	1.5 以下			
						アンカーバー用孔（鋳放し） アンカーボルト	ドリル加工孔	≦100 ㎜	＋3 －1			
								＞100 ㎜	＋4 －2			
							孔の中心距離※１		JIS B 0403-1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －0			
						ボス	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －1			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	9	1	鋳造費 （金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法		JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定する。 ※１）ガス切断寸法を準用する ※２）片面のみの削り加工の場合も含む ※３）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用するものとする ※４）全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する ※５）組立て後の測定		
						全移動量 量 ℓ ※４	ℓ ≦300 ㎜	±2			
							ℓ ＞300 ㎜	± ℓ /100			
						組立 高さ H	上、下面加工仕上げ	±3			
							コンクリート構造用 H≦300 ㎜	±3			
							H＞300 ㎜	（H/200+3）小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2、※３	JIS B 0403-1995 CT14	製品全数を測定する。		
							鋳放し肉厚寸法 ※2	JIS B 0403-1995 CT15			
							削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級			
							ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B 級			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	9	2	鋳造費 （大型ゴム支承工）	幅w 長さ L 直径 D	w,L,D≦500	0～＋5	製品全数を測定する。 平面度：１個のゴム支承の厚さ（ｔ）の最大相対誤差	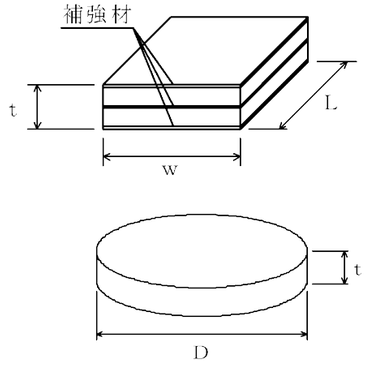	
							500＜ w,L,D ≦1500 ㎜	0～＋１％			
							1500 ㎜＜ w,L,D	0～＋15			
						厚さ t	t ≦20 ㎜	±0.5			
							20 ㎜＜ t ≦160 ㎜	±2.5%			
							160 ㎜＜ t	±4			
						相対誤差	w,L,D≦1000 ㎜	1			
							1000 ㎜＜ w,L,D	（w,L,D）/1000			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	10		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1（㎜）	b /500	軸心上全数測定する。	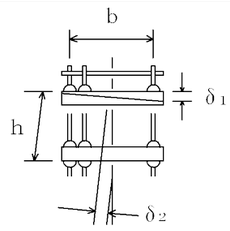	
							鉛直度 δ_2（㎜）	h /500			
							高さｈ（㎜）	±5			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	11		仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3・・・・・・ ℓ≦10 ±４・・・・・・ ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定する。		
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	12		床版・横組工	基準高▽		±20	基準高は、１径間あたり２ヶ所（支点付近）で、１箇所あたり両端と中央部の３点を測定する。 幅は、1径間あたり３ヶ所を測定する。 厚さは、型枠設置時におおむね10 ㎡に１ヶ所測定する。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
						幅w		0～＋30			
						厚さｔ		－10～＋20			
						鉄筋のかぶり		設計値以上	１径間あたり３断面（両端及び中央）測定する。 １断面の測定箇所は断面変化毎１ヶ所を測定する。		
						鉄筋の有効高さ		±10			
						鉄筋間隔		±20	１径間あたり３ヶ所（両端及び中央）測定する。 １ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２ｍの範囲を測定する。		
							上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	13	1	伸縮装置工（ゴムジョイント）	据付け高さ		± 3	高さについては車道端部及び中央部（橋軸方向）の３点を測定する。 表面の凹凸は長手方向（橋軸方向）に３ｍの直線定規で測って凹凸が３㎜以下	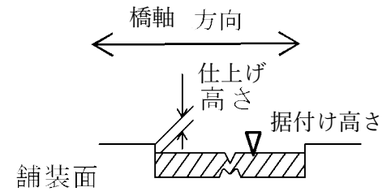	
						表面の凹凸		3			
						仕上げ高さ		舗装面に対し０～－2			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	13	2	伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	高さ	据付け高さ	±３	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各３点計９点を測定する。 表面の凹凸は長手方向（橋軸方向）に３ｍの直線定規で測って凹凸が３㎜以下。 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計３点を測定する。	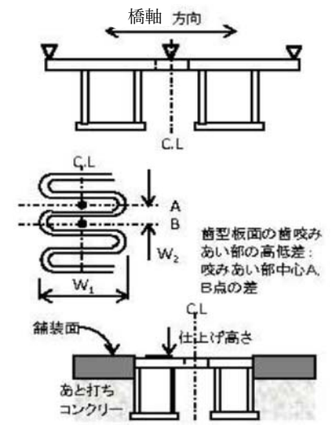	
							橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔ｗ１		±２			
						歯咬み合い部の横方向間隔ｗ２		±５			
						仕上げ高さ		舗装面に対し0～－2			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	13	3	伸縮装置工（埋設型ジョイント）	表面の凹凸		3	高さについては車道端部及び中央付近の３点を測定する。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に３ｍの直線定規で測って凹凸が３㎜以下	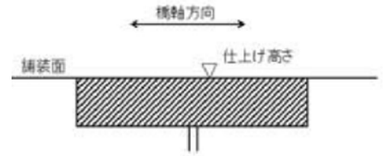	
						仕上げ高さ		舗装面に対し0～＋３			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	14		地覆工	地覆の幅ｗ１		－10～＋20	１径間あたり両端と中央部の３ヶ所測定する。	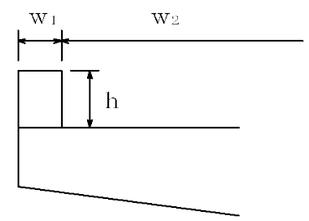	
						地覆の高さｈ		－10～＋20			
						有効幅員ｗ２		0～＋30			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	15		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅ｗ１		－5～＋10	１径間あたり両端と中央部の３ヶ所測定する。	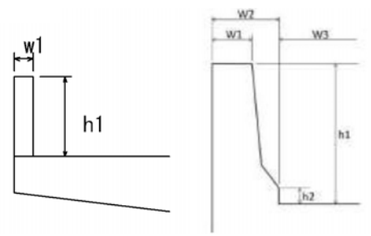	
						地覆の幅ｗ２		－10～＋20			
						高さｈ１		－20～＋30			
						高さｈ２		－10～＋20			
						有効幅員ｗ３		0 ～＋30			

<table>
<tr><th>編</th><th>章</th><th>節</th><th>条</th><th>枝番</th><th>工種</th><th colspan="3">測定項目</th><th colspan="2">規格値（㎜）</th><th>測定基準</th><th>測定箇所</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３
工事共通編</td><td rowspan="3">４
共通施工</td><td rowspan="3">３
道路関係</td><td rowspan="3">16</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">検査路工</td><td colspan="3">幅</td><td colspan="2">±３</td><td rowspan="3">１ブロックを抽出して測定する。</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">高さ</td><td colspan="2">±４</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">３
工事共通編</td><td rowspan="8">４
共通施工</td><td rowspan="8">３
道路関係</td><td rowspan="8">17</td><td rowspan="8">1</td><td rowspan="8">支承工
（鋼製支承）</td><td colspan="3">据付け高さ
注１）</td><td colspan="2">±５</td><td rowspan="8">支承全数を測定する。
B:支承中心間隔（m）
支承の平面寸法が 300 ㎜以下の場合は、水平面の高低差を１㎜以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。
注１）先固定の場合は、支承上面で測定する。
注２）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。
注３）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。
詳細は、道路橋支承便覧参照。</td><td rowspan="8"></td><td rowspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="3">可動支承の移動可能量
注２）</td><td colspan="2">設計移動量
以上</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">支承中心間隔
（橋軸直角方向）</td><td>コンクリート橋</td><td>鋼橋</td></tr>
<tr><td>±５</td><td>±（４＋0.5×（B－2））</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水平度</td><td>橋軸方向</td><td colspan="2" rowspan="2">1/100</td></tr>
<tr><td>橋軸直角方向</td></tr>
<tr><td colspan="3">可動支承の橋軸
方向のずれ
同一支承線上の相対誤差</td><td colspan="2">5</td></tr>
<tr><td colspan="3">可動支承の機能確認
注３）</td><td colspan="2">温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上</td></tr>
<tr><td rowspan="8">３
工事共通編</td><td rowspan="8">４
共通施工</td><td rowspan="8">３
道路関係</td><td rowspan="8">17</td><td rowspan="8">2</td><td rowspan="8">支承工
（ゴム支承）</td><td colspan="3">据付け高さ
注１）</td><td colspan="2">±５</td><td rowspan="8">支承全数を測定する。
B:支承中心間隔（m）
上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきがないことを確認する。
支承の平面寸法が 300 ㎜以下の場合は、水平面の高低差を１㎜以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。
注１）先固定の場合は、支承上面で測定する。
注２）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。
注３）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。
詳細は、道路橋支承便覧参照。</td><td rowspan="8"></td><td rowspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="3">可動支承の移動可能量
注２）</td><td colspan="2">設計移動量
以上</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">支承中心間隔
（橋軸直角方向）</td><td>コンクリート橋</td><td>鋼橋</td></tr>
<tr><td>±５</td><td>±（４＋0.5×（B－2））</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水平度</td><td>橋軸方向</td><td colspan="2" rowspan="2">1／300</td></tr>
<tr><td>橋軸直角方向</td></tr>
<tr><td colspan="3">可動支承の橋軸
方向のずれ
同一支承線上の相対誤差</td><td colspan="2">5</td></tr>
<tr><td colspan="3">可動支承の機能確認
注３）</td><td colspan="2">温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上</td></tr>
</table>

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	18		架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長 L_1（m） 支間長 Ln（m）	±（20＋L_1/5） ±（20＋Ln/5）	各桁毎に全数測定する。 L:主桁・主構の支間長（m）	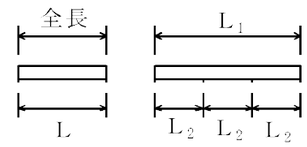	
						通り δ（㎜）	±（10＋2L/5）	L:主桁・主構の支間長（m）	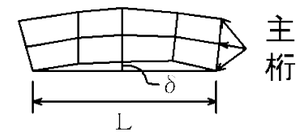	
						そり δ（㎜）	±（25＋L/2）	主桁・主構を全数測定する。 L:主桁・主構の支間長（m）	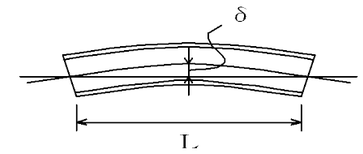	
						※主桁、主構の 中心間距離 B（m）	±４・・・・・ B≦２ ±（３＋B/２）・・・ B＞２	各支点及び各支間中央付近を測定する。	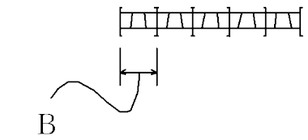	
						※主桁の橋端に おける出入差 δ（㎜）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定する。	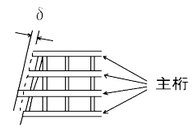	
						※主桁、主構の 鉛直度 δ（㎜）	３＋h/1000	各主桁の両端部を測定する。 h:主桁・主構の高さ（㎜）	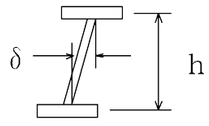	
						※現場継手部 のすき間 δ_1,δ_2（㎜）	±５	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定する。 δ_1、δ_2のうち大きいもの なお、設計値が５㎜未満の場合は、隙間の許容範囲の下限値を０㎜とする。（例：設計値が３㎜の場合、隙間の許容範囲は０㎜～８㎜）	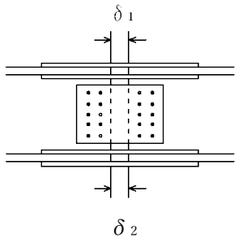	
								※　仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のＬ，Ｂに代入する数値はｍ単位の数値である。
ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のｈに代入する数値は㎜単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	19	1	プレテンション桁製作工 （購入工） （けた橋）	桁長Ｌ（m）	±L/1000	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	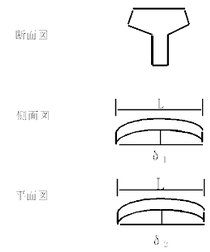	
						断面の外形寸法	± 5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲り δ_2	±10			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	19	2	プレテンション桁製作工 （購入工） （スラブ桁）	桁長Ｌ（m）	±10・・・・・ L≦10m ±L/1000・・・・・ L＞10m	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	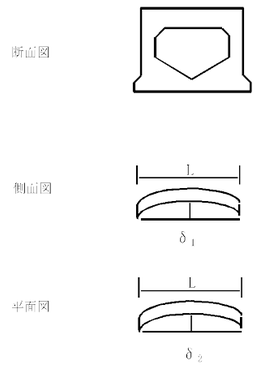	
						断面の外形寸法	± 5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲り δ_2	±10			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	20		ポステンション桁製作工	幅（上）w_1	±10 －5	桁全数について測定する。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定する。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m）	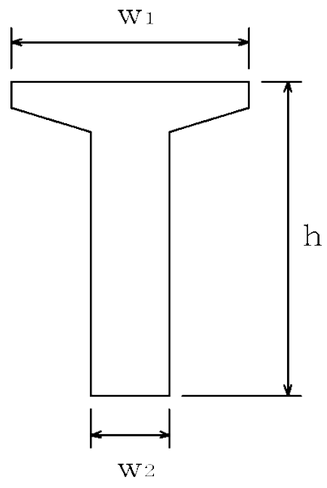	注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品はすべての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅（下）w_2	± 5			
						高さ　h	＋10 －5			
						桁長　ℓ 支 間 長	ℓ＜15・・・・ ±10 ℓ≧15・・・・・ ±（ℓ－5） かつ －30 以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	21		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁長　ℓ	—	桁全数について測定する。 桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定する。		
						断面の外形寸法（㎜）	—			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	22		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長　ℓ 支 間 長	ℓ＜15・・・・・ ±10 ℓ≧15・・・・・ ±（ℓ－5） かつ －30 以内	桁全数について測定する。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ℓ：支間長（m）		
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	23		PC ホロースラブ製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定する。 基準高は、１径間あたり２ヶ所（支点付近）で１箇所あたり両端と中央部の３点、幅及び厚さは１径間あたり両端と中央部の３ヶ所を測定する。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編 4.3.12 床版・横組工に準じる。 ℓ：支間長（m）	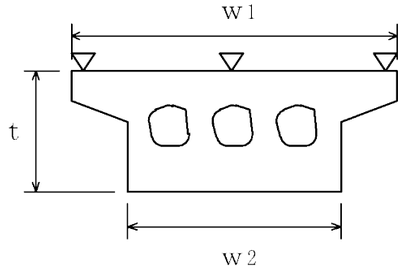	注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品はすべての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅 $w_1 w_2$	－5～＋30			
						厚さ　t	－10～＋20			
						桁長　ℓ	ℓ＜15・・・・ ±10 ℓ≧15・・・・・ ±（ℓ－5） かつ －30 以内			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	24		PC 箱桁製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定する。 基準高は、１径間あたり２ヶ所（支点付近）で１箇所あたり両端と中央部の３点、幅及び高さは１径間あたり両端と中央部の３ヶ所を測定する。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編 4.3.12 床版・横組工に準じる。 ℓ：支間長（m）	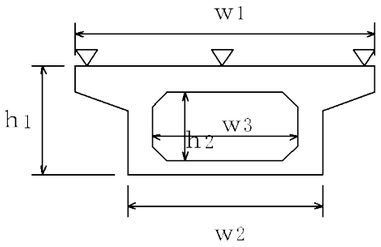	注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品はすべての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅（上）w_1	−5〜＋30			
						幅（下）w_2	−5〜＋30			
						内空幅w_3	± 5			
						高さ　h_1	＋10 − 5			
						内空高さh_2	＋10 − 5			
						桁長　ℓ	ℓ＜15・・・・ ±10 ℓ≧15・・・・・ ±（ℓ−5） かつ −30 以内			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	25		PC 押出し箱桁製作工	幅（上）w_1	−5〜＋30	桁全数について測定する。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編 4.3.12 床版・横組工に準じる。 ℓ：桁長（m）	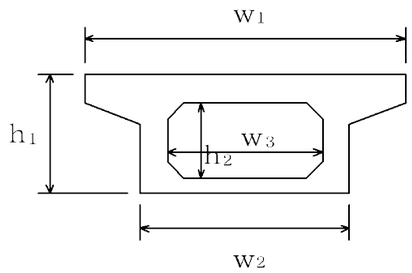	注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品はすべての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅（下）w_2	−5〜＋30			
						内空幅w_3	± 5			
						高さ　h_1	＋10 −5			
						内空高さh_2	＋10 −5			
						桁長　ℓ	ℓ＜15・・・・ ±10 ℓ≧15・・・・・ ±（ℓ−5） かつ −30 以内			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
３工事共通編	４共通施工	３道路関係	26		架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全長・支間	—	各桁毎に全数測定する。		
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定する。		
						そ　　り	—	主桁を全数測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X）	規格値（㎜） 測定値の平均（X）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	27	1	路面切削工	厚さ t	－7	－2	厚さは、40m 毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は、車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m 未満の場合は、2 ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は、自動横断測定法によることができる。	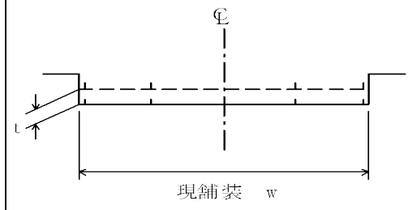	
						幅w	－25	—			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	27	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t （標高較差）	-17 （17） 面管理として緩和	－2 （2）	1.施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2.計測は、切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 3.厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4.幅は、延長 40m 毎に測定するものとし、延長 40m 未満の場合は、2 個所/施工箇所とする。	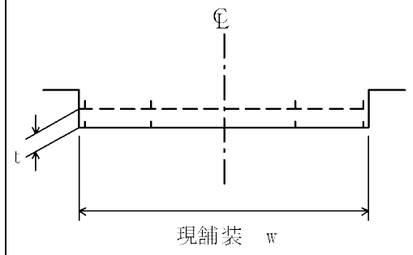	
						幅w	-25	－			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X）	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	28		舗装打換え工	路盤工	幅　w	－50	各層毎１ヶ所／１施工箇所を測定する。	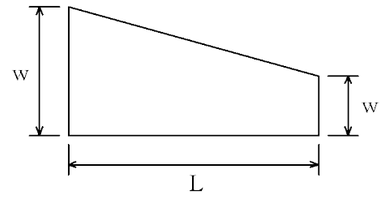	
							延長Ｌ	－100			
							厚さｔ	該当工種			
						舗設工	幅　w	－25			
							延長Ｌ	－100			
							厚さｔ	該当工種			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	29		オーバーレイ工	厚さｔ		－9	厚さは、40m 毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は、車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m 毎に１ヶ所の割とし、延長 40ｍ未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	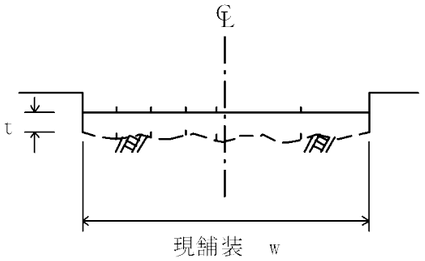	
						幅　w		－25			
						延長Ｌ		－100			
						平坦性	3mプロフィルメーター （σ）2.4 ㎜以下 直読式（足付き） （σ）1.75 ㎜以下			平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100ｍ以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 （１）片側１車線以上の道路 （一方通行の多車線の道路を含む） （２）舗設幅 7ｍ以上の道路 （３）監督員が特に必要と認めた道路	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
３工事共通編	４共通施工	３道路関係	30		オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さ t	－20	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm？が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						標高較差	－3			
						平坦性	3mプロフィルメーター （σ）2.4 ㎜以下 直読式（足付き） （σ）1.75 ㎜以下			
３工事共通編	４共通施工	３道路関係	31		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定する。		
						アンカーボルト定着長	－20 以内かつ－１D 以内	全数測定する。 D：アンカーボルト径（㎜）		

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	1 築堤・護岸	8 水制工	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	１組毎に測定する。	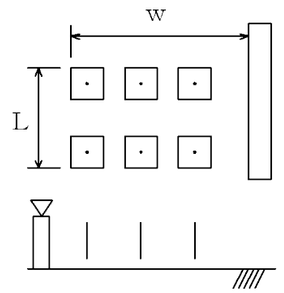	
						幅　　w	±300			
						方　　向	±7°			
						延長　L	－200			
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0 ～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所を測定する。	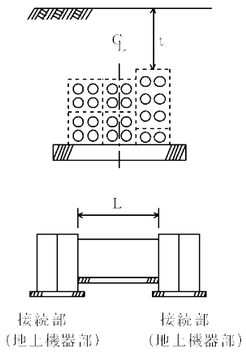	
						延長　L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数を測定する。		
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高▽	±30	１ヶ所毎に測定する。 ※現場打部分のある場合	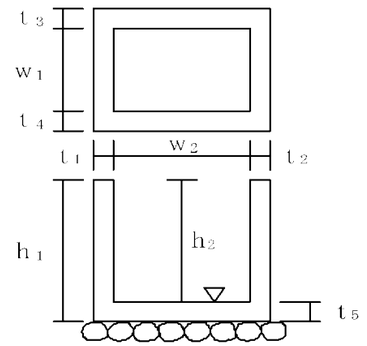	
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1、w_2	－30			
						※高さ h_1、h_2	－30			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	2 浚渫（川）	3 浚渫工	2		浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）	基準高▽	電気船	200ps	－800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎に測定する。 横断方向は、５ｍ毎に測定する。また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	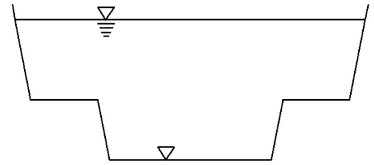	
								500ps	－1000～＋200			
								1000ps	－1200～＋200			
							デイーゼル船	250ps	－800～＋200			
								420ps 600ps	－1000～＋200			
								1350ps	－1200～＋200			
						幅			－200			
						延　長			－200			
4 河川編	2 浚渫（川）	4・5 浚渫工	2		浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船）	基準高▽			＋200 以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎に測定する。 横断方向は、５ｍ毎に測定する。。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	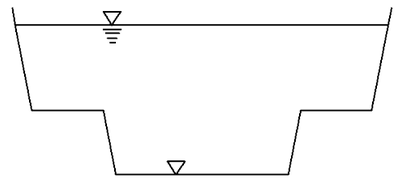	
						幅			－200			
						延　長			－200			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）		測定基準	測定箇所	摘要
４ 河川編	２ 浚渫（川）	４・５ 浚渫工	２		浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）		平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「音響測探機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100 ㎜が含まれている。 ３．計測は、平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		
						標高較差	±０以下	＋400 以下			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 （本体工）	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。	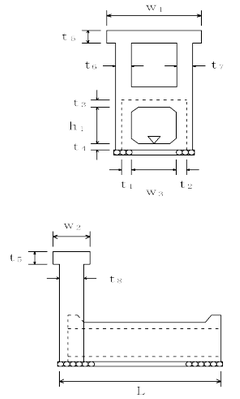	
						厚さ t_1～t_8	－20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定する。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定する。		
						幅 w_1、w_2	－30			
						内空幅 w_3	－30			
						内空高 h_1	±30			
						延長　L	－200			
4 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 （ヒューム管） （PC 管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所を測定する。	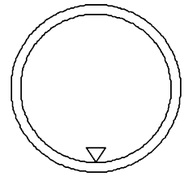	
						延長Ｌ	－200	１施工箇所毎に測定する。		
4 河川編	1 築堤・護岸	3 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定する。	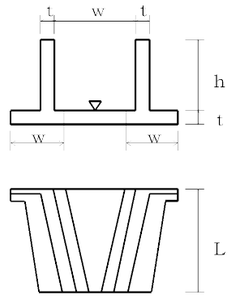	
						厚さ　t	－20			
						幅　w	－30			
						高さ　h	±30			
						延長　L	－50			
4 河川編	4 水門	4 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定する。		
						厚さ　t	－20			
						幅　　w	－30			
						高さ　h	±30			
						延長　L	－50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	5 堰	4 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定する。		
						厚さ t		－20			
						幅　w		－30			
						高さ h		±30			
						延長 L		－50			
4 河川編	5 堰	5 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽		±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定する	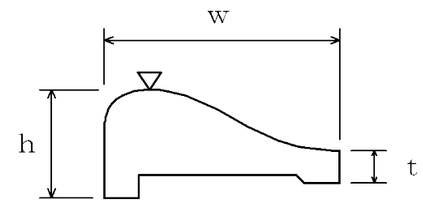	
						厚さ t		－20			
						幅　w		－30			
						高さ h		±30			
						堰長 L	L＜20m	－50			
							L≧20m	－100			
4 河川編	5 堰	6 魚道工	3		魚道本体工	基準高▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定する。	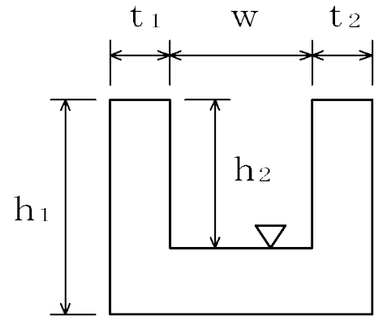	
						厚さ t_1、t_2		－20			
						幅　w		－30			
						高さ h_1、h_2		－30			
						延長　L		－200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	5 堰	7 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定する。	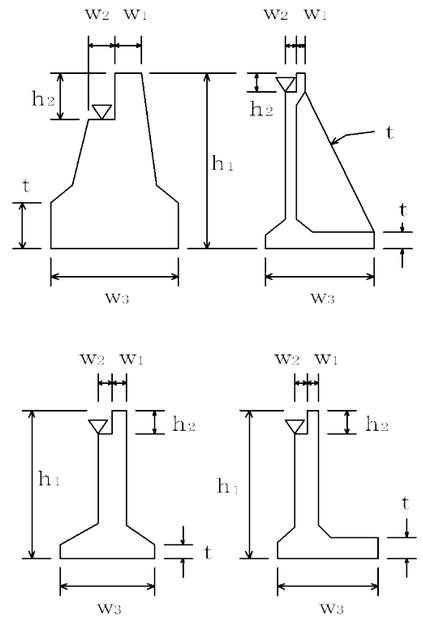	
						厚さ　t	－20			
						天端幅ｗ１（橋軸方向）	－10			
						天端幅ｗ２（橋軸方向）	－10			
						敷幅ｗ３（橋軸方向）	－50			
						高さ　ｈ１	－50			
						胸壁の高さｈ２	－30			
						天端長ℓ１	－50			
						敷長　ℓ２	－50			
						胸壁間距離ℓ	±30			
						支点長及び中心線の変化	±50			
4 河川編	6 排水機場	3 機場本体工	6		本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定する。。	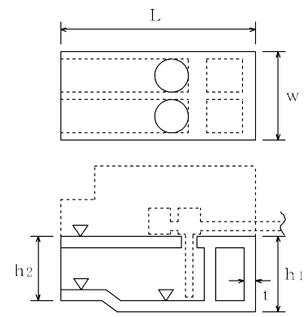	
						厚さ　t	－20			
						幅　w	－30			
						高さｈ１ｈ２	±30			
						堰長　L	－50			
4 河川編	6 排水機場	3 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定する。。	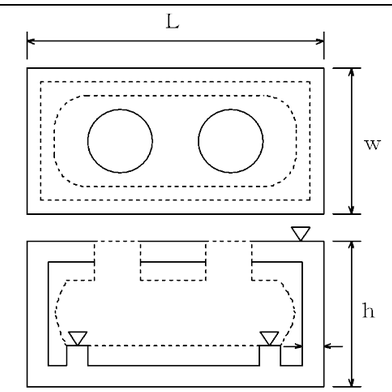	
						厚さ　t	－20			
						幅　w	－30			
						高さ　h	±30			
						延長　L	－50			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	6 排水機場	4 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定する。	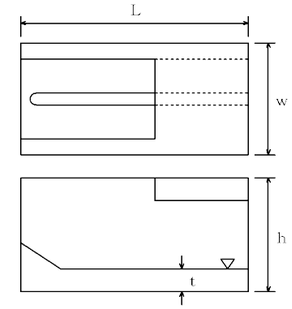	
						厚さ t	－20			
						幅　w	－30			
						高さ h	±30			
						延長 L	－50			
4 河川編	7 床止め・床固め工	3 床止め工	6		本体工 （床固め本体工）	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定する。	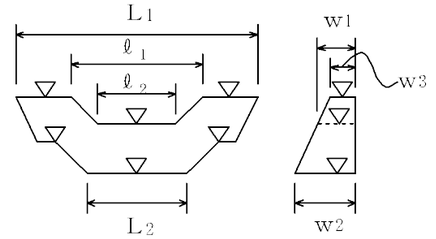	
						天端幅 w_1、w_3	－30			
						堤幅 w_2	－30			
						堰長 L_1、L_2	－100			
						水通し幅 ℓ_1、ℓ_2	±50			
4 河川編	7 床止め・床固め工	3 床止め工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定する。 厚さは目地及びその中間点で測定する。	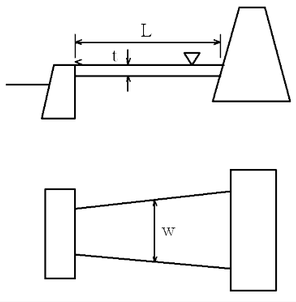	
						厚さ t	－30			
						幅　w	－100			
						延長 L	－100			
4 河川編	7 床止め・床固め工	4 床固め工	6		側壁工	基準高▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定する。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定する。 3．長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平長を測定する。	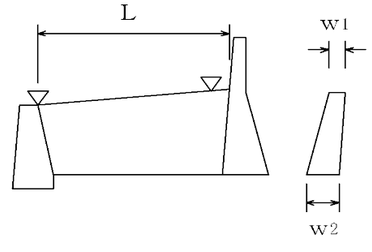	
						天端幅 w_1	－30			
						堤幅 w_2	－30			
						延長 L	－100			
4 河川編	8 河川維持	4 除草工	2		除草工			写真管理のみとする。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
5 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3・・・・・ ℓ≦10 ±4・・・・・ ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定する。		
5 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定する。	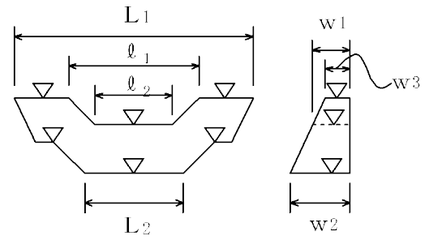	
						天端幅w_1、w_3		－30			
						堤幅w_2		－30			
						水通し幅ℓ_1、ℓ_2		±50			
						堤長L_1、L_2		－100			
5 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	7		コンクリート側壁工	基準高▽		±30	1．図面の寸法表示箇所で測定する。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定する。 3．長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平長を測定する。	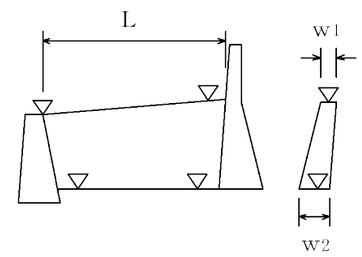	
						幅w_1、w_2		－30			
						延長　L		－100			
6 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	9		水叩工	基準高▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定する。 厚さは目地及びその中間点で測定する。	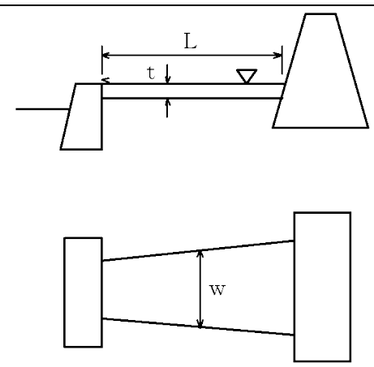	
						幅　w		－100			
						厚さ t		－30			
						延長 L		－100			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
5 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工（不透過型）	水通し部	堤高▽	±50	1．図面の表示箇所で測定する。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	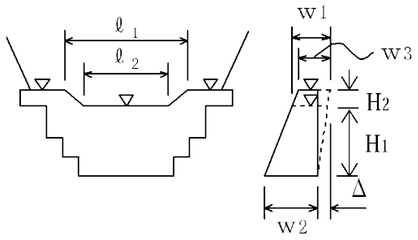	
							長さ ℓ_1 ℓ_2	±100			
							幅 w_1、w_3	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H_1			
						袖部	袖高▽	±50			
							幅　w_2	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H_2			
5 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工（透過型）	堤高 L		±50	図面の表示箇所で測定する。	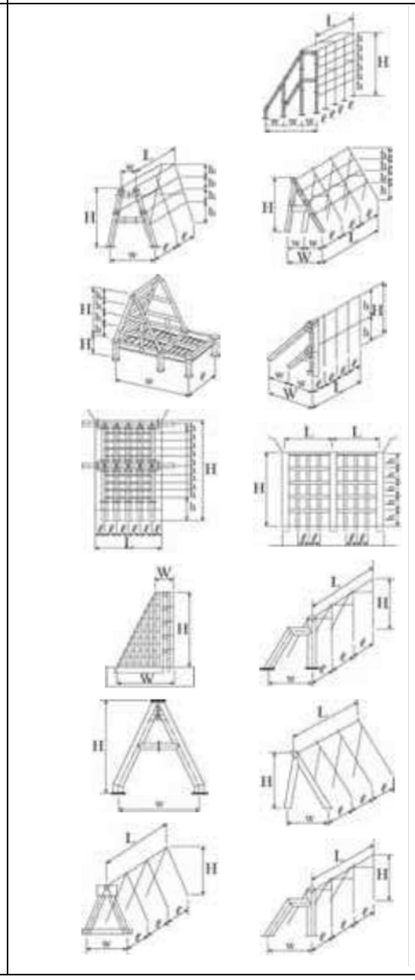	
						堤長 ℓ		±10			
						堤幅 W		±30			
						堤高 w		±10			
						高さ H		±10			
						高さ h		±10			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
5 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高▽		±50	1．図面の表示箇所で測定する。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	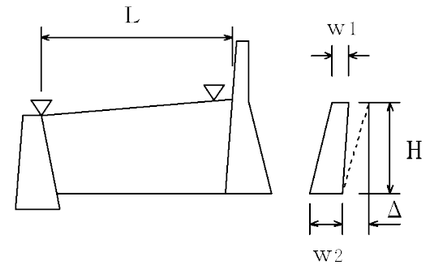	
						長さ L		±100			
						幅 w_1、w_2		±50			
						下流側倒れ△		±0.02H			
						高さ h	h ＜3m	－50			
							h ≧3m	－100			
5 砂防編	2 流路	4 床固め工	8		魚道工	基準高▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所で測定する。	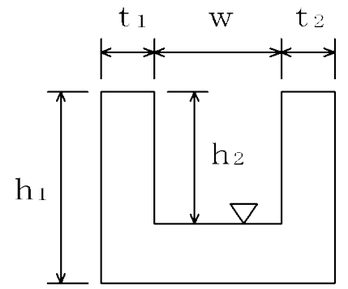	
						幅　w		－30			
						高さ h_1、h_2		－30			
						厚さ t_1、t_2		－20			
						延長 L		－200			
5 砂防編	3 斜面対策	5 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所で測定する。 （なお、プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。）	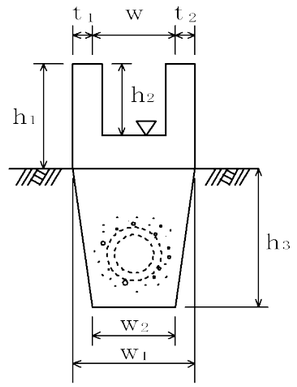	
						厚さ t_1、t_2		－20			
						幅　w		－30			
						幅 w_1、w_2		－50			
						高さ h_1、h_2		－30			
						深さ h_3		－30			
						延長 L		－200			
5 砂防編	3 斜面対策	6 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ		設計値以上	全数を測定する。	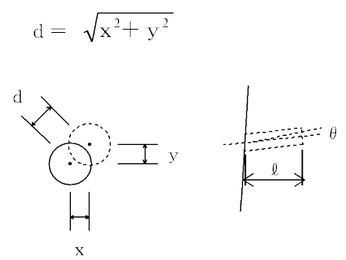	
						配置誤差 d		100			
						穿孔方向 θ		±2.5 度			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
5 砂防編	3 斜面対策	6 地下水排除工	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定する。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 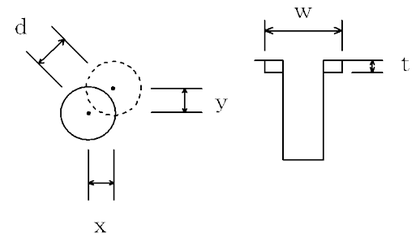	
						偏心量 d	150			
						長さ　L	－100			
						巻立て幅 w	－50			
						巻立て厚さ t	－30			
5 砂防編	3 斜面対策	8 抑止杭工	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定する。		
						偏心量 d	D／4 以内 かつ 100 以内			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３・・・・ ℓ≦10 ±４・・・・ ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定する。		
6 道路編	1 道路改良	7 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定する。	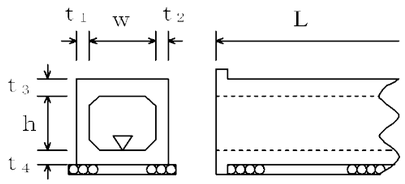	
						厚さｔ1～ｔ4		－20			
						幅（内法）w		－30			
						高さ　h		±30			
						延　長 L	L＜20m	－50			
							L≧20m	－100			
						テストハンマーによる強度推定調査					
						ひび割れ発生状況調査					
6 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅　w		－200	１施工箇所毎に測定する。		
						延長Ｌ		－200			
6 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	6		防雪棚工	高さｈ		±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所、施工延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所を測定する。	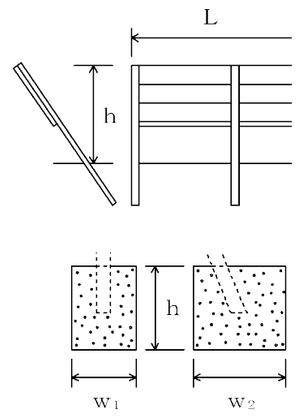	
						延長Ｌ		－200	１施工箇所毎に測定する。		
						基　礎	幅ｗ1、ｗ2	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さｈ	－30			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所、施工延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所で測定する。	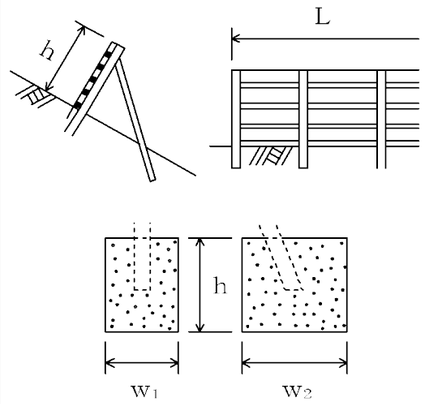	
						延長 L		－200	１施工箇所毎に測定する。		
						基礎	幅 w_1、w_2	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さ h	－30			
						アンカー長 ℓ	打込み ℓ	－10%	全数を測定する。		
							埋込み ℓ	－５％			
6 道路編	1 道路改良	10 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅　w		－30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所、施工延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所で測定する。。	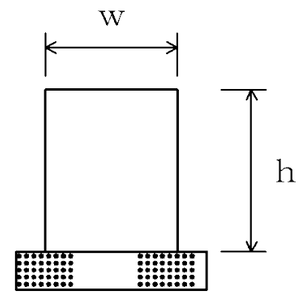	
						高さ h		－30			
						延長 L		－200	１施工箇所毎に測定する。		
6 道路編	1 道路改良	10 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1 w_2	±15	施工延長５スパンにつき１ヶ所で測定する。	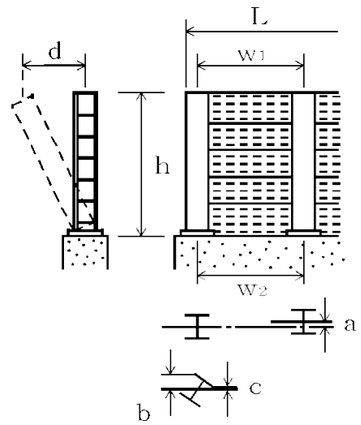	
							ずれ　a	10			
							ねじれ b － c	5			
							倒れ d	h ×0.5%			
						高さ h		＋30、－20			
						延長 L		－200	１施工箇所毎に測定する。		

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅰ以上	規格値（㎜） 個々の測定値（X） 工事規模Ⅱ以下	規格値（㎜） 10個の測定値の平均（X10） 工事規模Ⅰ以上	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	2 舗装	3 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	片側延長 40m毎に１ヶ所の割で測定する。	工事規模の考え方※ 工事規模Ⅰとは、１層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500ｔ以上の工事とする。 工事規模Ⅱとは、工事規模Ⅰ以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。（面管理は除く） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						厚　さ	t ＜15 ㎝	－30	－10			
							t ≧15 ㎝	－45	－15			
						幅	－100		—			
6 道路編	2 舗装	3 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚　さ	－9		－3	幅と厚さは、片側延長 40m毎に１ヶ所の割で測定し、さらに 500 ㎡以上で 1000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定する。		
						幅	－25		—			
6 道路編	2 舗装	4 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽			±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所、施工延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。 なお、従来管理のほかに「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L			－200	１ヶ所／１施工箇所で測定する。 なお、従来管理のほかに「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定に		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
									よる測点の管理方法を用いることができる。		
6 道路編	2 舗装	6 踏掛版工	4		踏掛版工（コンクリート工）	基準高		±20	1ヶ所／1踏掛版で測定する。		
						各部の厚さ		±20	1ヶ所／1踏掛版でを測定する。		
						各部の長さ		±30	1ヶ所／1踏掛版で測定する。		
					（ラバーシュー）	各部の長さ		±20	全数を測定する。		
						厚　さ		―			
					（アンカーボルト）	中心のずれ		±20	全数を測定する。		
						アンカー長		±20	全数を測定する。		
6 道路編	3 道路附属物	3 防護柵工	3		防護柵工（ガードレール）ボックスビーム工	基礎	幅　w	－30	1ヶ所／施工延長 40ｍで測定する。 40m 以下のものについては、2ヶ所／1施工箇所で測定する。	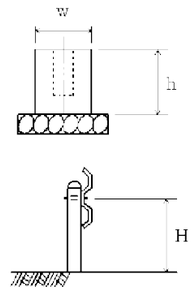	
							高さ h	－30			
						ビーム取付高 H		＋30 －20	1ヶ所／1施工箇所で測定する。		
6 道路編	3 道路附属物	3 防護柵工	3		防護柵工（ガードケーブル）	基礎	幅　w	－30	1施工箇所毎で測定する。	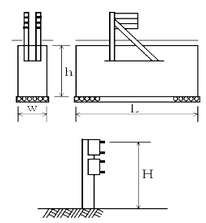	
							高さ h	－30			
							延長 L	－100			
						ケーブル取付高H		＋30 －20	1施工箇所毎で測定する。		
6 道路編	3 道路附属物	3 防護柵工	4		防止柵工（立入防止柵）（転落（横断）防止柵）（車止めポスト）	基礎	幅　w	－30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものについては、2 基測定する。 測定箇所は、1 基につき 1 ヶ所測定する。	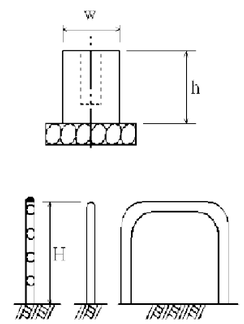	
							高さ h	－30			
						パイプ取付高 H		＋30 －20	1ヶ所／1施工箇所で測定する。		

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 道路付属物	4 標識工	3		小型標識工	接地高さ H		設計値以上	１ヶ所／1基で測定する。	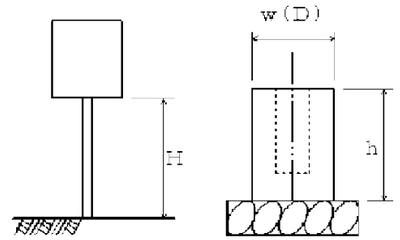	
						基礎	幅ｗ（D）	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さ　h	－30			
							根入れ長	設計値以上			
6 道路編	3 道路付属物	4 標識工	4	1	大型標識工（標識基礎工）	基準高▽		±30	基礎１基毎に測定する。	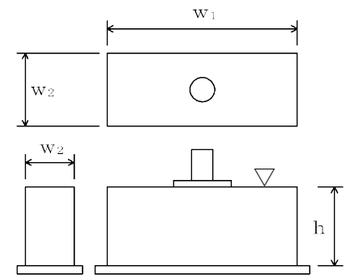	
						幅w_1、w_2		－30			
						高さ　h		－30			
6 道路編	3 道路附属物	4 標識工	4	2	大型標識工（標識柱工）	設置高さ H		設計値以上	１ヶ所／１基で測定する。	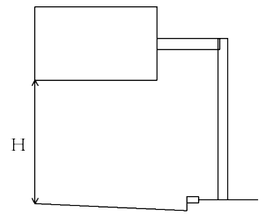	
6 道路編	3 道路附属物	4 標識工	5・6		視線誘導標距離標の設置	高さ　h		±30	１ヶ所／10 本で測定する。 10 本以下の場合は、２ヶ所測定する	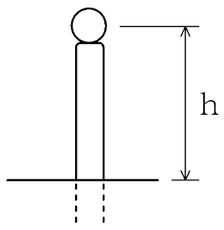	
6 道路編	3 道路附属物	5 区画線工	2		区画線工	厚さ　t（溶融式のみ）		設計値以上	各線種毎に、１ヶ所テストピースにより測定する。		
						幅　　w		設計値以上			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 道路付属物	8 道路照明施設工	2		道路照明施設工 （道路照明柱基礎工） （照明灯柱）	幅　w	－30	１ヶ所／１施工箇所で測定する。	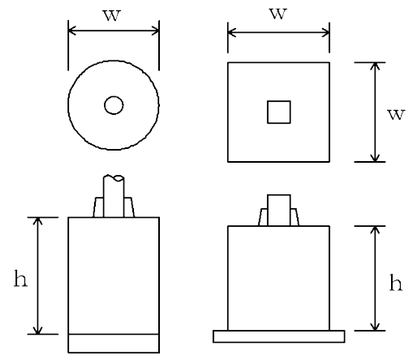	
						高さ h	－30			
						設置高	設計値以上			
6 道路編	3 道路付属物	9 道路付属施設工	3	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部間毎に１ヶ所測定する。	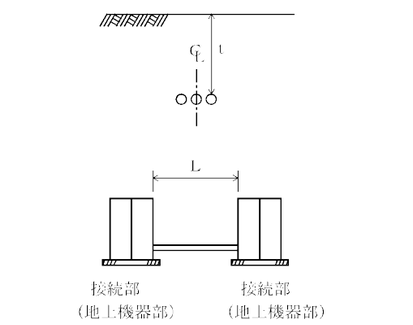	
						延長 L	－200	接続部間毎で全数を測定する。		
6 道路編	3 道路附属物	9 道路付属物工	3	2	ケーブル配管工 （ハンドホール）	基準高▽	±30	１ヶ所毎に測定する。 ※　現場打のある場合。	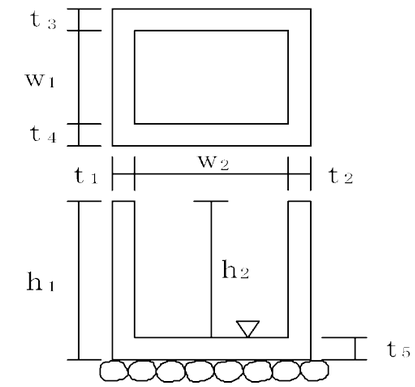	
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1、w_2	－30			
						※高さ h_1、h_2	－30			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ（㎜）	W／500	各脚柱、ベースプレートを測定する。	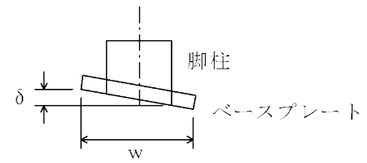	
							ベースプレート 孔の位置	±2	全数を測定する。	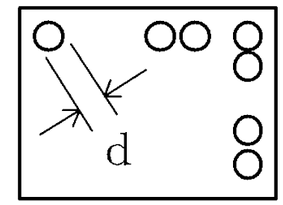	
							ベースプレート 孔の径ｄ	0～5	全数を測定する。		
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長Ｌ（ｍ）	±5・・・・・ L≦10m ±10・・・・・ 10＜L≦20m ±（10＋(L－20)/10) ・・・・・・20m＜L	両端部及び片持ばり部を測定する。	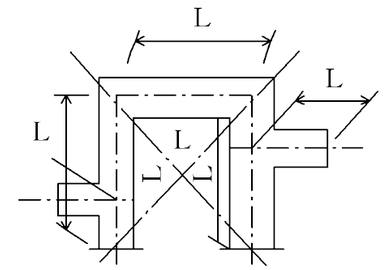	
							はりのキャンバー及び柱の曲り δ（㎜）	L／1000	各主構の各格点を測定する。	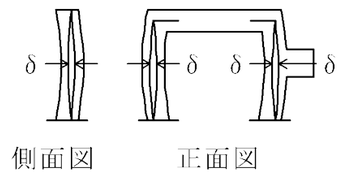	
							柱の鉛直度 δ（㎜）	10・・・・・・ H≦10 H／1000・・・・ H>10	各柱及び片持ばり部を測定する。 H：高さ（ｍ）	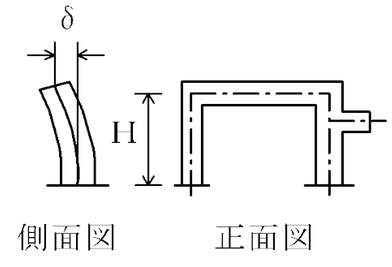	

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 橋梁下部	4 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所で測定する。。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便覧」による。	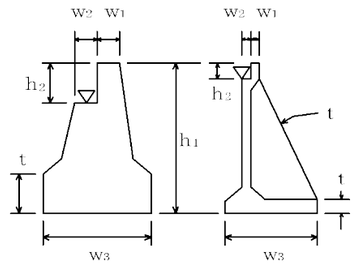 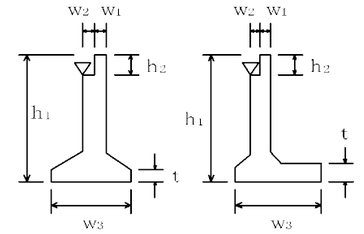 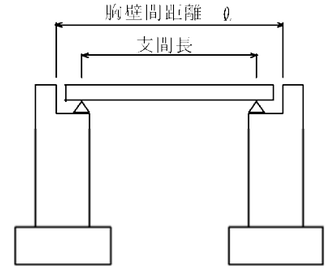 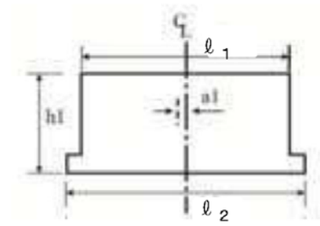 中心線の変位 （a 1 ：橋軸直角方向） （a 2 ：橋軸方向） 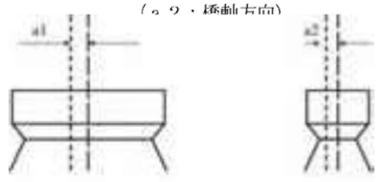	
						厚さ　t		−20			
						天端幅ｗ１ （橋軸方向）		−10			
						天端幅ｗ２ （橋軸方向）		−10			
						敷幅　ｗ３ （橋軸方向）		−50			
						高さｈ１		−50			
						胸壁の高さｈ２		−30			
						天端長ℓ１		−50			
						敷長　ℓ２		−50			
						胸壁間距離ℓ		±30			
						支間長及び 中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～-20			
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50 以下			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所で測定する。。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便覧」による。	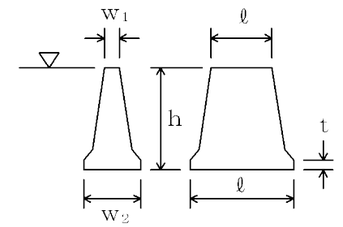 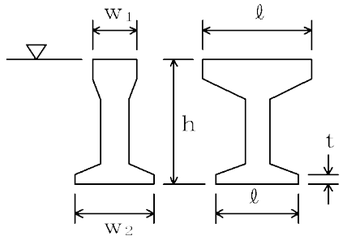 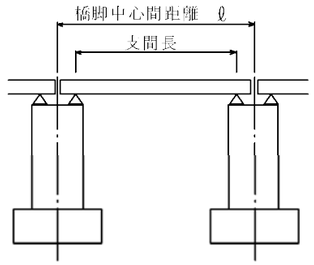 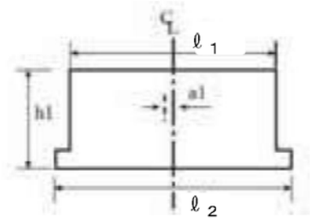 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 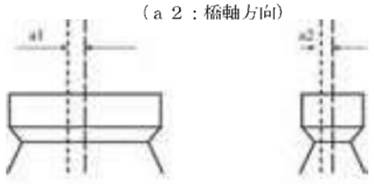	
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20			
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50 以下			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						天端幅ｗ１（橋軸方向）		－20			
						敷幅ｗ２（橋軸方向）		－50			
						厚さ　ｔ		－20			
						高さｈ		－50			
						天端長ℓ１		－50			
						敷長ℓ２		－50			
						橋脚中心間距離ℓ		±30			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所で測定する。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便覧」による。	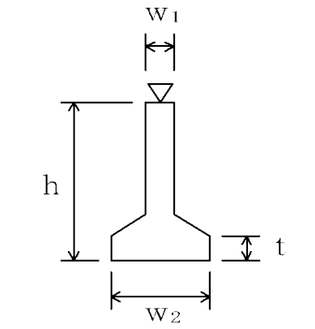 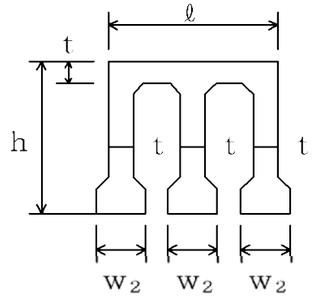 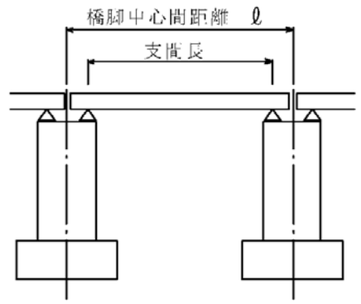 中心線の変位 （a 1：橋軸直角方向） （a 2：橋軸方向） 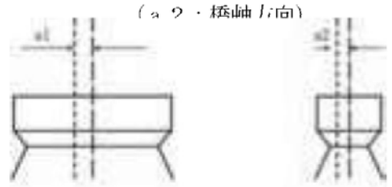	
						厚さ　t		−20			
						天端幅 w_1		−20			
						敷幅　w_2		−20			
						高さ　h		−50			
						長さ　ℓ		−20			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び 中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承 計画高	＋10～－20			
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50 以下			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工（Ｉ型・Ｔ型）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所で測定する。	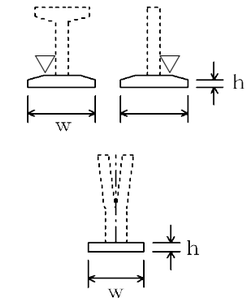	
						幅　w（橋軸方向）	－50			
						高さ　h	－50			
						長さ　ℓ	－50			
6 道路編	4 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工（門型）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所で測定する。	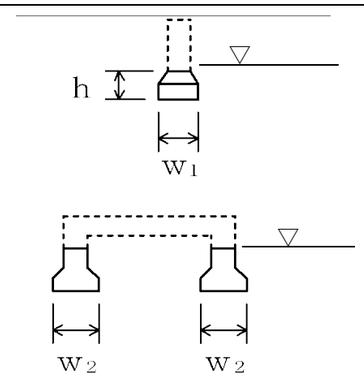	
						幅w_1、w_2	－50			
						高さ　h	－50			
6 道路編	4 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工（Ｉ型・Ｔ型）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所で測定する。	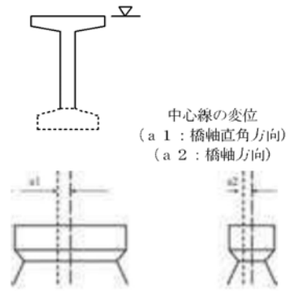	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
6 道路編	4 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工（門型）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所で測定する。	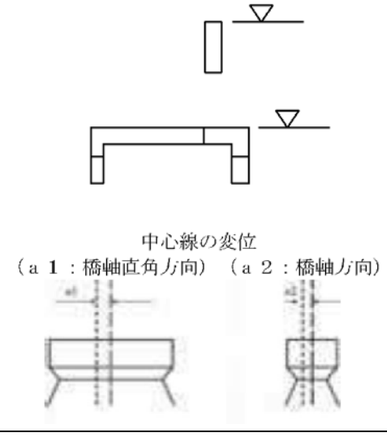	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1、δ_2		5 ※±5	主桁、主構の全継手数の１／２を測定する。 ※耐候性鋼材（裸使用）の場合		
6 道路編	5 橋梁上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 ℓ（m）	±3・・・・・ $\ell \leqq 10$ ±4・・・・・・ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定する。		
6 道路編	6 コンクリート橋上部	5 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	幅　w		± 5	桁全数について測定する。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定する。。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 δ：スパン長。	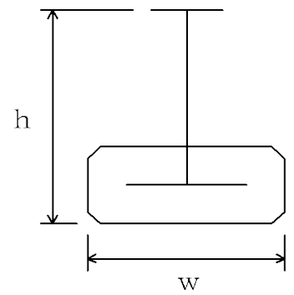	
						高さ h		＋10 －5			
						桁長 ℓ スパン長		ℓ ＜15・・・・ ±10 ℓ ≧15・・・・・ ±（ℓ －5） かつ －30 以内			
						横方向最大タワミ		0.8 ℓ			
6 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高▽		±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定する。	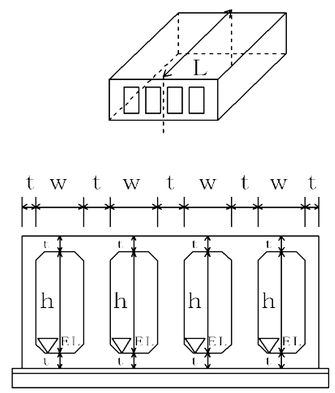	
						厚さ t		－20			
						内空幅 w		－30			
						内空高 h		±30			
						ブロック長 L		－50			
					内空断面積が 25 ㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート	テストハンマーによる強度推定調査					
						ひび割れ発生状況調査					

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さｔ	－20	図面の寸法表示箇所で測定する。	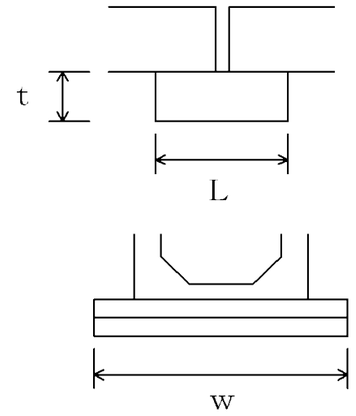	
						幅　w	－20			
						長さＬ	－20			
6 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	5	1	防水工 （防水）	幅　w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定する。	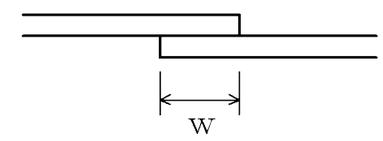	
6 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	5	2	防水工 （防水保護工）	厚さｔ	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定する。	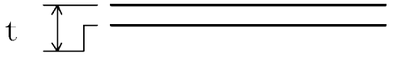	

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	5	3	防水工（防水壁）	高さ　h	－20	図面の寸法表示箇所で測定する。	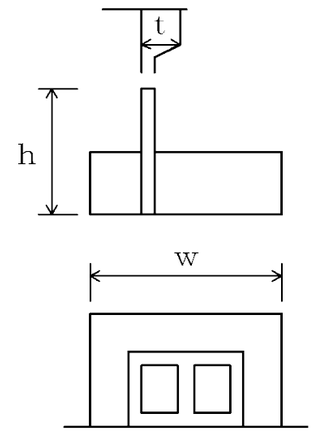	
						幅　w	±50			
						厚さ　t	－20			
6 道路編	11 共同溝	6 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。 ただし、基準高の適用は据付後段階確認時のみ適用する。	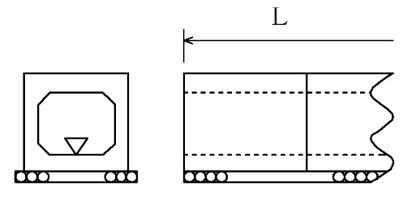	
						延長　L	－200	延長：１施工箇所毎に測定する。		
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所測定する。	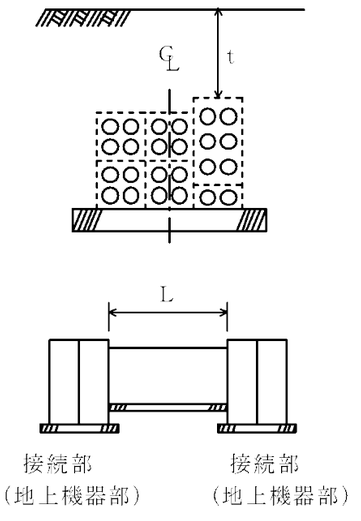	
						延長　L	－200	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所測定する。		

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工 （特殊部）	基準高▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所測定する。	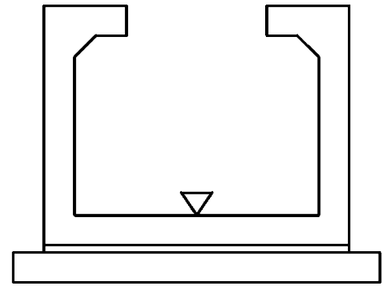	
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ボックス工（特殊部）	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定する。	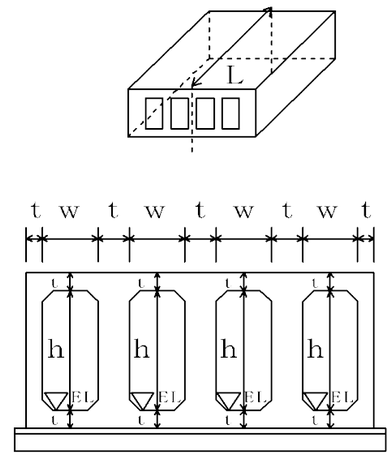	
						厚さ　t	－20			
						内空幅ｗ	－30			
						内空高ｈ	±30			
						ブロック長Ｌ	－50			
					内空断面積が 25 ㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート	テストハンマーによる強度推定調査				
						ひび割れ発生状況調査				
6 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	１ヶ所毎測定する。 ※現場打部分のある場合	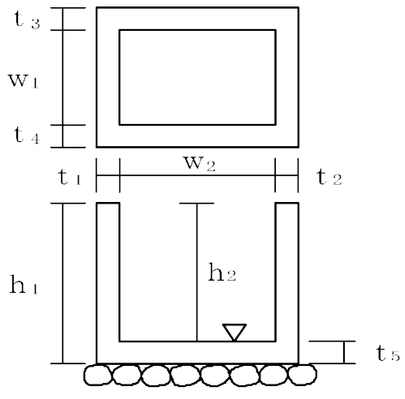	
						※厚さｔ１～ｔ５	－20			
						※幅ｗ１、ｗ２	－30			
						※高さｈ１、ｈ２	－30			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜） 個々の測定値（X）	規格値（㎜） 測定値の平均（X）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	13 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さｔ（切削）	－7	－2	厚さは、40ｍ毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は、車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40ｍ毎に１ヶ所の割とし、延長40ｍ未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。	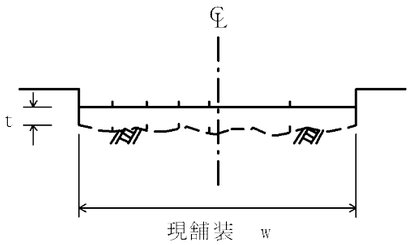 平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100ｍ以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 （１）片側１車線以上の道路 （一方通行の多車線の道路を含む） （２）舗設幅 7ｍ以上の道路 （３）監督員が特に必要と認めた道路	
						厚さｔ（オーバーレイ）	－9				
						幅　w	－25				
						延長Ｌ	－100				
						平坦性	3ｍプロフィルメーター（σ）2.4 ㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75 ㎜以下				
6 道路編	13 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合） 厚さｔまたは標高較差（切削）のみ	厚さｔ（標高較差）（切削）	－17 (17) （面管理として緩和）	－2 (2)	1.施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2.計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差（切削）を算出する。計測密度１点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 3.厚さｔまたは標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4.厚さ（オーバーレイ）は、40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」算出する。 5.幅は、延長 80ｍ毎に１ヶ所の割とし、延長 80m 未満の場合は、２ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。	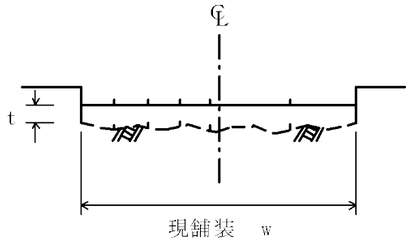 平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100ｍ以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 （１）片側１車線以上の道路 （一方通行の多車線の道路を含む） （２）舗設幅 7ｍ以上の道路 （３）監督員が特に必要と認めた道路	
						厚さｔ（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	－9				
						幅　w	－25				
						延長Ｌ	－100				
						平坦性	－	3m プロフィルメーター（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	13 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	－30	基準高は延長 40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅と厚さは、延長 40ｍ毎に１ヶ所の割に測定し、更に各車線 200ｍ毎に１か所を掘り起こして厚さを測定する。	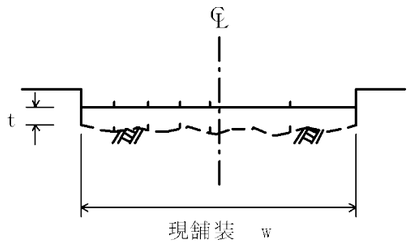	
							幅　w	－50			
							延長Ｌ	－100			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
6 道路編	15 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m） 腹板間隔 b‘（m）	±2・・・・・ w≦0.5 ±3・・・・・ 0.5＜w≦1.0 ±4・・・・・ 1.0＜w≦2.0 ±（3＋w／2）・・ 2.0＜w	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定する。	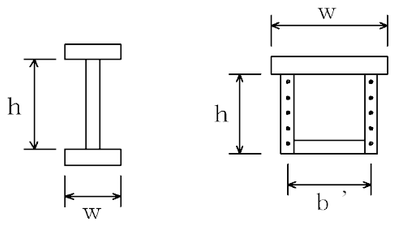 Ⅰ型鋼桁　トラス弦材	
								床組など	構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定する。		
						フランジ直角度 δ（㎜）	w／200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定する。	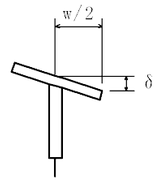	
						圧縮材の曲り δ（㎜）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定する。 ℓ：部材長（㎜）	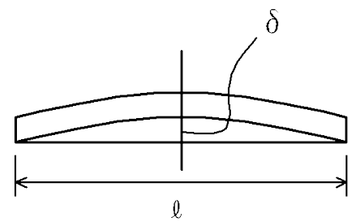	

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	1 基盤整備工	3 敷地造成工	2		表土保全工	法長 ℓ	ℓ ＜ 5 m	－200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。 または、面積 200 ㎡に１ヶ所、面積 200 ㎡以下は１施工箇所につき２ヶ所測定する。	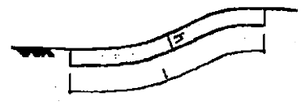	
							$\ell \geqq 5$ m	法長の－４％			
7 公園緑地編	1 基盤整備工	5 植栽基盤工	3		透水層工 （暗渠排水） （植穴透水管）	幅 W_1、W_2		－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	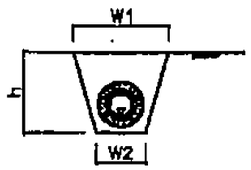	
						高さ h		－30			
						延長Ｌ		－200	１施工箇所毎に測定する。		
7 公園緑地編	1 基盤整備工	5 植栽基盤工	4		土層改良工	幅W		－100	耕耘タイプ毎につき１ヶ所測定する。 または、面積 200 ㎡に１ヶ所、面積 200 ㎡以下は１施工箇所につき２ヶ所測定する。	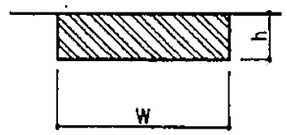	
						深さ h		－50			
7 公園緑地編	1 基盤整備工	5 植栽基盤工	7		人工地盤工	延長Ｌ		－200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	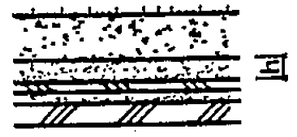	
						深さ h		－30			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	1 基盤整備工	6 法面工	5		法面ネット工	法長 ℓ	ℓ＜10	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。		
							ℓ≧10	－200			
						延長Ｌ		－200	１施工箇所毎に測定する。		
7 公園緑地編	1 基盤整備工	10 公園施設等撤去・移設工	3	1	移設工（遊具移設）	設置高 H_1、H_2		±30	１ヶ所/１基測定する。	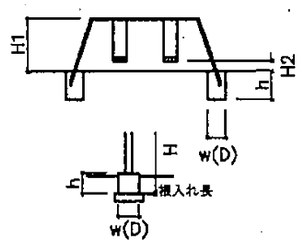	
						基礎	幅ｗ（D）	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さ h	－30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	1 基盤整備工	10 公園施設等撤去・移設工	3	2	移設工（小工作物移設）	設置高 H		設計値以上	１ヶ所/１基測定する。	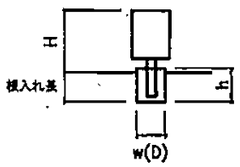	
						基礎	幅ｗ（D）	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さ h	－30			
							根入れ長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	2 植栽	3 植栽工	3 4 5 6		高木植栽工 中低木植栽工 特殊樹木植栽工 地被類等の植栽工	株立数 樹高、幹周、枝（葉）、張		設計値以上	（植種） 高木　１０本毎に測定する。 中木　１０本毎に測定する。 低木　４０本毎に測定する。 生垣は４０本毎に測定する。		
						植穴		設計値以上	（植種） 高木　１０本毎に測定する。 中木　１０本毎に測定する。 低木　４０本毎に測定する。 生垣等の布堀は４０本毎に測定する。		
						鉢径・鉢高		―	（多植掘取） 高木　１０本毎に測定する。 中木　１０本毎に測定する。 低木　４０本毎に測定する。		
						植付間隔		設計値以上	（地被・草花植付） １００㎡毎に測定する。		
						客土厚		設計値以上			
						目地幅		設計値以上	（張芝）２００㎡毎に測定する。 （筋芝）４０ｍ毎に測定する。		
						しとね土		―			
7 公園緑地編	2 植栽工	5 植栽基盤工	10		樹木養生工 （防風ネット）	高さ h		±30	施工延長 40ｍ（測点間隔 25ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所、延長 40ｍ（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。		
						延長 ℓ		－200	１施工箇所毎に測定する。		
7 公園緑地編	2 植栽工	5 植栽基盤工	11.		樹名板設置工 （埋込型）	設置高 H		設計値以上	１施工箇所毎に測定する。		
						基礎	幅 w（D）	－30	基礎５基毎に測定する。		
						基礎	高さ h	－30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	3 施設整備	3 給水設備工	6		散水施設工 （散水栓高調整）	基準高▽		設計値	１ヶ所/１施工箇所毎に測定する。		
7 公園緑地編	3 施設整備	3 給水設備工	10		給水管路工 （埋設シート）	深さ h		－30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	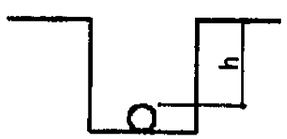	
						延長 L		－200			
7 公園緑地編	3 施設整備	6 電気設備工	4		放送設備工 （スピーカー柱基礎）	基礎	幅w（D）	－30	基礎１基毎に測定する。	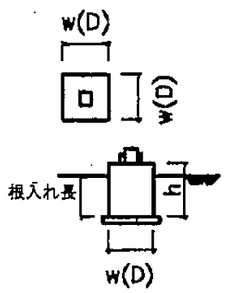	
							高さ h	－30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	6 電気設備工	8		電線管路工 （ケーブル） （埋設シート）	深さ h		－30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。		
						延長 L		－200	1 施工箇所毎に測定する。		
7 公園緑地編	3 施設整備	8 修景施設整備工	5		袖垣・垣根	高さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所測定する。	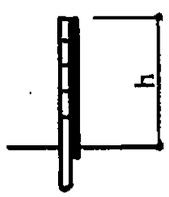	
						延長 L		－200			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	3 施設整備	8 修景施設整備工	7		トレリス工	基準高▽		設計値以上	１ヶ所/１基で測定する。	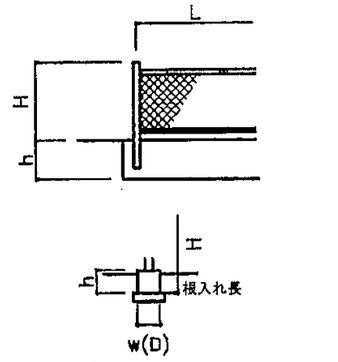	
						基礎	幅ｗ（D）	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さｈ	－30			
							根入れ長	設計値以上			
						延長Ｌ		－200	１ヶ所/１基で測定する。		
7 公園緑地編	3 施設整備	8 修景施設整備工	8		モニュメント工	基準高▽		設計値以上	１ヶ所/１基で測定する。	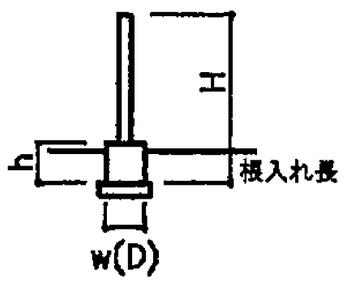	
						基礎	幅ｗ（D）	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さｈ	－30			
							根入れ長	設計値以上			
						延長Ｌ		－200	１ヶ所/１基で測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	1	遊具組立設置工（ブランコ）	設置高さ H_1、H_2		±30	１ヶ所/１基で測定する。	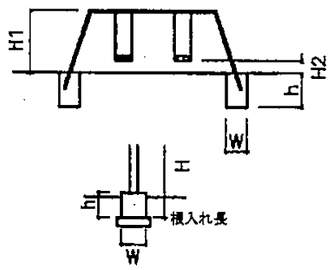	
						基礎	幅w	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さh	－30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工工	3	2	遊具組立設置工（ジャングルジム）	設置高さ H		±30	１ヶ所/１基で測定する。	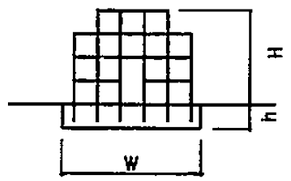	
						基礎	幅w	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さh	－30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工工	3	3	遊具組立設置工（すべり台）	設置高さ H_1、H_2		±30	１ヶ所/１基で測定する。	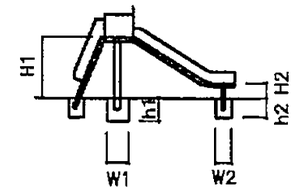	
						基礎	幅 W_1、W_2	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さ h_1、h_2	－30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工工	3	4	遊具組立設置工（シーソー）	設置高さ H_1、H_2		±30	１ヶ所/１基で測定する。	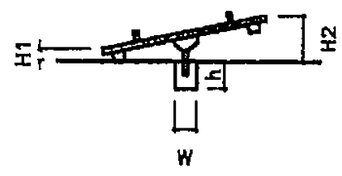	
						基礎	幅 W_1、W_2	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さh	－30			
							根入れ長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	5	遊具組立設置工（鉄棒）	設置高さ H_1、H_2		±30	１ヶ所/１基で測定する。	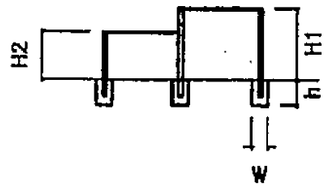	
						基礎	幅 W	−30	基礎１基毎に測定する。		
							高さ h	−30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工工	3	6	遊具組立設置工（ラダー）	設置高さ H_1、H_2		±30	１ヶ所/１基で測定する。	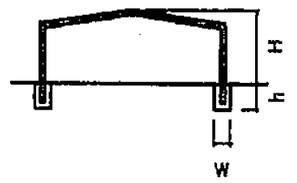	
						基礎	幅 W	−30	基礎１基毎に測定する。		
							高さ h	−30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工工	3	7	遊具組立設置工（はん登棒）	設置高さ H		±30	１ヶ所/１基で測定する。	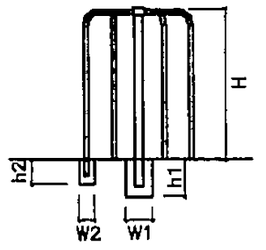	
						基礎	幅 W_1、W_2	−30	基礎１基毎に測定する。		
							高さ h_1、h_2	−30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工工	3	8	遊具組立設置工（スプリング遊具）	設置高さ H_1、H_2		±30	１ヶ所/１基で測定する。	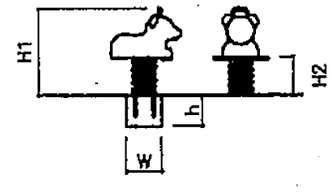	
						基礎	幅 W	−30	基礎１基毎に測定する。		
							高さ h	−30			
							根入れ長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	9	遊具組立設置工（複合遊具）	設置高さ H_1、～Ｈｎ		±30	１ヶ所/１基で測定する。	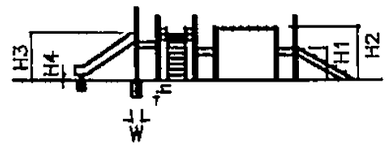	
						基礎	幅Ｗ	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さｈ	－30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工工	3	10	遊具組立設置工（アスレチック遊具）	設置高さ H_1、H_2		±30	１ヶ所/１基で測定する。	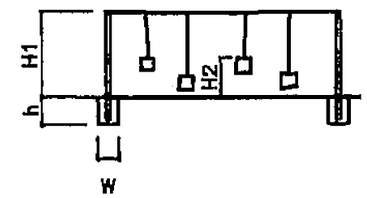	
						基礎	幅Ｗ	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さｈ	－30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工工	3	11	遊具組立設置工（健康遊具施設）	設置高さ H_1、H_2		±30	１ヶ所/１基で測定する。	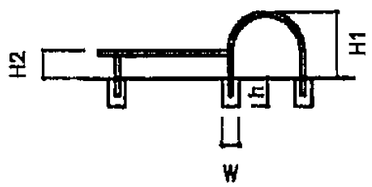	
						基礎	幅Ｗ	－30	基礎１基毎に測定する。 ※監督員との協議による。		
							高さｈ	－30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工工	7	1	現場打遊具工（砂場）	基準高▽		±30	１ヶ所/１基で測定する。 ※標準図を持っている、または単一断面の場合に適用する。	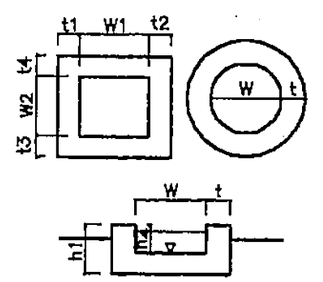	
						厚さｔ$_1$～ｔ$_4$		－20			
						幅 W_1、W_2		－30			
						高さｈ$_1$、ｈ$_2$		－30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	7	2	現場打遊具工（現場遊具）	厚さ t	－20	１ヶ所/１基で測定する。 ※標準図を持っている、または単一断面の場合に適用する。	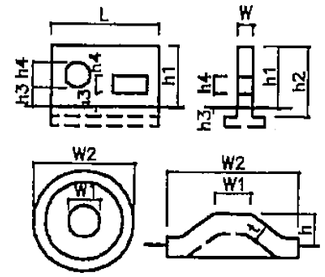	
						幅 W_1、W_2	－30			
						高さ h_1～h_4	－30			
						長さ L	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工工	7	3	現場打遊具工（徒歩池）	基準高 $▽_0$、$▽_1$	±30	１ヶ所/１基で測定する。 ※標準図を持っている、または単一断面の場合に適用する。	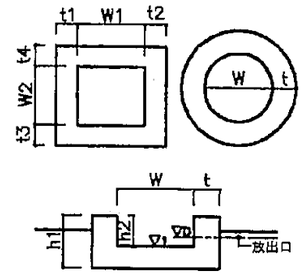	
						厚さ t_1～t_4	－20			
						幅 W_1、W_2	－30			
						高さ h_1、h_2	－30			
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	3		都計台工	設置高さ H	設計値以上	１ヶ所/１基で測定する。	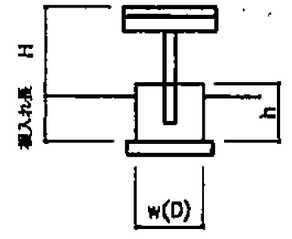	
						基礎 幅 w（D）	－30	基礎１基毎に測定する。		
						基礎 高さ h	－30			
						基礎 根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	4		水飲み場工	設置高さ H_1～H_3	±30	１ヶ所/１基で測定する。	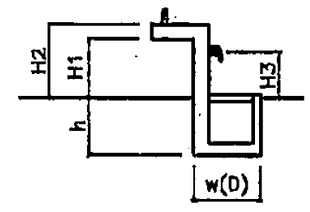	
						基礎 幅 w（D）	－30	基礎１基毎に測定する。		
						基礎 高さ h	－30			
						基礎 根入れ長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	6		ベンチ・テーブル工	設置高さ H_1～H_3		±30	１ヶ所/１基で測定する。	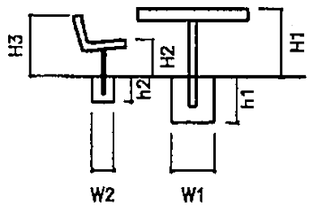	
						基礎	幅 W_1、W_2	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さ h_1、h_2	－30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	7		野外炉工	設置高さ H		±30	１ヶ所/１基で測定する。		
						基礎	幅 W	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さ h	－30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	9		サイン施設工	設置高さ H		±30	１ヶ所/１基で測定する。		
						基礎	幅 W	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さ h	－30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	11 管理施設整備工	7		門扉工 （門壁） （門柱） （門扉）	設置高さ H		設計値以上	１ヶ所/１基で測定する。	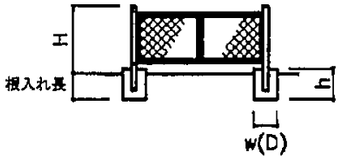	
						基礎	幅 w（D）	－30	基礎１基毎に測定する。		
							高さ h	－30			
							根入れ長	設計値以上			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	3 施設整備	12 建築施設組立設置工	3		四阿工 （四阿基礎）	基準高▽		±30	1ヶ所/1基で測定する。	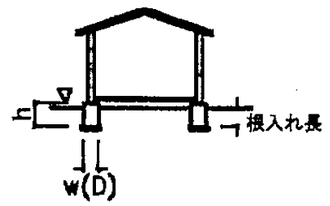	
						基礎	幅ｗ（D）	－30			
							高さｈ	－30			
							根入れ長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	3 管路土工	1	管路掘削	深さ h	±30	マンホール間毎に１ヶ所測定する。	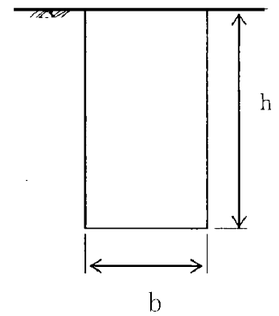	幅は、任意指定の場合施工計画書によるものを基準値とする。
						幅　b	－50			
8 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	3 管路土工	2	管路埋戻	基準高▽	±30	マンホール間毎に１ヶ所測定する。	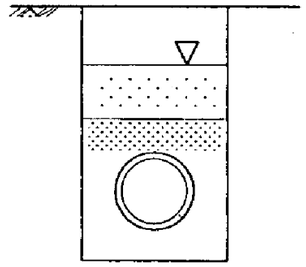	
8 下水道編	1 管路	3 管きょ（開削）	4 管布設工	1	管布設 （自然流下管）	基準高▽	±30	基準高、中心のずれ（水平）は、マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きょの接続部付近を測定する。なお、マンホール間の距離が 40ｍ未満の路線については、マンホール間の中央部付近の測定は不要とする。 延長ℓは、マンホール間を測定する。	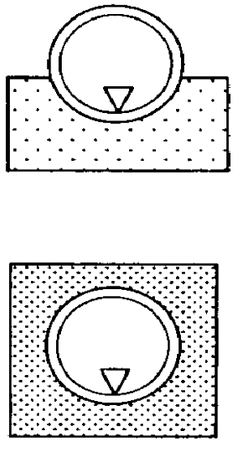	
						中心線のずれ（水平）	±50			
						勾　配	逆勾配不可			
						延長ℓ	－ℓ／500 かつ －200			
						総延長Ｌ	－200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	4 管布設工	2	管布設（圧送管）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 50mの場合は 50m）につき１ヶ所の割で測定する。	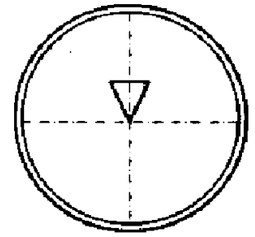	
						中心線のずれ（水平）	±50			
						総延長Ｌ	－200			
8 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工	1	砂基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きょの接続部付近を測定する。なお、マンホール間の距離が 40m未満の路線については、マンホール間の中央付近の測定は不要とする。	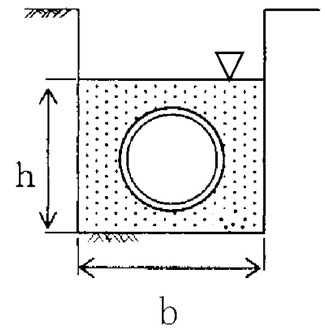	
						幅　b	－50			
						厚さｈ	－30			
8 下水道編	1 管路	3 管きょ（開削）	5 管基礎工	2	砕石基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きょの接続部付近を測定する。なお、マンホール間の距離が 40m未満の路線については、マンホール間の中央付近の測定は不要とする。	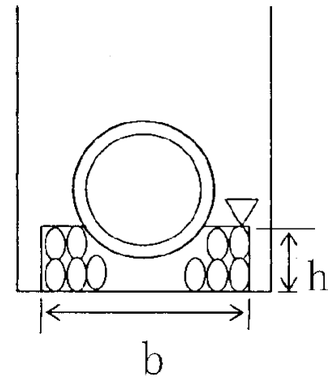	
						幅　b	－50			
						厚さｈ	－30			

単価：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工	3	コンクリート基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きょの接続部付近を測定する。なお、マンホール間の距離が 40ｍ未満の路線については、マンホール間の中央付近の測定は不要とする。	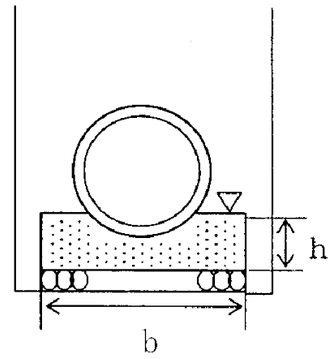	
						幅　b	－30			
						厚さ h	－30			
8 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工	4	まくら土台基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きょの接続部付近を測定する。なお、マンホール間の距離が 40ｍ未満の路線については、マンホール間の中央付近の測定は不要とする。	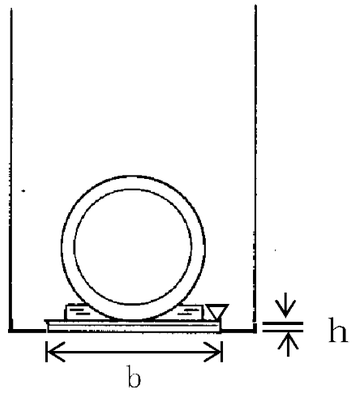	
						幅　b	－30			
						厚さ h	－30			
8 下水道編	1 管路	3 管きょ（開削）	5 管基礎工	5	はしご胴木基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きょの接続部付近を測定する。なお、マンホール間の距離が 40ｍ未満の路線については、マンホール間の中央付近の測定は不要とする。	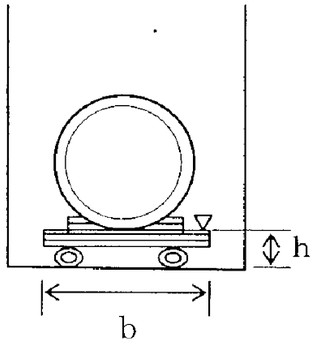	
						幅　b	－30			
						厚さ h	－30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	4・5 管きょ工（小口径推進・推進）	3 小口径推進工		推進工	基準高▽（管理目標値）	±50	基準高、中心のずれ（水平）及び勾配は、推進管１本毎に１ヶ所測定する。ただし、小口径推進における基準高、中心線のずれ及び勾配は、推進管理測量の計測データによる。 延長ℓは、マンホール間を測定する。	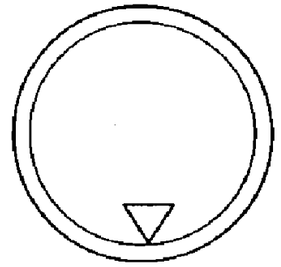	管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は、流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
						中心線のずれ（水平）（管理目標値）	±50			
						勾　配	逆勾配不可			
						延長ℓ	－ℓ／500 かつ－200			
						総延長Ｌ	－200			
8 下水道編	1 管路	4・5 管きょ工（小口径推進・推進）	4 立坑内管布設工		空伏工	基準高▽（管理目標値）	±50	１施工箇所毎に測定する。	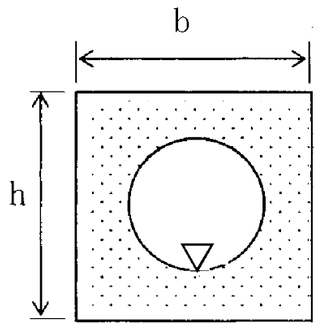	管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は、流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
						中心線のずれ（水平）（管理目標値）	±50			
						幅　b	－30			
						高さ h	－30			
						延長ℓ	－50			
8 下水道編	1 管路	6 管きょ（シールド）	3 一次覆工		掘進工（二次覆工を省略する場合、小口径シールド工法含む）	基準高▽（管理目標値）	±50	基準高、中心のずれ（水平）は、施工延長 40ｍ（測点間隔 50ｍの場合は 50ｍ）につき１ヶ所の割で測定する。 延長ℓは、マンホール間を測定する。	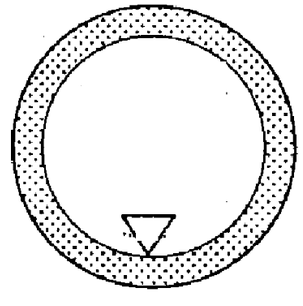	管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は、流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
						中心線のずれ（水平）（管理目標値）	±50			
						延長ℓ	－ℓ／500 かつ－200			
						総延長Ｌ	－200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	6 管きょ（シールド）	4 二次覆工		二次覆工	基準高▽ （管理目標値）	±50	基準高、中心のずれ（水平）及び勾配は、施工延長 40m（測点間隔 50mの場合は 50m）につき１ヶ所の割で測定する。	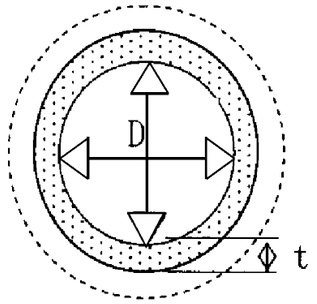	管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は、流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
						中心線のずれ（水平） （管理目標値）	±50			
						勾配	逆勾配不可			
						二次覆工厚 t	－20	二次覆工厚は、１打設につき端面で蛇行修正計画厚に対して上下左右４点を測定する。		
						仕上がり内径Ｄ	±20	仕上がり内径は、施工延長 40m（測点間隔 50mの場合は 50m）につき１ヶ所の割で測定する。		
						延長ℓ	－ℓ／500 かつ－200	延長ℓは、マンホール間を測定する。		
						総延長Ｌ	－200			
8 下水道編	1 管路	7 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工		反転・形成工法	仕上がり内径Ｄ	硬化直後と 24 時間以降の測定値で差がないこと。	１スパンの上下流管口で測定する。 それぞれ更生管円周上の６ヶ所で測定する。 硬化直後と 24 時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。	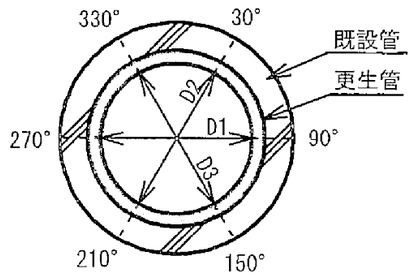	最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠し実施する。
						更生管厚	６ヶ所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は＋20%以内とし、測定値の最小値は、設計更生管厚以上とする。			
8 下水道編	1 管路	6 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工		製管工法	仕上がり内径 （高さ・幅）	平均内径が設計更生管径を下回らない。	１スパンの上下流管口で測定する。 それぞれ更生管の内側中央高と幅の２ヶ所で測定する。	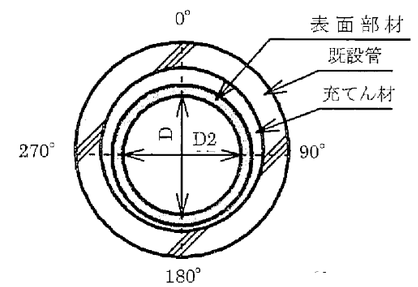	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	１施工箇所毎に測定する。	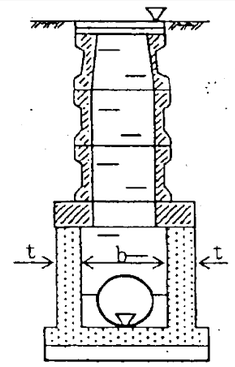	
						幅ｂ（内法）	－30			
						壁厚ｔ	－20			
						人孔天端高	±30			
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		マンホール基礎工	基準高▽	±30	１施工箇所毎に測定する。	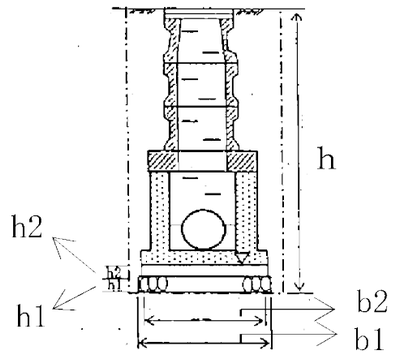	
						床堀深ｈ	－30			
						基礎工幅ｂ$_1$	－50			
						基礎工高ｈ$_1$	－30			
						コンクリート幅ｂ$_2$	－30			
						コンクリート高ｈ$_2$	－10			
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		副管（外副管）	基礎工幅ｂ$_1$	－50	１施工箇所毎に測定する。	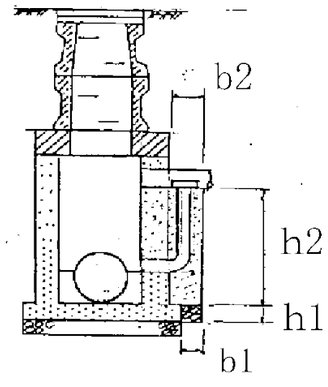	
						基礎工厚ｈ$_1$	－30			
						コンクリート幅ｂ$_2$	－30			
						コンクリート高ｈ$_2$	－30			

単価：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		副管（内副管）	延長 ℓ	－30	１施工箇所毎に測定する。	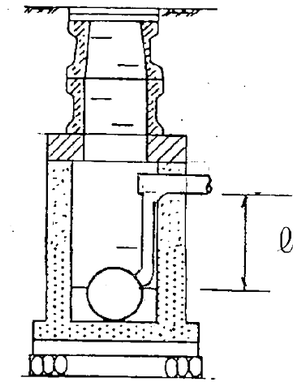	
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		組立マンホール工	基準高▽	±30	１施工箇所毎に測定する。	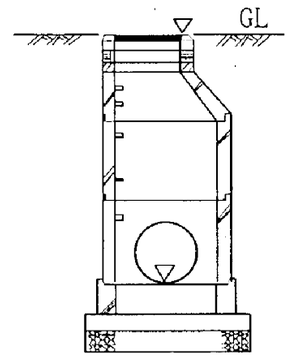	
						人孔天端高	±30			
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		組立マンホール基礎工	基準高▽	±30	１施工箇所毎に測定する。	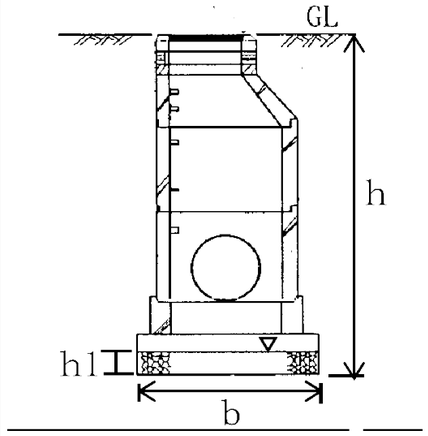	
						床堀深 h	±30			
						基礎工幅 b	－50			
						基礎工高 h_1	－30			

単価：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		副管（外副管）	基礎工幅 b_1	－50	１施工箇所毎に測定する。	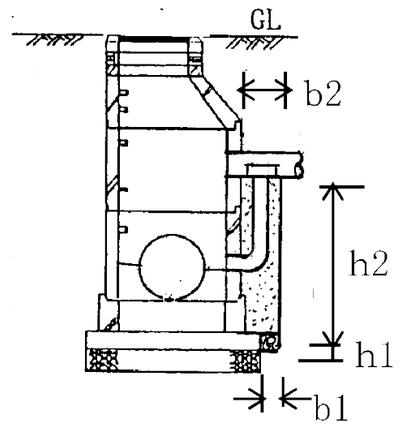	
						基礎工高 h_1	－30			
						コンクリート幅 b_2	－30			
						コンクリート高 h_2	－30			
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		副管（内副管）	延長 ℓ	－30	１施工箇所毎に測定する。	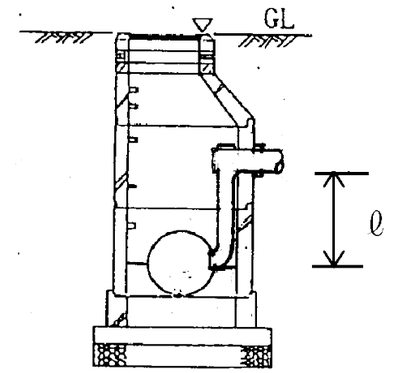	
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	5 小型マンホール工		小型マンホール工	基準高▽	±30	１施工箇所毎に測定する。	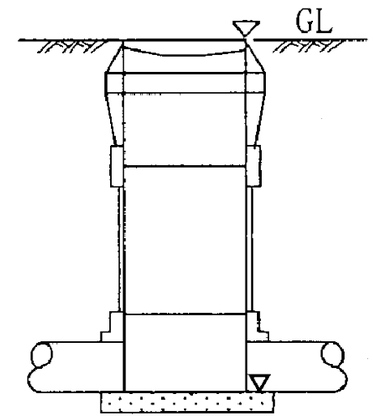	
						人孔天端高	±30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	5 小型マンホール工		小型マンホール基礎工	基準高▽	±30	１施工箇所毎に測定する。	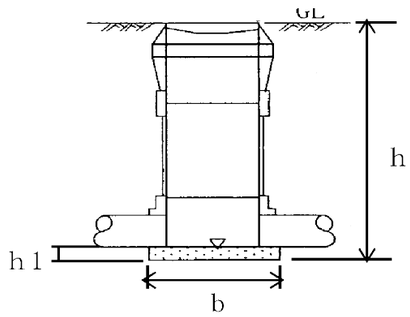	
						床堀深 h	±30			
						基礎工幅 b	－50			
						基礎工高さ h_1	－30			
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		現場打ち 特殊人孔	基準高▽	±30	１施工箇所毎に測定する。	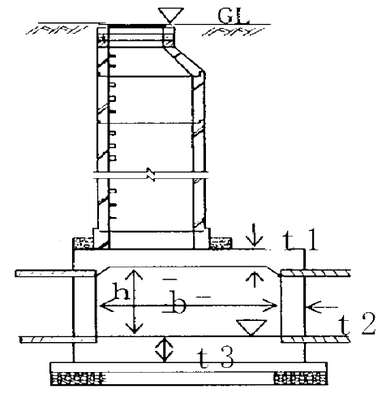	
						幅 b	－30			
						高さ h	±30			
						壁厚 t_1～t_3	－20			
						人孔天端高	±30			
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		伏せ越し室・雨水吐室	基準高▽	±30	１施工箇所毎に測定する。	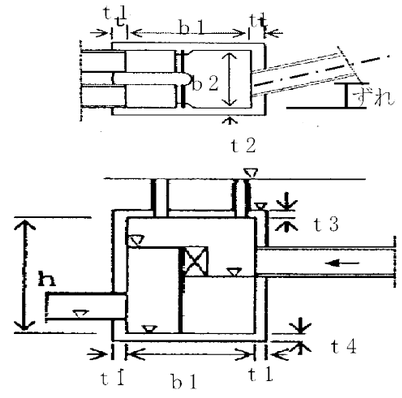	
						幅 b_1、b_2（内法）	±30			
						高さ h	±30			
						厚さ t_1～t_4	－20			
						中心線のずれ	±50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		越流堰（雨水吐室）	基準高▽	±10	基準高は、中央部及び両端部を測定する。	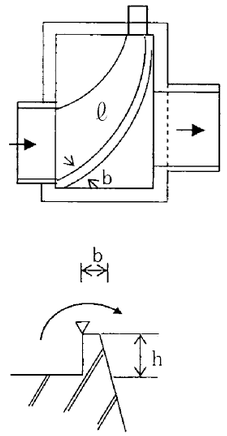	
						幅ｂ（厚さ）	±20	幅、高さ、延長は、１施工箇所毎に測定。		
						高さ（深さ）	±30			
						延長ℓ（長さ）	－20			
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		中継ポンプ施設	基準高▽	±30	１施工箇所毎に測定する。	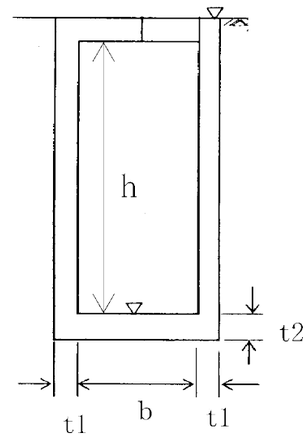	
						幅、長さｂ	－30			
						高さｈ	±30			
						壁厚ｔ１、ｔ２	－20			
8 下水道編	1 管路	10 取付管及びます工	4 ます設置工		公共ます	ます深ｈ	±30	１施工箇所毎に測定する。	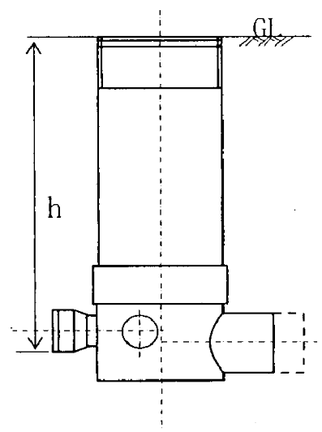	設計上規定している場合

単価：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	10 取付管及びます工	5 取付管布設工		取付管	基準高▽	±30	１施工箇所毎に測定する。	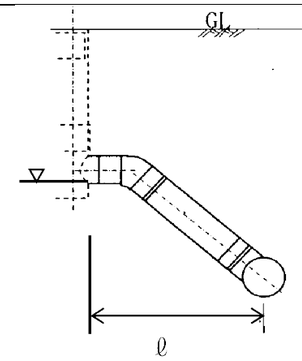	設計上規定している場合
						延長ℓ	－200			
8 下水道編	1 管路	13 立坑工			立坑工	基準高▽	±30	１施工箇所毎に測定する。	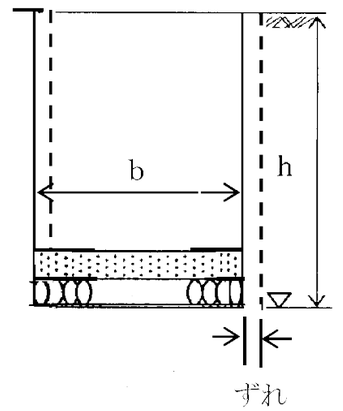	
						ず　れ	±100			
						寸法ｂ	±100			
						深さｈ	－30			
8 下水道編	1 管路	10 取付管及びます工	4 ます設置工		立坑土工	基準高▽	±30	１施工箇所毎に測定する。	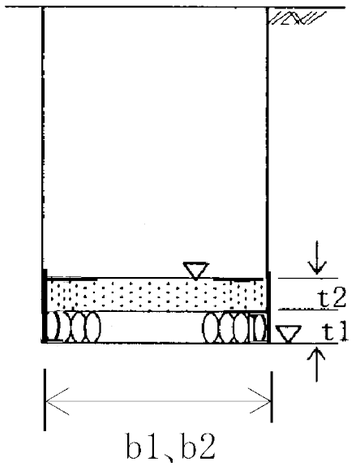	
						砕石基礎幅ｂ$_1$	－50			
						砕石基礎厚ｔ$_1$	－30			
						底版コンクリート基準高	±30			
						底版コンクリート幅ｂ$_2$	－30			
						底版コンクリート厚ｔ$_2$	－10			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の主要構造物	基準高▽	±30	１池（または１槽）について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。	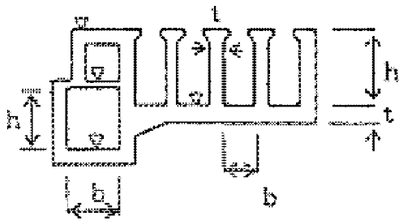	
						幅　b	±30			
						高さ h	±30			
						壁厚 t	－20 ただし床版厚 －10			
						長　さ	±50			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の付属的構造物	基準高▽	±20	１施工箇所毎に図面の主要となる寸法表示箇所を測定する。	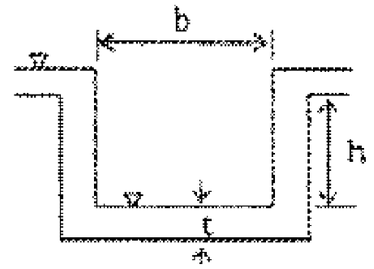	
						幅　b	±20			
						高さ h	±20			
						壁厚 t	±10			
						長　さ	±50			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		開口部	幅　b	±20	永久開口部毎に測定する。	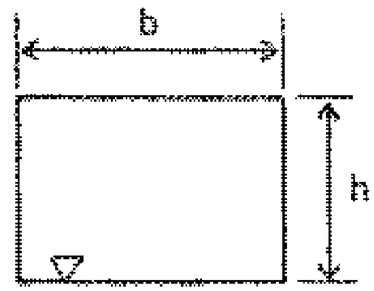	
						高さ h	±20			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		ゲート用開口部	基準高▽	－20 ＋０	開口部毎に測定する。	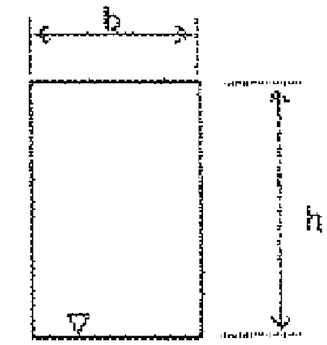	
						幅　b	－0 ＋20			
						高さ h	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		可動堰用開口部	基準高▽	＋0 －20	開口部毎に測定する。	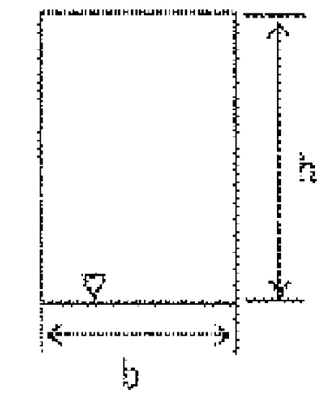	
						幅　b	－0 ＋20			
						高さ h	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工		流出トラフ	基準高▽	±20	基準高は、１施工箇所毎に交差点等を測定する。	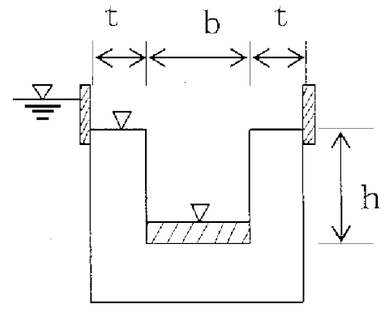	
						幅 b	±20	幅、高さは、各池の１施工箇所について３ヶ所測定する。		
						高さ h	－20			
						厚　t	±10			
						長　さ	±50	長さは、各池外周部の１施工箇所について測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（㎜）	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工		越流堰	基準高▽	±20 ※±5	基準高は、中央部及び両端部を測定する。 ※堰板（既製）使用の場合に適用	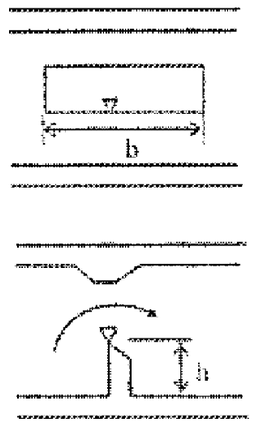	
						幅　b	±20	幅、高さは、１施工箇所毎に測定する。		
						高さ h	－20			
						長　さ	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工			燃料貯蓄留槽工	基準高▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。	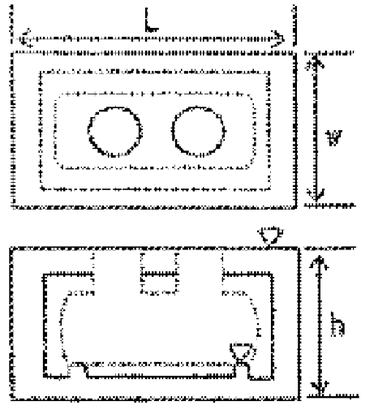	
						厚さ t	－20			
						幅　w	－30			
						高さ h	±30			
						延長Ｌ	－50			

注）１．この表にない工種及び出来形の測定管理は、この表の中で最も類似している工種の方法に準じて行うこと。
　　２．施工数量が、出来形の測定管理頻度未満の場合は、１回管理すること。
　　３．検査員の検査時には、舗装工、街渠工のコアー採取を行うものとし、その頻度は 250m・500 ㎡と以後 500m・1,000 ㎡毎とする。

（様式　1）

出　来　形　成　果　総　括　表

No.

工 事 名

工　種	種　別	細別・規格	単位	設計値	実測値	差	摘要

（備考） 工種、種別、細別は設計内訳により、内訳に数量の記載のある工種を管理すること。
（日本産業規格Ａ４）

（様式　2）

出　来　形　管　理　図

種　目

注　打合せ記録簿（提出）にて提出すること。
（日本産業規格Ａ４）

（様式　２－２）

工出来形管理表

測定項目	記号	摘　要

測　定　箇　所　見　取　図

（日本産業規格Ａ４）

（様式　２－３）

工 出 来 形 管 理 表

測定項目	測点	設計値 (A)	実測値 (B)	差 (C)=(B)-(A)	規格値	備考

（日本産業規格Ａ４）

（様式　２－４）

工出来形管理表

（断面図等）

測定項目	測点	設計値	左		中		右		規格値	備考
			実測値	差	実測値	差	実測値	差		

（日本産業規格Ａ４）

（様式 2－5）

工事名

工出来形管理図

種別:　　測定項目:

測 点 番 号	
設計値との差（mm）	
記 事	

（日本産業規格A4）

（様式　2－6）

工事名

工出来形管理図

種別:　　測定項目:

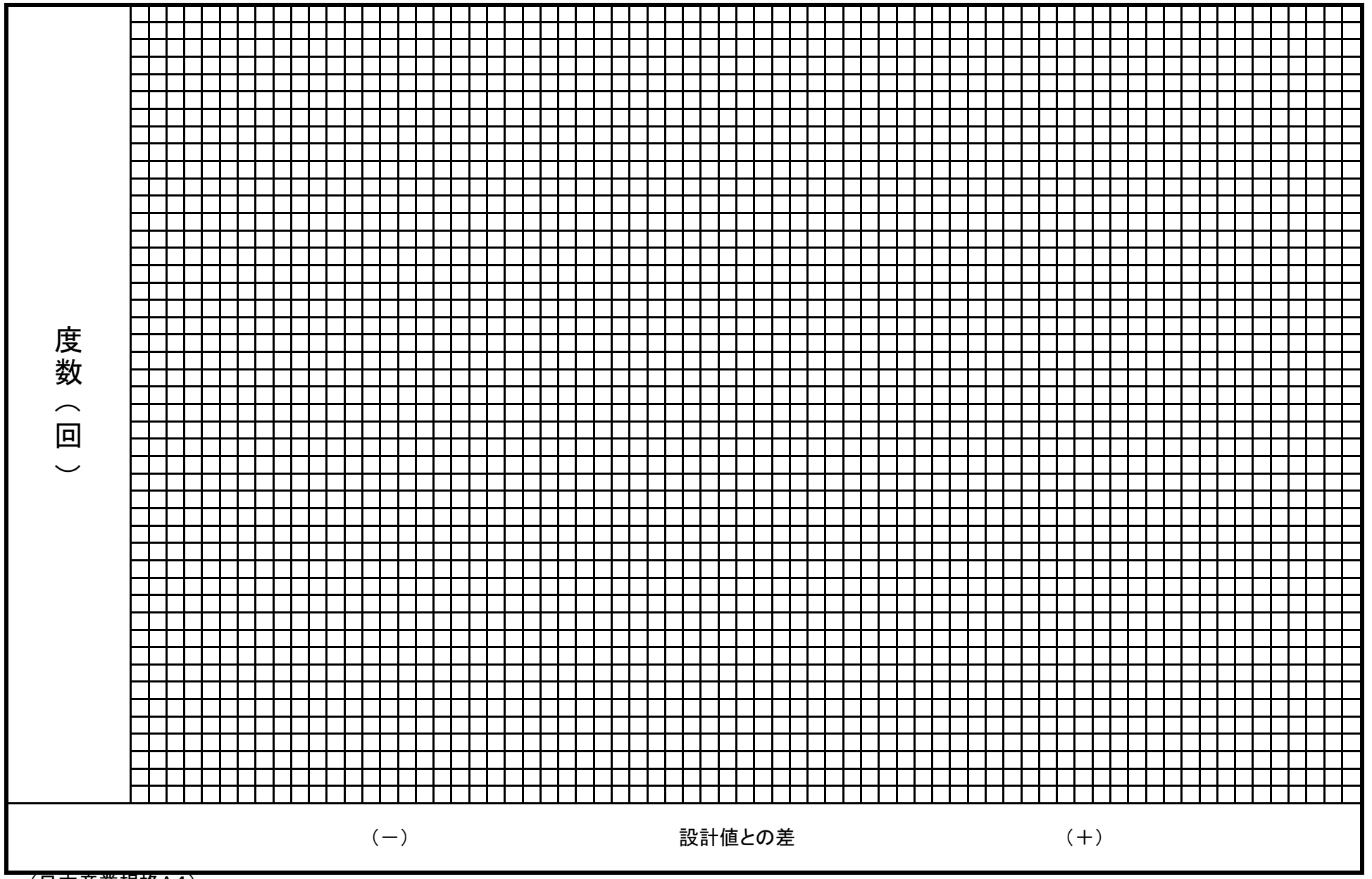

（日本産業規格A4）

別表１　　整備書類(データ)一覧表　（参考）

監督員作成書類(データ)	土木工事標準仕様書様式番号	請負人提出書類(データ)	土木工事標準仕様書様式番号
測量依頼書（道路･河川・公共用地）		工事着手届	第２号様式
測量依頼書（公園）		建設業退職金共済掛金収納書	
測量標等確認依頼書		法定外労災補償制度への加入証書	
測量標等保全通知書		工事工程表（工事変更工程表）	第3･4号様式
測量標等保全完了届書（引照）		現場代理人等届（現場代理人）	第5･6号様式
		同上（主任技術者又は監理技術者）	第5･6号様式
意見聴取（道路法第９５条の２）		ＣＯＲＩＮＳの確認書（着手･変更･完了）	
警察協議書（道路交通法第８０条）		工事下請負届	第10号様式
消防署届出（火災予防条例６９条）			
通知書（建設リサイクル法）		特定建設作業実施届書(写)(延期届)	
支障物件調査、移設依頼　上下水道		ＰＲ文書「工事のお知らせ」	
同上　ＮＴＴ		工事施工記録写真撮影計画書（変更）	
同上　中電		施工計画書（変更）	第37･38号様式
同上　ガス		休日夜間作業届	第36号様式
		段階確認書	第45号様式
建設発生土情報調書（建設発生土工事間流用）		請求・通知・協議・報告・承諾書	第33号様式
埋蔵文化財の調査		使用材料承諾願	第34号様式
工事現場における施工体制の把握表		打合せ記録簿	第35号様式
監督記録簿	第30号様式	施工体制台帳・施工体系図	第39･40号様式
催告・請求・通知・協議・承諾書	第32号様式	工事完了届、請求書類一式	第17号様式
使用材料承諾書	第34号様式	出来形管理表・出来形管理図	
打合せ記録簿	第35号様式	品質管理結果（試験結果等）	
工事用材料出納簿	第11号様式	テストハンマーによる強度推定調査票	
工事用貸与物件整理簿	第12号様式	コンクリートのひび割れ調査票	
		工事施工記録写真	
検査依頼書（検査員指定通知書）		工事記録簿	第31号様式
工事施工成績評定（入力）		竣工図（出来形図）	
検査調書	第18号様式	植樹保険加入付保証明書	
工事完了確認通知書	第19号様式	電気工作物の調査済証	
測量標等保全完了届書（復元等）		再生資源利用実施書	
区域標復元依頼書		再生資源利用促進実施書	
工事精算書	第27号様式	公共工事におけるグリーン購入ガイドラインに基づく使用実績表	
台帳補正資料		管理台帳作成（橋梁・標識・街路灯等）	
		建設廃棄物処理委託契約書（写）	
		建設廃棄物処理受託者の許可証（写）	
		マニフェスト（検査時持参）	
		社内検査報告書	
		管理引継書資料	

注　上記の整備書類一覧表を参考にして必要な書類を作成すること。

（日本産業規格Ａ４）